

一、本会議の審議概要

○昭和六十二年十二月二十八日 月曜日

開会 午前十時一分

日程第一 議席の指定

議長は、議員の議席を指定した。

特別委員会設置の件

右の件は、議長発議により、科学技術振興に関する諸問題を調査しその対策樹立に資するため委員二十名から成る科学技術特別委員会、公害及び環境保全に関する諸問題を調査しその対策樹立に資するため委員二十名から成る環境特別委員会、災害に関する諸問題を調査しその対策樹立に資するため委員二十名から成る災害対策特別委員会、選挙制度に関する調査のため委員二十五名から成る選挙制度に関する特別委員会、沖縄及び北方問題に関する対策樹立に資するため委員二十名から成る沖縄及び北方問題に関する特別委員会を設置することに全会一致をもつて決し、土地問題及び国土利用に関する対策樹立に資するため委員三十名から成る土地問題等に関する特別委員会を設置することに決し、議長は、特別委員を指名した。

散会 午前十時四分

備

考

○昭和六十三年一月二十五日 月曜日

開会 午後三時二分

議長は、新たに当選した議員坪井一字君を議院に紹介した後、同君を地方行政委員に指名した。

議員辞職の件

右の件は、田代富士男君の辞職を許可することに決した。

日程第一 国務大臣の演説に関する件

竹下内閣総理大臣は施政方針に関し、宇野外務大臣は外交に関し、宮澤大蔵大臣は財政に関し、中尾国務大臣は経済に関してそれぞれ演説をした。

国務大臣の演説に対する質疑は、延期することに決した。

散会 午後四時四十二分

○昭和六十三年一月二十八日 木曜日

開会 午前十時一分

日程第一 国務大臣の演説に関する件(第二日)

小山一平君、松垣徳太郎君は、それぞれ質疑をした。

残余の質疑は、延期することに決した。

散会 午後零時三十九分

一・二五 開会式

(衆議院)

一・二五 国務大臣の演説

二七、二八 演説に対する質疑

○昭和六十三年一月二十九日 金曜日

開会 午前十時一分

日程第一 國務大臣の演説に関する件(第三日)

多田省吾君、小笠原貞子君は、それぞれ質疑をした。

休憩 午後零時六分

再開 午後一時十二分

休憩前に引続き、栗林卓司君、菅野久光君は、それぞれ質疑をした。

議長は、質疑が終了したことを告げた。

散会 午後三時十七分

○昭和六十三年二月十七日 水曜日

開会 午前十時一分

元議員吉武恵市君逝去につき哀悼の件

右の件は、議長発議により、院議をもつて弔詞をささげることにより、議長は、弔詞を朗読した。

国家公務員等の任命に関する件

右の件は、中央社会保険医療協議会委員に伊東光晴君、商品取引所審議会会長に別府正夫君、同委員に神崎克郎君、久保田晃君、酒巻俊雄君、杉山克己君を任命することに全

会一致をもつて同意することに決し、中央社会保険医療協議会委員に館龍一郎君を任命することに同意することに決した。

日程第一 昭和六十二年の水田農業確立助成補助金についての所得税及び法人税の臨

時特例に関する法律案（衆議院提出）

右の議案は、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

散会 午前十時七分

○昭和六十三年二月二十日 土曜日

開会 午後二時一分

日程第一 昭和六十二年一般会計補正予算（第2号）

日程第二 昭和六十二年特別会計補正予算（特第2号）

日程第三 昭和六十二年政府関係機関補正予算（機第2号）

右の三案は、予算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、可決された。

漁船再保険及漁業共済保険特別会計における漁業共済に係る保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、日程に追加し、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

（衆議院議決）

二・一八

昭和六十二年一般会計

補正予算（第2号）

昭和六十二年特別会計

補正予算（特第2号）

昭和六十二年政府関係

機関補正予算（機第2号）

右の議案は、日程に追加し、地方行政委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

散会 午後二時二十七分

○昭和六十三年三月二十三日 水曜日

開会 午前十時四分

議長は、新たに当選した議員吉井英勝君を議院に紹介した後、同君を外務委員に指名した。議員三池信君逝去につき哀悼の件

右の件は、議長からすでに弔詞をささげた旨報告し、その弔詞を朗読した。次いで、小山一平君が哀悼の辞を述べた。

理学博士利根川進君のノーベル賞受賞につき祝意を表する件

右の件は、議長からすでに祝辞を贈呈した旨報告し、議長は、次の祝辞を朗読した。

理学博士利根川進君 君は免疫現象の遺伝学的原理の解明により千九百八十七年度ノ

ーベル医学・生理学賞を授与されました

参議院はここに君の偉大な功績をたたえ院議をもつて心からの祝意を表します

日程第一 国家公務員等の任命に関する件

右の件は、人事官に内海倫君、原子力委員会委員に中江要介君、日本銀行政策委員会委員に小尾知愛君を任命することに同意することに決し、宇宙開発委員会委員に齋藤成文君を任命することに全会一致をもつて同意することに決した。

二・二四〇二五 内閣総理大臣の海外

出張

(衆議院議決)

三・二二一 租税特別措置法の一部を改

正する法律案(閣法第五号)

租税特別措置法の一部を改正する法律案（趣旨説明）

右は、日程に追加し、宮澤大蔵大臣から趣旨説明があつた後、鈴木和美君、塩出啓典君、吉井英勝君、小西博行君がそれぞれ質疑をした。

国務大臣の報告に関する件（昭和六十三年度地方財政計画について）

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案及び地方交付税法の一部を改正する法律案（趣旨説明）

右は、日程に追加し、梶山自治大臣から報告及び趣旨説明があつた後、糸久八重子君、片上公人君がそれぞれ質疑をした。

散会 午後一時二十二分

○昭和六十三年三月三十日 水曜日

開会 午後二時四十一分

日程第一 原材料の供給事情の変化に即応して行われる水産加工業の施設の改良等に必要資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案

（内閣提出）

右の議案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

散会 午後二時四十四分

（衆議院議決）

三・三〇 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案（閣法第二四号）

○昭和六十三年三月三十一日 木曜日

開会 午後五時三十一分

日程第一 道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の三案（第二及び第三の議案は日程に追加）は、建設委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、日程第一及び日程追加の第二の議案は可決、日程追加の第三の議案は全会一致をもつて可決された。

日程第二 公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、環境特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第三 中小企業信用保険法及び中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第四 異分野中小企業者の知識の融合による新分野の開拓の促進に関する臨時措置法案（内閣提出、衆議院送付）

右の両案は、商工委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

関税率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
租税特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の両案は、日程に追加し、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、第二の議案に対する討論の後、可決された。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件（衆議院送付）

右の件は、日程に追加し、逋信委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、承認することに決した。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、日程に追加し、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、日程に追加し、地方行政委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

漁港法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件（衆議院送付）

漁業協同組合併助成法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

右の三件は、日程に追加し、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、第一の議案は可決され、第二の議案は全会一致をもつて承認することに決し、第三の議案は全会一致をもつて可決された。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

右の議案は、日程に追加し、議院運営委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件

右の件は、議長発議に係る参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案を全会一致をもつて可決した。

散会 午後六時十八分

○昭和六十三年四月五日 火曜日

開会 午後二時三十一分

日程第一 昭和六十三年一般会計暫定予算

日程第二 昭和六十三年特別会計暫定予算

日程第三 昭和六十三年政府関係機関暫定予算

右の三案は、予算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。
散会 午後二時三十七分

（衆議院議決）

四・四・昭和六十三年一般会計暫定

予算

昭和六十三年特別会計暫定

予算

昭和六十三年政府関係機関

暫定予算

○昭和六十三年四月七日 木曜日

開会 午後四時三十七分

日程第一 昭和六十三年年度一般会計予算

日程第二 昭和六十三年年度特別会計予算

日程第三 昭和六十三年度政府関係機関予算

右の三案は、予算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、記名投票をもつて採決の結果、賛成一三九、反対九九にて可決された。

散会 午後六時九分

○昭和六十三年四月十五日 金曜日

開会 午前十時二分

議長は、新たに当選した議員陣内孝雄君を議院に紹介した後、同君を通信委員に指名した。

日程第一 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第六条及び第七条の改正の受諾について承認を求めめるの件

日程第二 国際復興開発銀行協定第八条(a)の改正の受諾について承認を求めめるの件（衆議院送付）

右の両件は、外務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、日程第一は全会一致をもつて承認することに決し、日程第二は承認することに決した。

昭和六十三年年度一般会計予算
昭和六十三年年度特別会計予算
昭和六十三年度政府関係機関予算
（衆議院予算委員会）

二・一五、一六 公聴会
三・一〇 可決

（衆議院本会議）
三・一〇 可決

（参議院予算委員会）
三・二二 公聴会

四・七 可決
（参議院本会議）

四・七 可決

（衆議院議決）

四・一五 国民健康保険法の一部を改正する法律案（閣法第一九号）（修正）

日程第三 郵便為替法及び郵便振替法の一部を改正する法律案（内閣提出）

右の議案は、通信委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

日程第四 社会福祉・医療事業団法の一部を改正する法律案（内閣提出）

日程第五 労働安全衛生法の一部を改正する法律案（内閣提出）

日程第六 勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案（内閣提出）

右の三案は、社会労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、日程第四は可決、日程第五及び第六は全会一致をもつて可決された。

日程第七 宅地建物取引業法及び積立式宅地建物販売業法の一部を改正する法律案（内閣提出）

日程第八 住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の両案は、建設委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

日程第九 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）

右の議案は、商工委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第一〇 農林水産省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、委員長報告のとおり修正議決された。

散会 午前十時二十四分

○昭和六十三年四月十八日 月曜日

開会 午前十時一分

日程第一 国民健康保険法の一部を改正する法律案（趣旨説明）

右は、藤本厚生大臣から趣旨説明があつた後、山本正和君、中西珠子君、内藤功君、柳澤錬造君がそれぞれ質疑をした。

法制局長の辞任に関する件

右の件は、法制局長浅野一郎君の辞任を承認することに決した。

法制局長の任命に関する件

右の件は、議長が中島一郎君を任命することを全会一致をもつて承認することに決した。

散会 午前十一時三十六分

○昭和六十三年四月二十日 水曜日

開会 午前十時一分

裁判官訴追委員辞任の件

右の件は、土屋義彦君、西村尚治君の辞任を許可することに決した。

裁判官訴追委員の選挙

右の選挙は、動議によりその手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、林道君、堀江正夫君を指名した。

日程第一 船舶整備公団法の一部を改正する法律案（内閣提出）

右の議案は、運輸委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第二 住宅・都市整備公団法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第三 半島振興法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

右の両案は、建設委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、日程第二は可決、日程第三は全会一致をもつて可決された。

日程第四 通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、逓信委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

日程第五 恩給法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

散会 午前十時十三分

○昭和六十三年四月二十七日 水曜日

開会 午前十時一分

昭和六十三年年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案（趣旨説明）

右は、日程に追加し、宮澤大蔵大臣から趣旨説明があつた後、丸谷金保君、和田教美君

（衆議院議決）

四・二六

国立学校設置法の一部を改正する法律案（閣法第一号）

（修正）

昭和六十三年年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案（閣法第三号）（修正）

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めの件（閣条第七号）

多極分散型国土形成促進法案（閣法第七八号）

がそれぞれ質疑をした。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求め
るの件（趣旨説明）

右は、日程に追加し、宇野外務大臣から趣旨説明があつた後、松前達郎君、立木洋君がそれぞれ質疑をした。

休憩 午後零時八分

再開 午後一時二分

多極分散型国土形成促進法案（趣旨説明）

右は、日程に追加し、奥野国務大臣から趣旨説明があつた後、大木正吾君、馬場富君、近藤忠孝君、勝木健司君がそれぞれ質疑をした。

日程第一 日本国政府と国際熱帯木材機関との間の本部協定の締結について承認を求め
るの件（衆議院送付）

日程第二 千九百八十七年の国際天然ゴム協定の締結について承認を求め
るの件（衆議院送付）

日程第三 オゾン層の保護のためのウィーン条約及びオゾン層を破壊する物質に関する
モントリオール議定書の締結について承認を求め
るの件（衆議院送付）

右の三件は、外務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致を
もつて承認することに決した。

日程第四 特定不況業種関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第五 駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の両案は、社会労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

日程第六 港湾法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、運輸委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第七 産業技術に関する研究開発体制の整備に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第八 無限連鎖講の防止に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

日程第九 地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の三案は、商工委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、日程第七及び第九は可決、日程第八は全会一致をもつて可決された。

日程第一〇 消防法の一部を改正する法律案（内閣提出）

右の議案は、地方行政委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第十一 森林開発公団法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決さ

れた。

日程第一二 義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

院送付）

右の議案は、文教委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

日程第一三 放送法及び電波法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、通信委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第一四 特定弔慰金等の支給の実施に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

散会 午後三時二十三分

○昭和六十三年五月十一日 水曜日

開会 午前十時六分

国立学校設置法の一部を改正する法律案（趣旨説明）

右は、日程に追加し、中島文部大臣から趣旨説明があつた後、久保亘君、佐藤昭夫君がそれぞれ質疑をした。

教育公務員特例法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案

（趣旨説明）

（衆議院議決）

四・二八 地方交付税法の一部を改正する法律案（閣法第三四号）

教育公務員特例法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第三八号）

四・二九〇五・九 内閣総理大臣の海外出張

右は、日程に追加し、中島文部大臣から趣旨説明があつた後、安永英雄君、高木健太郎君、関嘉彦君がそれぞれ質疑をした。

日程第一 核物質の防護に関する条約の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

日程第二 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の兩件は、外務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、日程第一は全会一致をもつて承認することに決し、日程第二は全会一致をもつて可決された。

日程第三 船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第四 船員法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第五 地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、中部運輸局愛知陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に関し承認を求めるの件（衆議院送付）

右の三件は、運輸委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、日程第三は全会一致をもつて可決、日程第四は可決され、日程第五は全会一致をもつて承認することに決した。

日程第六 港湾労働法案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、社会労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第七 大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、建設委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第八 公有地の拡大の推進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、地方行政委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第九 刑事補償法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第一〇 訪問販売等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、商工委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

日程第一一 農用地開発公団法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

散会 午後零時四十四分

○昭和六十三年五月十三日 金曜日

開会 午前十時一分

原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（趣旨説明）

右は、日程に追加し、宇野外務大臣から趣旨説明があつた後、小川仁一君、伏見康治君

（衆議院議決）

五・一二 原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第八号）

がそれぞれ質疑をした。

日程第一 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めの件（衆議院送付）

右の件は、外務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、承認することに決した。

日程第二 都市再開発法及び建築基準法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、建設委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第三 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、商工委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

日程第四 昭和六十三年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第五 郵便法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、通信委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第六 漁業災害補償法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

散会 午前十一時三十三分

○昭和六十三年五月十八日 水曜日

開会 午前十時一分

国家公務員等の任命に関する件

右の件は、原子力委員会委員に大山彰君、原子力安全委員会委員に都甲泰正君、日本銀行政策委員会委員に両角良彦君を任命することに同意することに決した。

日程第一 國務大臣の報告に関する件（昭和六十一年度決算の概要について）

右の件は、宮澤大蔵大臣から報告があつた後、及川一夫君、刈田貞子君、橋本敦君がそれぞれ質疑をした。

日程第二 沖繩振興開発特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、沖繩及び北方問題に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第三 昭和六十一年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その

1）（第百八回国会内閣提出、第百十二回国会衆議院送付）

日程第四 昭和六十一年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その

1）（第百八回国会内閣提出、第百十二回国会衆議院送付）

日程第五 昭和六十一年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）（第百八回国会内閣提出、第百十二回国会衆議院送付）

日程第六 昭和六十一年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（衆議院送付）

日程第七 昭和六十一年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（衆議院送付）

日程第八 昭和六十一年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（衆議院送付）

日程第九 昭和六十一年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）（衆議院送付）

日程第一〇 昭和六十一年度一般会計国庫債務負担行為総調書（その1）
右の八件は、決算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、日程第三乃至第九は承諾することに決し、日程第一〇は全会一致をもつて委員長報告のとおり異議がないと決した。

日程第一一 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。
日程第一二 平和祈念事業特別基金等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第一三 昭和六十一年度における国家公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に

関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の両案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第一四 土地区画整理法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、建設委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第一五 郵便年金法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、通信委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

日程第一六 国民健康保険法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第一七 児童扶養手当法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第一八 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第一九 戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第二〇 厚生年金保険法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の五案は、社会労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、日程第一六に対する討論の後、日程第一六は可決、日程第一七乃至第二〇は全会一致をもつて可決された。

日程第二一 国立学校設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第二二 昭和六十二年度における私立学校教職員共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の両案は、文教委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、日程第二二に對する討論の後、可決された。

日程第二三 地方交付税法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、地方行政委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

右の議案は、日程に追加し、議院運営委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

散会 午後零時三十四分

○昭和六十三年五月二十日 金曜日

開会 午前十時一分

日程第一 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、科学技術特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第二 農村地域工業導入促進法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

日程第三 昭和六十二年度における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に

関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、地方行政委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第四 労働組合法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、社会労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第五 不動産登記法及び商業登記法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送

付）

右の議案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

散会 午前十時十七分

○昭和六十三年五月二十五日 水曜日

開会 午前十時六分

元議員足鹿覺君逝去につき哀悼の件

右の件は、議長発議により、院議をもつて弔詞をささげることに関し、議長は、弔詞を朗読した。

第三回国際連合軍縮特別総会に関する決議案（森山眞弓君外六名発議）（委員会審査省略要求事件）

右の議案は、發議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決し、森山眞弓君から趣旨説明があつた後、可決された。

宇野外務大臣は、右の決議について所信を述べた。

日程第一 原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めめるの件（衆議院送付）

右の件は、外務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、承認することに決した。

日程第二 多極分散型国土形成促進法案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、土地問題等に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第三 証券取引法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第四 金融先物取引法案（内閣提出、衆議院送付）

右の両案は、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第五 特定産業構造改善臨時措置法を廃止する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、商工委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

日程第六 昭和六十二年における農林漁業団体職員共済組合法の年金の額の改定の特

例に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日程第七 柔道整復師法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

日程第八 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

日程第九 クリーニング業法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

右の三案は、社会労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、全会一致をもつて可決された。

日程第一〇 日本放送協会昭和六十年年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

右の件は、逡信委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、委員長報告のとおり是認することに決した。

日程第一一 教育公務員特例法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、文教委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、可決された。

外交・総合安全保障に関する調査の中間報告

右の件は、中間報告を聴取することに決し、外交・総合安全保障に関する調査会長から報告があつた。

国民生活に関する調査の中間報告

右の件は、中間報告を聴取することに決し、国民生活に関する調査会長から報告があつた。

産業・資源エネルギーに関する調査の中間報告

右の件は、中間報告を聴取することに決し、産業・資源エネルギーに関する調査会長から報告があつた。

日程第一二乃至第三八の請願

右の請願は、沖繩及び北方問題に関する特別委員長外九委員長の報告を省略し、全会一致をもつて各委員会決定のとおり採択することに決した。

委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中も継続するの件

右の件は、次の案件について委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中も継続することに決した。

内閣委員会

一、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査

一、国の防衛に関する調査

地方行政委員会

一、地方行政の改革に関する調査

法務委員会

一、検察及び裁判の運営等に関する調査

外務委員会

一、国際開発協力基本法案（第百八回国会参第三号）

一、国際情勢等に関する調査

大蔵委員会

一、租税及び金融等に関する調査

文教委員会

一、学校教育法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案（第百九回国会参第一号）

一、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案（第百九回国会参第二号）

一、教育、文化及び学術に関する調査

社会労働委員会

一、育児休業法案（第百九回国会参第三号）

一、積雪又は寒冷の度が著しく高い地域における建設業等関係労働者の通年雇用の促進に関する法律案（参第一号）

一、林業労働法案（参第二号）

一、戦時災害援護法案（参第三号）

一、社会保障制度等に関する調査

一、労働問題に関する調査

農林水産委員会

一、農林水産政策に関する調査

商工委員会

一、産業貿易及び経済計画等に関する調査

運輸委員会

一、運輸事情等に関する調査

通信委員会

- 一、郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査

建設委員会

- 一、建設事業及び建設諸計画等に関する調査

予算委員会

- 一、予算の執行状況に関する調査

決算委員会

- 一、昭和六十年一般会計歳入歳出決算、昭和六十年特別会計歳入歳出決算、昭和六十年国納金整理資金受払計算書、昭和六十年政府関係機関決算書

- 一、昭和六十年国有財産増減及び現在額総計算書

- 一、昭和六十年国有財産無償貸付状況総計算書

- 一、昭和六十一年度一般会計歳入歳出決算、昭和六十一年度特別会計歳入歳出決算、昭和六十一年度国納金整理資金受払計算書、昭和六十一年度政府関係機関決算書

算書

- 一、昭和六十一年度国有財産増減及び現在額総計算書

- 一、昭和六十一年度国有財産無償貸付状況総計算書

- 一、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

議院運営委員会

- 一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件

科学技術特別委員会

一、宇宙開発基本法案（第百八回国会参第二号）

一、科学技術振興対策樹立に関する調査

環境特別委員会

一、公害及び環境保全対策樹立に関する調査

災害対策特別委員会

一、災害対策樹立に関する調査

選挙制度に関する特別委員会

一、選挙制度に関する調査

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

一、沖縄及び北方問題に関する対策樹立に関する調査

土地問題等に関する特別委員会

一、土地問題及び国土利用に関する対策樹立に関する調査

外交・総合安全保障に関する調査会

一、外交・総合安全保障に関する調査

国民生活に関する調査会

一、国民生活に関する調査

産業・資源エネルギーに関する調査会

一、産業・資源エネルギーに関する調査

議長は、今国会の議事を終了するに当たり挨拶をした。

散会 午前十一時五十八分

二、議案の審議経過

(1) 議案件数表

規 程 案	決 議 案	その他		等		承 認	条 約	予 算	衆 法		参 法		閣 法			
		継 続	新 規	衆 繼	新 規				衆 繼	新 規	参 繼	新 規	衆 繼	参 繼	新 規	
一	三	五	四	三	四	三	八	九	一 九	一 五	五	三	八		八 三	提 出
一	一	二		三	四	三	八	九		九					七 五	成 立
		三	三								五	三				参 議 院 未 了
	二		一													参 議 院 未 了
/									一 九	三			六	八		衆 議 院 未 了
/										一			二			衆 議 院 未 了
										撤 回 二						備 考

(2) 議案件名一覧

(件名の上の数字は提出番号、件名の下
の(修)は本院修正、(修)は衆
議院修正を示す。)

●内閣提出法律案(九一件)(うち衆議院に
おいて前国会から継続八件)

●両院通過(七五件)

- 一 漁船再保険及漁業共済保険特別会計における
漁業共済に係る保険金の支払財源の不足に充
てるための一般会計からする繰入金に関する
法律案
- 二 地方交付税法等の一部を改正する法律案
- 三 昭和六十三年度の財政運営に必要な財源の確
保を図るための特別措置に関する法律案(修)
- 四 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
- 五 租税特別措置法の一部を改正する法律案
- 六 農林水産省設置法の一部を改正する法律案
(修)(衆議院同意)
- 八 公害健康被害の補償等に関する法律の一部を
改正する法律案
- 九 恩給法等の一部を改正する法律案(修)
- 一〇 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤
務する外務公務員の給与に関する法律の一部
を改正する法律案(修)
- 一一 国立学校設置法の一部を改正する法律案(修)
- 一二 義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改
正する法律案(修)
- 一三 中小企業信用保険法及び中小企業信用保険公
庫法の一部を改正する法律案
- 一四 異分野中小企業者の知識の融合による新分野
の開拓の促進に関する臨時措置法案
- 一五 通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律
案
- 一六 道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路
整備臨時措置法の一部を改正する法律案
- 一七 農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時
措置法の一部を改正する法律案

- 一八 特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案
- 一九 国民健康保険法の一部を改正する法律案（修）
- 二〇 特定不況業種関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案
- 二一 駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案
- 二二 住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案（修）
- 二三 住宅・都市整備公団法等の一部を改正する法律案（修）
- 二四 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案
- 二五 原材料の供給事情の変化に即応して行われる水産加工業の施設の改良等に必要な資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案
- 二六 特定弔慰金等の支給の実施に関する法律案

- 二七 平和祈念事業特別基金等に関する法律案
- 二八 漁港法の一部を改正する法律案
- 二九 森林開発公団法の一部を改正する法律案
- 三〇 地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律案
- 三一 産業技術に関する研究開発体制の整備に関する法律案
- 三二 港湾法の一部を改正する法律案
- 三三 労働組合法等の一部を改正する法律案（修）
- 三四 地方交付税法の一部を改正する法律案
- 三五 農用地開発公団法の一部を改正する法律案
- 三六 港湾労働法案（修）
- 三七 関稅定率法及び関稅暫定措置法の一部を改正する法律案
- 三八 教育公務員特例法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案
- 四〇 放送法及び電波法の一部を改正する法律案
- 四一 船舶整備公団法の一部を改正する法律案
- 四二 郵便法の一部を改正する法律案
- 四三 郵便年金法の一部を改正する法律案

- 四四 郵便為替法及び郵便振替法の一部を改正する法律案
- 四七 宅地建物取引業法及び積立式宅地建物販売業法の一部を改正する法律案
- 四八 刑事補償法の一部を改正する法律案
- 四九 公有地の拡大の推進に関する法律の一部を改正する法律案
- 五〇 消防法の一部を改正する法律案
- 五一 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案
- 五二 不動産登記法及び商業登記法の一部を改正する法律案
- 五四 社会福祉・医療事業団法の一部を改正する法律案
- 五五 漁業災害補償法の一部を改正する法律案
- 五六 農村地域工業導入促進法の一部を改正する法律案
- 五七 訪問販売等に関する法律の一部を改正する法律案(修)
- 五八 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律案

- 五九 特定産業構造改善臨時措置法を廃止する法律案
- 六〇 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案
- 六一 船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案
- 六二 船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案
- 六三 船員法の一部を改正する法律案(修)
- 六四 大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法案
- 六五 都市再開発法及び建築基準法の一部を改正する法律案
- 六六 土地区画整理法の一部を改正する法律案
- 六七 労働安全衛生法の一部を改正する法律案
- 六八 勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案
- 六九 児童扶養手当法等の一部を改正する法律案
- 七〇 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律案(修)

律の一部を改正する法律案（修）

七一 戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案（修）

七二 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

七三 昭和六十二年度における国家公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律の一部を改正する法律案（修）

七四 昭和六十二年度における私立学校教職員共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律の一部を改正する法律案（修）

七五 昭和六十二年度における農林漁業団体職員共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律の一部を改正する法律案（修）

七六 昭和六十二年度における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律の一部を改正する法律案（修）

七七 厚生年金保険法の一部を改正する法律案

七八 多極分散型国土形成促進法案

七九 証券取引法の一部を改正する法律案

八〇 金融先物取引法案

八一 沖縄振興開発特別措置法の一部を改正する法律案

●衆議院継続（一四件）（うち衆議院において前国会から継続六件）

七 防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案

三九 学校教育法の一部を改正する法律案

四五 教育職員免許法等の一部を改正する法律案

四六 著作権法の一部を改正する法律案

五三 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案

六一 臨時教育改革推進会議設置法案

八二 行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報保護の保護に関する法律案

八三 統計法及び統計報告調整法の一部を改正する法律案

第百八回
国会八五
地方自治法の一部を改正する法律案

第百八回 国会九〇 後天性免疫不全症候群の予防に関する法律案

第百八回 国会九六 刑事施設法案

第百八回 国会九七 刑事施設法施行法案

第百八回 国会九八 留置施設法案

第百九回 国会九九 海上保安庁の留置施設に関する法律案

●衆議院未了 (二件)(いずれも衆議院において前国会から継続)

第百八回 国会六五 厚生年金保険法等の一部を改正する法律案

第百八回 国会六六 職業安定法等の一部を改正する法律案

●本院議員提出法律案 (八件)(うち前国会から継続五件)

●本院継続 (八件)

一 積雪又は寒冷の度が著しく高い地域における建設業等関係労働者の通年雇用の促進に関する法律案

二 林業労働法案

三 戦時災時援護法案

第百八回 国会二 宇宙開発基本法案

第百八回 国会三 国際開発協力基本法案

第百九回 国会一 学校教育法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案

第百九回 国会二 女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案

第百九回 国会三 育児休業法案

●衆議院議員提出法律案 (三四件)(うち衆議院において前国会から継続一九件)

●両院通過 (九件)

一 昭和六十二年度の水田農業確立助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

三 漁業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案

五 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

八 半島振興法の一部を改正する法律案

一〇 無限連鎖講の防止に関する法律の一部を改正する法律案

一一 国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部

を改正する法律案

一二 柔道整復師法の一部を改正する法律案

一三 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師

等に関する法律の一部を改正する法律案

一四 クリーニング業法の一部を改正する法律案

●衆議院継続(二二件)(うち衆議院において前国会から継続

一九件)

四 刑事訴訟法の一部を改正する法律案

九 都市における公共交通の環境整備に関する特

別措置法案

一五 土地基本法案

第百七回 国会 義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施

設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児

休業に関する法律の一部を改正する法律案

第百七回 国会 中水道の整備の促進に関する法律案

第百七回 国会 北海道旧土人保護法及び旭川市旧土人保護地

処分法の一部を改正する法律案

第百八回 国会 本邦漁業者の漁業生産活動の確保に関する法

律案

第百八回 国会 雇用対策法の一部を改正する法律案

第百八回 国会 雇用保険法の一部を改正する法律案

第百八回 国会 雇用保険法に基づく失業給付等についての臨

時特例に関する法律案

第百八回 国会 短期労働者及び短時間労働者の保護に関する

法律案

第百八回 国会 海洋開発基本法案

第百八回 国会 海洋開発委員会設置法案

第百八回 国会 官公需についての中小企業者の受注の確保に

関する法律の一部を改正する法律案

第百八回 国会 下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する

法律案

第百九回 国会 水俣病問題総合調査法案

第百九回 国会 義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改

正する法律案

第百九回 国会 学校教育法の一部を改正する法律案

第百九回 国会 学校教育法等の一部を改正する法律案

第百九回 国会 公立幼稚園の学級編制及び教職員定数の標準

に関する法律案

第百九回 国会 公立の障害児教育諸学校の学級編制及び教職

員定数の標準等に関する法律案

第百十一回
国会
一 国土利用計画法の一部を改正する法律案

●衆議院未了（二件）

- 二 被抑留者等に対する特別給付金の支給に関する法律案

●撤回（二件）

- 六 訪問販売等に関する法律の一部を改正する法律案
七 原子爆弾被爆者等援護法案

◎予算（九件）

●両院通過（九件）

- 一 昭和六十二年度一般会計補正予算（第2号）
二 昭和六十二年度特別会計補正予算（特第2号）
三 昭和六十二年度政府関係機関補正予算（機第2号）
四 昭和六十三年一般会計予算
五 昭和六十三年特別会計予算
六 昭和六十三年政府関係機関予算
七 昭和六十三年一般会計暫定予算
八 昭和六十三年特別会計暫定予算

九 昭和六十三年政府関係機関暫定予算

◎条約（八件）

●両院通過（八件）

- 一 国際復興開発銀行協定第八条(a)の改正の受諾について承認を求めめるの件
二 日本国政府と国際熱帯木材機関との間の本部協定の締結について承認を求めめるの件
三 千九百八十七年の国際天然ゴム協定の締結について承認を求めめるの件
四 オゾン層の保護のためのウィーン条約及びオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の締結について承認を求めめるの件
五 核物質の防護に関する条約の締結について承認を求めめるの件
六 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第六条及び第七条の改正の受諾について承認を求めめるの件
七 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域

並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求め
るの件

八 原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求め
るの件

●承認を求め
るの件（二件）

●両院通過（三件）

- 一 漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求め
るの件
- 二 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求め
るの件
- 三 地方自治法第五十六条第六項の規定に基づき、中部運輸局愛知陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に関し承認を求め
るの件

●予備費等承諾を求め
るの件（七件）（うち衆議院において前国会から継続三件）

●両院通過（七件）

- 昭和六十一年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（第百八回国会提出）
- 昭和六十一年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（第百八回国会提出）
- 昭和六十一年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）（第百八回国会提出）
- 昭和六十一年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）
- 昭和六十一年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）
- 昭和六十二年一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）
- 昭和六十二年特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）

●決算その他（九件）

●議決（二件）

○日本放送協会昭和六十年年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書（第百八回国会提出）

○昭和六十一年度一般会計国庫債務負担行為総調書（その

1）（第百八回国会提出）

●継続（六件）

○昭和六十年年度一般会計歳入歳出決算、昭和六十年年度特別会計歳入歳出決算、昭和六十年年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和六十年年度政府関係機関決算書（第百八回国会提出）

○昭和六十年年度国有財産増減及び現在額総計算書（第百八回国会提出）

○昭和六十年年度国有財産無償貸付状況総計算書（第百八回国会提出）

○昭和六十一年度一般会計歳入歳出決算、昭和六十一年度特別会計歳入歳出決算、昭和六十一年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和六十一年度政府関係機関決算書

○昭和六十一年度国有財産増減及び現在額総計算書

○昭和六十一年度国有財産無償貸付状況総計算書

●未了（一件）

○日本放送協会昭和六十一年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

●決議案（三件）

●可決（二件）

三 第三回国際連合軍縮特別総会に関する決議案

●未了（二件）

一 米国の軍事費大幅削減要求に関する決議案

二 農畜産物十二品目の市場開放問題に関する決議案

●規程案（一件）

●可決（一件）

○参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案

(3) 委員会別の成立した法律・条約等の要旨及び本会議における委員長報告（議案審議表付）

○内閣委員会

内閣提出法律案（五件）

番号	件名	院議先	提出月日	参議院			衆議院			備考
				付託	議決	本会議	付託	議決	本会議	
6	農林水産省設置法の一部を改正する法律案	衆	三、二九	六三、二五 (予)	六三、四四 修正	六三、四五 正	六三、二九	六三、三四 可決	六三、三五 可決	衆衆 へ 同 回 意 付 三、四五
9	恩給法等の一部を改正する法律案	〃	二、二	二二、二 (予)	四、九 可決	四、一〇 可決	二、二	三、三 修正	四、二 修正	
26	特定弔慰金等の支給の実施に関する法律案	〃	二、二	二二、三 (予)	四、六 可決	四、七 可決	二、二	四、三 可決	四、三 可決	
27	平和祈念事業特別基金等に関する法律案	〃	二、二	二二、三 (予)	五、七 可決	五、八 可決	二、二	五、一〇 可決	五、一〇 可決	
73	昭和六十二年における国家公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律の一部を改正する法律案	〃	三、五	三三、五 (予)	五、七 可決	五、八 可決	三三、五 大蔵	四、六 修正	四、六 修正	

って御承知願いたいと存じます。

質疑を終わりましたところ、板垣理事より本法律案の施行期日を公布の日とする修正案が提出されました。

次いで、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して吉川委員より修正案及び修正部分を除く原案に反対の旨の発言がありました。

討論を終わり、採決の結果、修正案並びに修正部分を除く原案はいずれも多数をもって可決され、本法律案は修正議決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

恩給法等の一部を改正する法律案（閣法第九号）

要旨

本案は、最近の経済情勢等にかんがみ、恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額、普通恩給等の最低保障額等の引き上げを行い、恩給受給者に対する処遇の適正な充実を図らうとするものであつて、その内容は次のとおりである。

一、恩給年額の増額

昭和六十二年における公務員給与の改定、消費者物価の上昇その他の諸事情を総合勘案し、恩給年額を、昭和六十三年四月分から、一律一・二五%引き上げる。

二、普通恩給等の最低保障額の増額

普通恩給及び普通扶助料の最低保障額を、昭和六十三年四月分から、一・二五%引き上げる。

三、公務関係扶助料の最低保障額の増額

公務扶助料、増加非公死扶助料及び特例扶助料の最低保障額を、昭和六十三年四月分から、一・二五%引き上げる。

四、傷病恩給の基本年額の増額

増加恩給、傷病年金及び特例傷病恩給の基本年額を、昭和六十三年四月分から、一・二五%引き上げる。

五、傷病者遺族特別年金の基本年額の増額

傷病者遺族特別年金の基本年額を、昭和六十三年四月分から、一・二五%引き上げる。

なお、衆議院において施行期日等について所要の修正が行われている。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、昭和六十二年における公務員給与の改定、消費者物価の上昇その他の諸事情を総合勘案し、恩給年額及び各種最低保障額を本年四月分以降一律に一・二五%増額し、恩給受給者に対する処遇の適正な充実を図ろうとするものであります。

なお、衆議院において施行期日等について所要の修正が行われております。

委員会におきましては、恩給の性格、恩給年額改定の方、各種公的年金改定との関係等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、八項目にわたる附帯決議を全会一致をもって行いました。

以上、御報告申し上げます。

特定弔慰金等の支給の実施に関する法律案（閣法第二六号）

要旨

本案は、「台湾住民である戦没者の遺族等に対する弔慰金等に関する法律」（以下「弔慰金法」という。）に規定する弔慰金または見舞金（以下「特定弔慰金等」という。）の支給の実施に關し必要な事項を定めようとするものであつて、その内容は次のとおりである。

一、特定弔慰金等の支給は、弔慰金法に規定している戦没者等の遺族及び戦傷病者で著しく重度の障害の状態にある者またはその戦傷病者の遺族としてそれぞれ政令で定める者に対し、政令で定めるところにより行ふ。

二、特定弔慰金等の支給を受ける権利の裁定は、これを受けようとする者の請求に基づいて内閣総理大臣が行ふこととし、その裁定の権限は、政令の定めるところにより、日本赤十字社に委任することができる。この裁定の請求は、昭和六十八年三月三十一日までに行わなければならない。

三、特定弔慰金等の額は、戦没者等または戦傷病者一人につき二百万円とし、記名国債をもつて交付する。国債の

償還の請求は、昭和七十年三月三十一日までに行わなければならず、政府はその償還の請求を受けたときは、直ちにその額面全額の償還をしなければならない。また、国債を交付するため、政府は必要な金額を限度として国債を発行することができる。

四、日本赤十字社は、特定弔慰金等の受給権者の委任を受けて、国債及び償還金の受領等をするものとし、政府は、日本赤十字社以外の者に対し、国債を交付し、またはその償還をすることができない。

五、本法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。また、国債の発行日は、昭和六十三年九月一日とする。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、昨年秋成立いたしました台湾住民である戦没者の遺族等に対する弔慰金等に関する法律に基づき、台湾住民である日本の旧軍人もしくは旧軍属であった戦没者等の遺族及び戦傷病者で著しく重度の障害の状態にある者

またはその戦傷病者の遺族に対し弔慰金または見舞い金を支給するものでありまして、その額は戦没者等または戦傷病者一人につき二百万円とし、記名国債をもって交付しようとするものであります。

委員会におきましては、弔慰金等の支給を記名国債によることとした理由、台湾以外の他の類似ケースに対する政府の対応等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

平和祈念事業特別基金等に関する法律案（閣法第二七号）

要旨

本案は、今次の大戦における尊い戦争犠牲者を銘記し、かつ、永遠の平和を祈念するため平和祈念事業特別基金を設立し、関係者の労苦について国民の理解を深めること等により関係者に対し慰藉の念を示す事業を行わせるとともに、戦後強制抑留者に対する慰勞品の贈呈等を行うことについて

て必要な事項を規定しようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、平和祈念事業特別基金は、旧軍人軍属であつて年金たる恩給等を受ける権利を有しない者、戦後強制抑留者、今次の大戦の終戦に伴い本邦以外の地域から引き揚げた者等関係者の戦争犠牲による労苦について国民の理解を深めること等により関係者に対し慰藉の念を示す事業を行うことを目的とする。

同基金の資本金は、十億円とし、政府がその全額を出資し、昭和六十三年度から五年度を目途として、政府の出資額が二百億円となるまで、同基金に追加して出資する。

同基金に、その運営に関する重要事項を審議する機関として、同基金の業務に関し学識経験を有する者十人以上で組織する運営委員会を置く。

二、戦後強制抑留者またはその遺族に総理府令で定める品を贈ることによりこれらの者を慰労するものとし、内閣総理大臣は、同基金にその慰労の事務を行わせる。

また、年金恩給等の受給を受ける権利を有しない戦後強制抑留者またはその遺族で、日本の国籍を有するもの

には、二年以内に償還すべき記名国債（無利子）により十萬円の慰労金を支給する。

慰労金の請求期間は、昭和六十八年三月三十一日までとし、この請求の受理及び審査に関する事務を同基金に行わせる。

委員長報告

ただいま議題となりました二法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、平和祈念事業特別基金等に関する法律案は、今次の大戦における尊い戦争犠牲を銘記し、かつ、永遠の平和を祈念するため平和祈念事業特別基金を設立し、関係者の労苦について国民の理解を深めること等により関係者に対し慰藉の念を示す事業を行わせるとともに、戦後強制抑留者に対する慰労品の贈呈等を行おうとするものであります。委員会におきましては、参考人から意見を聴取するとともに、本法律案といわゆる私的諮問機関である戦後処理問題懇談会報告との関係、関係者に対する個別的給付に関する政府の見解等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して吉川委員から本法律案に反対の旨の発言があり、次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、六項目にわたる附帯決議を全会一致をもって行いました。

次に、国家公務員共済年金関係法案は、厚生年金及び国民年金の給付の額の改定措置にならない、退職共済年金等の国家公務員等共済組合法の年金について、昭和六十一年の消費者物価指数に対する昭和六十二年の消費者物価指数の比率を基準として、本年四月分以後の年金の額を増額改定しようとするものであります。

なお、衆議院において、施行期日について所要の修正が行われております。

委員会におきましては、共済年金改定と恩給改定との関係、国鉄の年金財政問題及び自衛官の年金制度等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、共済年金の職域年金相当部分に関する附帯決議を全会一致をもって行いました。
以上、御報告申し上げます。

昭和六十二年度における国家公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第七三号）

要旨

本案は、厚生年金及び国民年金の給付の額の改定措置にならない、退職共済年金等の国家公務員等共済組合法の年金について、昭和六十一年の消費者物価指数に対する昭和六十二年の消費者物価指数の比率を基準として、本年四月分以後の年金の額を増額改定しようとするものである。

なお、衆議院において、施行期日について所要の修正が行われている。

委員長報告

前ページ参照

○地方行政委員会

内閣提出法律案（六件）

番号	件名	院議先	提出日	参議院	衆議院	備考
76	昭和六十二年度における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律の一部を改正する法律案	衆	三、二五	付 三、二五 （予） 可 議 五、一九 決 可 五、二〇 決	三、二五 修 五、二〇 正 修 五、二三 正	
50	消防法の一部を改正する法律案	参	三、八	三、八 可 四、二二 決 可 四、二七 決	（予） 三、八 可 五、二三 決 可 五、二七 決	
49	公有地の拡大の推進に関する法律の一部を改正する法律案	〃	三、八	（予） 三、八 可 四、二六 決 可 五、二二 決	三、八 可 四、一九 決 可 四、二三 決	
34	地方交付税法の一部を改正する法律案	〃	三、二二	（予） 三、二三 可 五、二七 決 可 五、二八 決	三、二一 可 四、二六 決 可 四、二六 決	衆本会議趣旨説明 三、二一 参本会議趣旨説明 三、二三
24	地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案	〃	三、九	（予） 三、二三 可 三、三三 決 可 三、三三 決	三、三一 可 三、三五 決 可 三、三〇 決	衆本会議趣旨説明 六、三一、三一 参本会議趣旨説明 三、三三
2	地方交付税法等の一部を改正する法律案	衆	六、二五	六、二四 （予） 可 六、二〇 決 可 六、二〇 決	六、二三 付 六、二七 可 六、二七 決 可 六、二八 決	

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第二号）

要旨

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

一、地方交付税の総額の特例

(一) 今回の補正予算により昭和六十二年度分の地方交付税交付金の交付税及び譲与税配付金特別会計への繰り入れが増額されることに伴い、同特別会計における借入金を二千三百四億二千万円減額することとする（以上の措置により、地方交付税の総額は、十兆五千六百十億円となる。）。

(二) 昭和六十六年度分から昭和六十八年度分までの地方交付税の総額についていわゆる財対臨特に相当する額五百億円を加算することとし、昭和六十六年度及び昭和六十七年度にあつてはそれぞれ千三百三十億円を、昭和六十八年度にあつては千三百三十五億円を、当該各年度分の地方交付税総額に加算することとする。

二、基準財政需要額の算定方法の改正

財源対策債の縮減に伴い必要となる財源を措置するため、昭和六十二年度分の普通交付税の額の算定に用いる

単位費用の一部を改定することとする。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、今回の補正予算により地方交付税交付金の交付税及び譲与税配付金特別会計への繰り入れが増額されることに伴い、本年度においては既に交付することとした追加公共事業等実施のための一般財源所要額に加えて、三千二百十六億円を地方公共団体に交付するほか、同特別会計における借入金を二千三百四億円減額すること、また、財源対策債の縮減に伴い必要となる財源を措置するため単位費用の一部を改定すること等を主な内容とするものであります。

委員会におきましては、政府より趣旨説明を聴取した後、国と地方自治の関係、地方財政対策、交付税の配分方法等の諸問題について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論の後、採決を行いましたところ、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案（閣法第二四号）

要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、地方税法に関する事項

(一) 道府県民税及び市町村民税

1 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例について、特別控除後の譲渡益に対する税率の一部を引き下げ、道府県民税二％、市町村民税四％の一律の課税とすることとし、他の長期譲渡所得と分離して課税する。

2 所有期間十年を超える居住用家屋及びその敷地を譲渡した場合に、一定の居住用財産に係る買いかえ（交換）の特例の適用を受けるものを除き、特別控除後の譲渡益四千万円以下の部分について、道府県民税一・三％、市町村民税二・七％、特別控除後の譲渡益四千万円を超える部分について、道府県民税

一・六％、市町村民税三・四％の税率による課税を行う。

(二) 道府県たばこ消費税及び市町村たばこ消費税

税率等の特例措置の適用期限を昭和六十四年三月三十一日まで延長する。

(三) 固定資産税及び都市計画税

土地に係る昭和六十三年から昭和六十五年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税の額については、評価がえに伴う税負担の調整を図るため、昭和六十三年評価額の昭和六十二年分の課税標準額に対する上昇率の区分に応じて定める次の表に掲げる負担調整率を前年度の税額に乗じて求めた額を限度とする。

区分	上 昇 率	
	農 地	宅 地 等
	一・一五倍以下のもの	一・一〇五
	一・一五倍を超え、一・三倍以下のもの	一・一
	一・三倍を超え、一・五倍以下のもの	一・一五
	一・五倍を超え、一・七倍以下のもの	一・二
	一・七倍を超え、一・九倍以下のもの	一・二五
	一・九倍を超えるもの	一・三
	一・〇七五倍以下のもの	一・〇二五
	一・〇七五倍を超え、一・一五倍以下のもの	一・〇五
	一・一五倍を超え、一・三倍以下のもの	一・一
	一・三倍を超え、一・五倍以下のもの	一・一五
	一・五倍を超えるもの	一・二

(四) 特別土地保有税

三大都市圏の特定市の市街化区域における特例措置の免税点を特別区及び指定市の区の区域にあつては二百平方メートル（現行三百平方メートル）、その他の市の区域にあつては三百三十平方メートル（現行五百平方メートル）に改めるとともに、その期限を延長して昭和六十五年三月三十一日までの間に取得された土地について適用する。

(五) 自動車取得税

税率及び免税点の特例措置の適用期限を昭和六十八年三月三十一日まで延長する。

(六) 軽油引取税

税率の特例措置の適用期限を昭和六十八年三月三十一日まで延長する。

(七) 国民健康保険税

課税限度額を四十万円（現行三十九万円）に引き上げる。

二、国有資産等所在市町村交付金法に関する事項

国有資産等の台帳価格の修正を行う場合には、負担調整後の固定資産税の課税標準となるべき額を基準とする

特例措置を引き続き講ずる。

以上のほか、事業税における新聞業等七事業に係る非課税措置の廃止に伴う経過措置の延長及び不動産取得税、固定資産税、電気税等に係る非課税等特例措置の整理合理化等を行うこととする。

なお、施行期日は、一の(一)の1、2の改正は、昭和六十四年四月一日から、その他の改正は昭和六十三年四月一日からである。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、住民負担の軽減及び合理化等を図るため、個人の住民税の優良住宅地の造成等に係る長期譲渡所得の軽減税率の引き下げ並びに三大都市圏の特定市の市街化区域における特別土地保有税の特例の適用期限の延長及び免税点の引き下げを行うとともに、土地の評価がえに伴う固定資産税及び都市計画税の負担調整措置を講ずることとし、あわせて地方たばこ消費税、自動車取得税及び軽油引取税の税率等の特例の適用期限の延長を行うこと等を主な内容

とするものであります。

委員会におきましては、政府より趣旨説明を聴取した後、地方税源の拡充、社会保険診療報酬の非課税等特別措置の整理合理化、固定資産の評価及び住民税の減税問題等の諸問題について熱心な質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同を代表して糸久委員、公明党・国民会議を代表して片上委員、日本共産党を代表して神谷委員、民社党・国民連合を代表して披山委員よりそれぞれ反対、自由民主党を代表して出口委員より賛成の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対しましては、地方税源の拡充、住民の税負担の軽減等の実現を内容とする附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

地方交付税法の一部を改正する法律案（閣法第三四号）

要旨

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

一、地方交付税の総額の特例

(一) 昭和六十三年度分の地方交付税の総額は、地方交付税法第六条第二項の規定により算定した額（所得税、法人税、酒税の収入見込み額の三三％（返還金を含む。））十兆七千二百億八千九百万円に同年度の特例措置額二千二百七十五億円を加算した額から、昭和六十年年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律附則第二項の規定に基づく減額措置額二百三十億円及び借入金等利子負担額二千七百八十億円を控除した額とする（以上の措置により、地方交付税の総額は、十兆六千二百八十五億八千九百万円となる。）。

(二) 昭和六十六年度分から昭和六十八年度分までの地方交付税の総額について既往の臨時地方特例交付金に相当する額等二千二百七十四億円を加算することとし、昭和六十六年度及び昭和六十七年度にあつてはそれぞれ千七百五十億円を、昭和六十八年度にあつては千七百六十九億円を、当該各年度分の地方交付税総額に加算することとする。

二、基準財政需要額の算定方法の改正

基準財政需要額の算定方法を改正し、地域産業の育成・地域経済の活性化の促進等地域振興に要する経費、道路・街路・公園・清掃施設・下水道等住民の生活に直結する公共施設の整備及び維持管理に要する経費、教職員定数の改善・教育施設の整備・私学助成・生涯学習の推進等教育施策に要する経費、老人保健施策の推進・長寿社会対策の充実等高齢化への対応・生活保護基準の引き上げ等福祉施策に要する経費、消防救急対策・土地対策等に要する経費、地域社会における国際化への対応に要する経費、經常経費に係る国庫補助負担率の引き下げに伴う所要経費、投資的経費について地方債への振替措置を縮減することに伴う所要経費の財源を措置するほか、国民健康保険制度の見直しその他制度の改正等に伴つて必要となる経費の財源を措置することとする。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、昭和六十三年分地方交付税の総額について、現行の法定額に特例措置額二千二百七十五億円を加

算した額から、昭和六十年分地方交付税の総額の特例措置額に係る一部返済額二百三十億円及び交付税特別会計における借入金等の利子支払額二千七百八十億円を控除した額とすること、また、後年度の総額についても所要の加算措置を講ずることとしたほか、普通交付税の算定について、地域産業の育成・地域経済の活性化の促進、国庫補助負担率の引き下げ及び国民健康保険制度の見直しその他制度改正等に伴つて必要となる所要経費の財源を措置すること等を主な内容とするものであります。

委員会におきましては、地方交付税の算定方法、地方財源不足対策のあり方、国と地方の税源配分、東京圏と地方の格差是正、国庫補助負担率引き下げの暫定期間終了後の取り扱い等の問題について熱心な質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同を代表して糸久委員、公明党・国民会議を代表して片上委員、日本共産党を代表して神谷委員、民社党・国民連合を代表して披山委員よりそれぞれ反対、自由民主党を代表して出口委員より賛成の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対しましては、地方交付税総額の長期的安定確保のため、一般財源の安定充実に資すること等を内容とする附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

公有地の拡大の推進に関する法律の一部を改正する法律案

(閣法第四九号)

要旨

本法律案は、最近の地方公共団体等における土地需要に即応し、地域の秩序ある整備を推進するため、土地開発公社の業務範囲を拡大する等所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、土地開発公社の業務範囲の拡大

土地開発公社は、新たに、地方公共団体の要請を受けて実施する市街地開発事業の用に供する土地その他政令で定める事業の用に供する土地の取得、造成その他の管理及び処分を行うことができるものとする。

二、業務資金の運用先の拡大

土地開発公社は、業務上の余裕金の運用について、主

務大臣の指定する有価証券の取得の方法により行うことができるものとする。

三、監督規定の整備

主務大臣または都道府県知事は、土地開発公社の業務の健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、設立団体等に対して必要な措置を講ずべきことを求めることができるものとする。

四、施行期日

この法律は、昭和六十三年九月一日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近の地方公共団体等における土地需要に即応し、地域の秩序ある整備を推進するため、土地開発公社の業務範囲を拡大して、新たに地方公共団体の要請を受けて実施する市街地開発事業等の用に供する土地の取得、管理及び処分を行うことができるものとする等を中心とするものであります。

委員会におきましては、政府より趣旨説明を聴取した後、

土地開発公社につき、業務の拡大の目的、その範囲、業務運営のあり方及び公有地の確保、拡大等について熱心な質疑が行われました。

質疑を終局し、討論の後、採決を行いましたところ、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

消防法の一部を改正する法律案（閣法第五〇号）

要旨

本法律案は、危険物の判定基準の合理化等を図るため、危険物の定義を明確にするとともに、試験による危険物の判定方法を導入する等の所要の改正を行うおとするものであつて、その主な内容は、次のとおりである。

一、危険物の範囲等について、次のように改正する。

(一) 危険物の定義を明確にするとともに、試験による危険物の判定方法を導入する。

1 第一類の危険物は、酸化性固体とし、酸化力の潜在的な危険性及び衝撃に対する感受性を判断するた

めの試験により、危険物か否かを判定する。（例、火薬の原料）

2 第二類の危険物は、可燃性固体とし、原則として、火災による着火の危険性及び引火の危険性を判断するための試験により、危険物か否かを判定する。

（例、マグネシウム粉）

3 第三類の危険物は、自然発火性物質及び禁水性物質とし、原則として、空气中での発火の危険性及び水と接触して発火し、または可燃性ガスを発生する危険性を判断するための試験により、危険物か否かを判定する。（例、カリウム）

4 第四類の危険物は、引火性液体とし、原則として、引火の危険性を判断するための試験により、危険物か否かを判定する。（例、ガソリン、灯油）

5 第五類の危険物は、自己反応性物質とし、原則として、爆発の危険性及び加熱分解の激しさを判断するための試験により、危険物か否かを判定する。

（例、ニトログリセリン）

6 第六類の危険物は、酸化性液体とし、酸化力の潜在的な危険性を判断するための試験により、危険物

可否かを判定する。(例、濃硝酸)

(二) 危険物の指定数量は、その危険性を勘案して政令で定める。

(三) 準危険物、特殊可燃物等については、危険物の範囲の見直しに伴い、新たに指定可燃物として規制する。

二、許可を受けないで製造所等の位置、構造及び設備を変更したとき等一定の場合には、新たに市町村長等は、製造所等の許可を取り消すことができることとし、あわせて製造所等の使用停止命令の要件について整備する。

三、乙種危険物取扱者試験の受験資格である六月以上の危険物取り扱いの実務経験は不要とする。

四、危険物施設における保安体制を確立するため、市町村長等は製造所等の所有者等に対し、危険物保安統括管理者・危険物保安監督者の解任を命ずることができるものとする。

五、本法律は、公布の日から施行する。ただし、危険物取扱者試験の受験資格に関する規定は昭和六十四年四月一日から、危険物の範囲等に関する規定は公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、臨時行政調査会の答申の趣旨を踏まえ、危険物の判定基準の合理化等を図るため、危険物の定義を明確にするとともに、試験による危険物の判定方法を導入すること、並びに一定の場合には市町村長等が危険物施設に対する許可を取り消すことができるものとする、及び危険物取扱者試験の受験資格を緩和すること等を主な内容とするものであります。

委員会におきましては、危険物施設や青函トンネル、瀬戸大橋など長大トンネル等の防災対策、消防職員の勤務体制等をめぐる問題、危険物の規制のあり方等の諸問題について熱心な質疑を行いました。

質疑を終局し、討論の後、採決を行いましたところ、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対しましては、危険物の安全対策に十分配慮し、法の運用に万全を期すること等を内容とする附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

昭和六十二年度における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第七六号）

要旨

本法律案は、地方公務員等共済組合法の年金について、厚生年金及び国民年金における措置にならない、昭和六十一年の消費者物価指数に対する昭和六十二年の消費者物価指数の比率（〇・一％の上昇）を基準として、昭和六十三年四月分以後の年金の額を改定しようとするものである。

なお、衆議院において、施行期日を「公布の日」とする修正が行われている。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、厚生年金及び国民年金の改定措置にならない、地方公務員等共済組合法に基づく退職共済年金等について、

昭和六十一年の消費者物価指数に対する昭和六十二年の消費者物価指数の比率を基準として、昭和六十三年四月分以後の年金の額を改定することを主な内容とするものでありまして、衆議院において施行期日につき所要の修正が行われております。

委員会におきましては、政府より趣旨説明を聴取した後、共済年金の改定と恩給の改定等との格差、公的年金一元化、共済年金の資金運用及び共済年金の支給回数等の問題について熱心な質疑を行いました。

質疑を終局し、採決を行いましたところ、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○法務委員会

内閣提出法律案（三件）

番号	件名	先議院	提出月日	付託委員会	参議院	衆議院	備考
4	裁判所職員定員法の一部を改正する法律案	衆	六三、一二九	六三、一二九 (予)可	六三、三三三 決	六三、三三三 可	
48	刑事補償法の一部を改正する法律案	衆	三、八	三、八 (予)可	四、六 決	四、一 可	
52	不動産登記法及び商業登記法の一部を改正する法律案	衆	三、二	三、二 (予)可	五、九 決	五、二 可	

衆議院議員提出法律案（一件）

番号	件名	提出者	予備送本院へ	提出月日	参議院	衆議院	備考
4	刑事訴訟法の一部を改正する法律案	坂上富男君 (月 日)	付月日	提出月日	六三、五三三 (予)可	六三、五三三 可	
		外 坂上富男君 (六三、三三四)	六三、五三三		六三、五三三 (予)可	六三、五三三 可	

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第四号）

要旨

本法律案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、裁判所職員の定員を改めようとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 一、簡易裁判所判事の員数を五人増加し七百八十四人に改める。
- 二、裁判官以外の裁判所の職員の員数を二十五人増加し二万千三百七十六人に改める。
- 三、この法律は、昭和六十三年四月一日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました裁判所職員定員法の一部を改正する法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、簡易裁判所判事の員数を五人増加するとともに、裁判官以外の裁判所の職員の員数を二十五人増加しようとするものであります。

委員会におきましては、簡易裁判所判事の五名の増員と簡易裁判所の事件数の関連性、判事補から判事への任官の実情と任官基準、裁判官の増員の必要性等につきまして熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、別に発言もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

刑事補償法の一部を改正する法律案（閣法第四八号）

要旨

本法律案は、無罪の裁判等を受けた者に対する補償金算定の基準となる金額を引き上げようとするものであつて、その内容は、次のとおりである。

- 一、未決の抑留もしくは拘禁または自由刑の執行等により身体の拘束を受けていた場合の補償金の日額の上限を「七千二百円」から「九千四百円」に引き上げる。
- 二、死刑の執行を受けた場合の補償金の最高額及び加算額

を「二千万円」から「二千五百万円」に引き上げる。

三、この法律は、公布の日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました刑事補償法の一部を改正する法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近における経済事情にかんがみ、無罪の裁判等を受けた者に対する刑事補償法に基づく補償金の額を引き上げようとするものでありまして、その内容は、未決の抑留もしくは拘禁または自由刑の執行等により身体の拘束を受けていた場合の補償金の日額の上限を「七千二百円」から「九千四百円」に引き上げること、死刑の執行を受けた場合の補償金の最高額及び加算額を「二千万円」から「二千五百万円」に引き上げることであります。

委員会におきましては、補償金の額の算定基準、基準日額の下限据え置き理由、少年の保護処分取り消しに対する補償の可否、被疑者補償規程の運用等につきまして質疑が重ねられましたほか、参考人から意見を聴取するなど慎重に審査を行いました。その詳細は会議録によって御承

知願います。

質疑の後、猪熊理事より、補償金額の増額を内容とする日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合及び西川委員共同提案に係る修正案が提出されましたが、政府からは同案に対し反対である旨の発言がありました。

次いで採決に入りましたところ、修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、工藤理事より刑事補償制度の趣旨にかんがみ補償金額の引き上げについて早急に努力すること等を内容とする自由民主党・日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合及び西川委員共同提案に係る附帯決議案が提出され、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告いたします。

不動産登記法及び商業登記法の一部を改正する法律案（閣法
第五二号）

要旨

本法律案は、最近における不動産登記事務及び商業登記事務の処理の状況にかんがみ、電子情報処理組織を用いて不動産登記及び商業登記を行う制度の導入を図るとともに、現行の不動産登記制度の改善、合理化等を図ろうとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、法務大臣の指定する登記所（指定登記所）においては、登記事務の全部または一部を電子情報処理組織によって取り扱うことができる。

二、電子情報処理組織による制度の下においては、登記簿に記録されている事項の公開は、その全部または一部を証明した書面（登記事項証明書）及びその摘要を記載した書面（登記事項要約書）の交付の方法によることとし、登記事項証明書は、民法、民事執行法その他の法令の規定の適用については、登記簿の謄本または抄本とみなす。三、いわゆる休眠抵当権等に関する登記の抹消手続の要件を緩和する。

四、本店及び支店の両方の所在地において商業登記の申請をすべき場合でも、その本店及び支店が別に指定を受け、た指定登記所の管轄区域内にあるときには、支店の所在地においてすべき申請は、本店の所在地を管轄する登記所を経由してすることができる。

五、商業登記簿の閲覧を有料化する。

六、この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、商業登記に係る部分等は公布の日から起算して一年を超えない範囲内の日から、右四、五に係る部分等は公布の日から起算して二年を超えない範囲内の日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近における登記事務の処理の状況にかんがみ、電子情報処理組織を用いて不動産登記及び商業登記を行う制度の導入を図るとともに、現行の不動産登記制度の改善、合理化等を図ろうとするものでありまして、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、法務大臣の指定する登記所においては、登記事務の全部または一部を電子情報処理組織によって取り扱うことができること、第二に、電子情報処理組織による制度の下での登記事項の公開は、登記事項証明書及び登記事項要約書の交付の方法によることとし、登記事項証明書は、民法、民事執行法その他の法令の規定の適用については、登記簿の謄本または抄本とみなすこと、第三に、会社の支店の所在地においてすべき登記申請手続を簡略化すること、第四に、いわゆる休眠抵当権等に関する登記の抹消手続の要件を緩和すること等であります。

委員会におきましては、登記事処理のコンピュータ化計画の具体的内容、登記情報の公開とプライバシーの保護、職員の処遇と研修、商業登記簿の閲覧の有料化の理由等の諸問題について質疑が行われましたほか、東京法務局板橋出張所において実情調査を行い、また、参考人から意見を聴取するなど慎重に審査を行いました。その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して橋本理事より、本法律案について反対の意見が表明されました。討論を終わり、採決の結果、本法律案は賛

成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、工藤理事より、登記事務処理のコンピュータ化のための長期的・総合的計画を速やかに樹立すること、登記申請手続の整備を図ること等を内容とする自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合及び西川委員共同提案に係る附帯決議案が提出され、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○外務委員会

条約（八件）

番号	件名	院議先	提出月日	参議院			衆議院			備考
1	国際復興開発銀行協定第八条(a)の改正の受諾について承認を求めるの件	衆	六三、三、四	付 委 員 会 託 議 決	議 員 会 決 議	本 会 議 決	付 委 員 会 託 議 決	議 員 会 決 議	本 会 議 決	
2	日本国政府と国際熱帯木材機関との間の本部協定の締結について承認を求めるの件	〃	三、四	(予) 三、 四 承	四、 三 認	承 四、 七 認	三、 四 承	三、 五 認	承 三、 〇 認	
3	千九百八十七年の国際天然ゴム協定の締結について承認を求めるの件	〃	三、四	(予) 三、 四 承	四、 三 認	承 四、 七 認	三、 四 承	三、 五 認	承 三、 〇 認	
4	オゾン層の保護のためのウィーン条約及びオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の締結について承認を求めるの件	〃	三、四	(予) 三、 四 承	四、 天 認	承 四、 七 認	三、 四 承	四、 一 認	承 四、 二 認	
5	核物質の防護に関する条約の締結について承認を求めるの件	〃	三、四	(予) 三、 四 承	四、 六 認	承 五、 二 認	三、 四 承	四、 三 認	承 四、 四 認	
6	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第六条及び第七条の改正の受諾について承認を求めるの件	参	三、四	三、 四 承	四、 二 認	承 四、 五 認	(予) 三、 四 承	四、 七 認	承 四、 六 認	

108 3 国会	番号	件名	提出者	予備送	衆へ提	参議院	衆議院	備考
国際開発協力基本法案			中西珠子君 (月 日) 外 中 一 西 (六二、五二) 一名			付 参 委員 議 託会 院 議 決 委員 會 決 議 委員 會 決 議 委員 會 決 議 委員 會 決 議	付 衆 委員 議 託会 院 議 決 委員 會 決 議 委員 會 決 議 委員 會 決 議	

本院議員提出法律案（一件）

10	番号	件名	衆議院	提出日	付 参 委員 議 託会 院 議 決 委員 會 決 議 委員 會 決 議 委員 會 決 議	衆議院	備考
		在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案	衆	六三、二二	付 参 委員 議 託会 院 議 決 委員 會 決 議 委員 會 決 議 委員 會 決 議	衆	

内閣提出法律案（一件）

8	7	番号	件名	衆議院	提出日	付 参 委員 議 託会 院 議 決 委員 會 決 議 委員 會 決 議 委員 會 決 議	衆議院	備考
			原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件	衆	六三、三二	付 参 委員 議 託会 院 議 決 委員 會 決 議 委員 會 決 議 委員 會 決 議	衆	
			日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件	衆	六三、三二	付 参 委員 議 託会 院 議 決 委員 會 決 議 委員 會 決 議 委員 會 決 議	衆	

国際復興開発銀行協定第八條(a)の改正の受諾について承認を
求めるの件(閣条第一号)

要旨

この改正は、国際復興開発銀行(世界銀行)における加
盟国の出資比率の調整を背景として、一九八七年(昭和六
十二年)六月に同銀行の総務会で承認されたもので、協定
の改正の効力発生に必要な受諾加盟国の投票権数の総投票
権数に占める割合を五分の四から八五%に引き上げること
を定めている。

委員長報告

七〇ページ参照

日本国政府と国際熱帯木材機関との間の本部協定の締結につ
いて承認を求めるの件(閣条第二号)

要旨

国際熱帯木材機関は、「千九百八十三年の国際熱帯木材
協定」により設立され、一九八六年(昭和六十一年)七月

の第一回理事会において、機関の本部を我が国の横浜に置
くことを決定した。この協定は、機関がその本部において
十分かつ能率的に任務を遂行できるようにするため、一九
八八年(昭和六十三年)二月二十七日に東京で署名された
ものであつて、主な内容は、次のとおりである。

- 一、機関は、法人格を有し、特に、契約の締結、動産、不
動産の取得及び処分、訴えを提起する能力を有する。
- 二、機関の文書、施設は不可侵とする。
- 三、日本国政府は、適当な施設が無償で機関の用に供され
るようにする。
- 四、一定の場合を除き、機関は訴訟手続の免除を享有し、
また、機関の財産及び資産は行政上、司法上及び立法上
の搜索、押収、没収等の干渉を免除される。
- 五、機関は、すべての直接税を免除される。
- 六、機関の公用通信は検閲されない。
- 七、加盟国の代表は、身柄の逮捕の免除、公的資格で行つ
た行動に関する訴訟手続(自動車に係る交通犯罪につい
ての訴訟手続等を除く。)の免除、文書の不可侵、出入国
制限の免除等を享有する。
- 八、機関の事務局長は、日本国民でなく、かつ、日本国に

通常居住していない場合には、他の職員の享有する特権及び免除のほか、外交官に与えられる特権及び免除を享有する。

九、機関の職員は、公的資格で行つた行動に関する訴訟手続（自動車に係る交通犯罪についての訴訟手続を除く。）の免除、文書の不可侵、出入国制限の免除、給料・手当に対する課税の免除等を享有する。

十、機関の専門家は、任務の遂行上行つた行動に関する訴訟手続（自動車に係る交通犯罪についての訴訟手続を除く。）の免除、文書の不可侵等を享有する。

委員長報告

ただいま議題となりました条約三件につきまして、外務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、国際熱帯木材機関の本部協定であります。この協定は、国際熱帯木材機関の本部が横浜に設置されることに伴い、この機関がその本部において十分かつ能率的に任務を遂行できるようにするために作られたものでありまして、機関、その職員等の地位、特権及び免除について定めたものであります。

次に、千九百八十七年の国際天然ゴム協定であります。これは、千九百七十九年の国際天然ゴム協定にかわるものでありまして、天然ゴムの価格安定、供給の確保等のために緩衝在庫を設置し運用すること、天然ゴムに関する情報を収集すること等について規定しております。

最後に、オゾン層保護条約及びオゾン層破壊物質に関する議定書は、それぞれオゾン層の保護のために国際協力の枠組みを定めること及びオゾン層を破壊するおそれのある物質の消費、生産等を規制することを内容とするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終え、採決の結果、三件はいずれも全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

千九百八十七年の国際天然ゴム協定の締結について承認を求めるの件（閣条第三号）

要旨

この協定は、一九七九年の国際天然ゴム協定にかわるものとして、昨年三月、ジュネーヴで開催された国際連合天然ゴム会議で採択されたものであり、緩衝在庫の運用その他の措置を通じて天然ゴムの価格の安定及び供給の確保を図ることを主たる目的としている。一九七九年の協定との主な相違点は次のとおりである。

一、緩衝在庫に係る資金のための国際天然ゴム理事会による借り入れは行わないこととし、また、加盟国の債務は運営勘定への分担金の支払い、緩衝在庫勘定への拠出等に限定されることを明記した。

二、価格帯の検討の間隔を十八カ月から十五カ月に短縮するとともに、理事会が基準価格を改定する場合は、一定以上の幅をもつことを要することとした。

三、暫定的効力発生の要件を純輸出货量及び純輸入量の、それぞれ七五%を占める輸出国及び輸入国による批准等とし、これまでの六五%を引き上げた。

委員長報告

前ページ参照

オゾン層の保護のためのウィーン条約及びオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の締結について承認を求めの件（閣条第四号）

要旨

この条約は、一九八五年（昭和六十年）三月ウィーンにおいて作成されたものであり、議定書は、一九八七年（昭和六十二年）九月モントリオールにおいて作成されたものである。条約は、オゾン層の保護のための国際協力の枠組みを定めており、議定書は、オゾンの変化がもたらす悪影響を防止するためフロン等の物質を規制することについて規定している。条約及び議定書の主な内容は次のとおりである。

一、条約

1 締結国は、条約及び議定書に基づいて、オゾン層の変化が及ぼす悪影響から人の健康及び環境を保護するために適当な措置をとる。

2 締結国は、自国の管轄または管理の下にある人の活動がオゾン層を変化させ、その結果悪影響が生じ得ることが判明した場合には、当該活動の制限または防止

のために適当な立法措置または行政措置をとり、政策の調整に協力する。

3 締約国は、人の活動がオゾン層に及ぼす影響及びオゾン層の変化が及ぼす影響に関する組織的観測、研究及び情報交換を通じて協力する。

二、議定書

1 締約国は、フロン等の規制物質について、一定のスケジュールに基づきその生産量及び消費量を規制する。

2 締約国は、規制物質、規制物質を含有する製品等の非締約国からの輸入を、一定の条件に基づき禁止または制限し、規制物質の生産用技術の非締約国への輸出を抑制する。

3 開発途上国である締約国は、規制措置の実施時期を十年遅らせることができる。

委員長報告

六六ページ参照

核物質の防護に関する条約の締結について承認を求めるの件
(閣条第五号)

要旨

この条約は、原子力の平和的利用の進展に伴い、プルトニウム等の核物質の取扱量及び国際輸送量が近年増大していることにかんがみ、核物質を不法な取得及び使用から守ることを目的として、一九七九年（昭和五十四年）十月二十六日に採択され、一九八七年（昭和六十二年）二月八日に発効したものであつて、主な内容は次のとおりである。

一、この条約は、平和的目的に使用される核物質であつて、国際輸送中のものについて適用するが、核物質に係る犯罪行為の処罰等の一部の規定は、国内において使用、貯蔵、輸送されるものについても適用する。

二、締約国は、国際輸送中の核物質が自国の領域内、自国の管轄下にある船舶、航空機内にある場合には、その核物質に対し一定水準の防護措置をとる。

三、締約国は、一定水準で防護される保証を得られない限り、核物質の輸出及び非締約国からの輸入を認めてはならず、また、非締約国間で輸送中の核物質が自国の陸地、

内水、空港、海港を經由して領域を通過することを認め
てはならない。

四、締約国は、自国の国内法により、核物質の窃取その他
の不法な取得、その不法な使用、核物質を用いての脅迫
強要等、故意に行う核物質に関連する一定の行為を、そ
の未遂及び加担行為とともに処罰すべき犯罪とし、その
重大性を考慮した適当な刑罰を科することができるよう
にする。

五、締約国は、犯罪が自国の領域内、自国において登録さ
れた船舶、航空機内で行われる場合及び容疑者が自国の
国民である場合には、自国の裁判権を設定するため、必
要な措置をとる。

六、締約国は、容疑者が自国の領域内に所在し、当該容疑
者を引き渡さない場合には、いかなる例外もなしに、訴
追のため事件を自国の権限のある当局に付託する。

七、締約国は、この条約に定める核物質の窃取等の犯罪を
引き渡し犯罪とする。

八、この条約の効力発生の五年後に、条約の妥当性を検討
するため、締約国の会議を招集する。

委員長報告

ただいま議題となりました条約及び法律案につきまして、
外務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げま
す。

まず、核物質防護条約は、平和的目的に使用される核物
質が、国際輸送中に不法に取得されたり、使用されること
を防止するため、防護の義務、犯罪行為の処罰、容疑者の
引き渡し等について規定したものであります。

次に、在外公館名称位置・給与法の一部改正案は、在外
公館に勤務する外務公務員の子女教育費が高額化している
実情にかんがみ、子女教育手当について加算される限度額
を引き上げることが内容とするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によって御承知願
います。

去る四月二十八日質疑を終え、採決の結果、条約は全会
一致をもって承認すべきものと決定し、法律案は全会一致
をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第六条及び第七条の改正の受諾について承認を求める件（閣条第六号）

要旨

この改正は、一九八七年（昭和六十二年）五月にカナダのレジヤイナで開催された同条約の臨時締約国会議において採択されたものであり、その主な改正点は次のとおりである。

- 一、条約の締約国会議を定例化しその権限を拡大する。
- 二、財政規則を定め分担金制度を導入する。

委員長報告

ただいま議題となりました条約二件につきまして、外務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、水鳥生息湿地保全条約の改正は、この条約の実効性をさらに高めるため、条約の締約国会議を定例化し、その権限を拡大すること、財政規則を定め分担金制度を導入することなどを内容とするものであります。

次に、国際復興開発銀行協定の改正は、国際復興開発銀

行、いわゆる世界銀行において、一九八七年に加盟国の出資比率の調整が行われました。これとの関係で、協定の改正の効力発生に必要な受諾加盟国の投票権数が総投票権数の五分の四であったものを八五％に引き上げようとするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によって御承知願います。質疑を終え、討論に入りましたところ、日本共産党の吉岡委員より国際復興開発銀行協定の改正について反対の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、水鳥生息湿地保全条約の改正は全会一致をもって、また国際復興開発銀行協定の改正は多数をもって、それぞれ承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めの件（閣条第七号）

要旨

日米安保条約に基づく地位協定第二十四条についての現行特別協定は、昨年一月三十日に署名され、六月一日に効力が生じたもので、一九九二年（昭和六十七年）三月三十一日までの有効期間中、我が国が、在日米軍従業員に支給される調整手当等八種類の手当の支払いに要する経費の一部を、当該経費の二分の一を限度として負担すること等を定めている。

この議定書は、日米両国を取り巻く最近の経済情勢の変化により、在日米軍経費が著しく圧迫されている事態にかんがみ、在日米軍従業員の安定的な雇用の維持を図り、もつて在日米軍の効果的な活動を確保するため、現行特別協定を改正することについて、本年一月以来日米両国政府間で交渉が行われた結果、三月二日に署名されたものであり、

その内容は次のとおりである。

一、現行特別協定第一条においては、我が国は、在日米軍従業員に支給される調整手当等の支払いに要する経費について、当該経費二分の一を限度として負担することと規定されているが、これを、当該経費の全部または一部を負担することに改める。

二、この議定書は、現行特別協定の効力の存続期間中効力を有する。

委員長報告

ただいま議題となりました日米安保条約に基づく地位協定第二十四条についての特別協定の改正議定書につきまして、外務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

在日米軍経費は、日米両国を取り巻く最近の経済情勢の一層の変化により、著しく圧迫されております。この議定書は、こうした事態にかんがみ、在日米軍従業員の安定的な雇用の維持を図り、在日米軍の効果的な活動を確保するため、現行の特別協定を改正しようとするものであります。すなわち、現行の特別協定においては、在日米軍従業員

に支給される調整手当等に要する経費は、我が国がその二分の一を限度として負担することとなっておりますが、これを全部または一部の負担に改めるものであります。また、この議定書は、現行の特別協定が効力を有する一九九二年三月三十一日まで、効力を有することとされております。

委員会におきましては、竹下内閣総理大臣、宇野外務大臣及び瓦防衛庁長官の出席を求め、現行の特別協定締結後一年足らずで改正を行う理由、地位協定における在日米軍経費の負担原則、労務費負担の今後の見通し等につき質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

昨十二日質疑を終え、討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同の松前理事より反対、自由民主党の宮澤理事より賛成、公明党・国民会議の黒柳委員より反対、民社党・国民連合の小西理事より賛成、日本共産党の立木委員より反対の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本件は多数をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第八号）

要旨

原子力分野における日米間の協力は、一九六八年（昭和四十三年）に締結され、一九七三年（昭和四十八年）に一部改正された現行の原子力協定により規律されてきたが、従来から、我が国は使用済核燃料の再処理等に対する米国の同意を円滑に取得することに、他方、米国は「一九七八年核不拡散法」に基づき、他国に供給した核物質等に対し効果的な規制を加えることに、それぞれ多大の関心を有してきた。この協定は、このような両国の事情を背景にして一九八二年（昭和五十七年）以来、交渉を行った結果、現行の原子力協定にかわる新しい協力の枠組みを提供するものとして、一九八七年（昭和六十二年）十一月四日に東京で署名されたものであつて、主な内容は次のとおりである。

一、両国は、原子力の平和的利用のために専門家及び情報交換、核物質等の供給、役務の提供等の方法により協力する。

二、この協定に基づいて移転された核物質等は、両国が合意する施設においてのみ貯蔵され、また、両国が合意する場合には管轄外移転、再処理、形状・内容の変更、濃縮（二〇％以上）することができる。

三、この協定に基づいて移転された核物質等に関し、適切な防護の措置が維持される。

四、この協定の下での協力は、平和的目的に限って行い、また、この協定に基づいて移転された核物質等は、いかなる核爆発装置、その研究・開発のためにも、いかなる軍事的目的のためにも使用してはならない。

五、この協定に基づいて移転された核物質等は、国際原子力機関（IAEA）の保障措置の適用を受ける。

六、両国は、この協定に基づいて移転された核物質等の貯蔵、管轄外移転、再処理、形状・内容の変更についての合意の要件を、長期性、予見可能性、信頼性のある基礎の上に別個の取極として、核拡散防止の目的及び両国の国家安全保障の利益に合致するよう締結し、誠実に履行する。

七、現行協定は、この協定が効力を生ずる日に終了し、現行協定の下で開始された協力は、この協定の下で継続さ

れ、現行協定の適用を受けていた核物質等に関し、この協定を適用する。

八、この協定は、三十年間効力を有し、その後はいずれか一方が六カ月前に文書による通告を与えることにより終了させることができる。

なお、この協定に関連して作成された実施取極においては、いわゆる包括同意方式として、この協定に基づいて移転された核物質等の再処理、形状・内容の変更、貯蔵、管轄外移転に関する一定の要件について合意したこと、専用貨物航空機による国際輸送など一定の手続に従う回収プルトニウム（一回の船積みにつき二キログラム以上の量）返還について合意したこと等が規定されている。

委員長報告

ただいま議題となりました日米原子力協定につきまして、外務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

原子力の分野における我が国と米国との協力は、現在、昭和四十三年に締結されて昭和四十八年に一部改正された現行の原子力協定によって規律されております。この現行

協定の下では、いわゆる米国による個別同意方式がとられておりますが、我が国は従来から、これを改め、使用済核燃料の再処理等に対する米国の同意をより円滑に取得することに多大の関心を有してまいりました。他方、米国は、昭和五十三年の核不拡散法に基づき、米国が供給した核物質等に対して、より効果的な規制を加えることを要求してまいりました。

このような事情の下に、日米間で交渉が行われました結果、現行協定にかわる新しい協力の枠組みとして、この協定が署名されたのであります。

この協定は、原子力の平和利用のための協力の方法、核物質防護措置及び国際原子力機関による保障措置の適用、平和的目的に限定した協力などについて定めているほか、再処理等の核物質を利用した活動などは、両国の同意によることと規定しております。さらに、このような同意は、いわゆる包括同意方式の下で行われることが、この協定の実施取極において定められております。また、一定の手続に従うことを条件に、回収プルトニウムの国際輸送は、専用貨物航空機により行われることが合意されております。

委員会におきましては、包括同意方式をめぐる問題、プ

ルトニウム輸送容器の安全性と航空機輸送の問題、原子力発電の経済性と今後の見通し等につきましまして質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

昨二十四日質疑を終え、討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同の矢田部委員より反対、自由民主党の宮澤理事より賛成、日本共産党の吉岡委員より反対の意見が、それぞれ述べられました。

次いで、採決の結果、本件は多数をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一〇号）

要旨

本法律案は、在外公館に勤務する外務公務員の現地における年少子女の教育費の高額化にかんがみ、その負担の軽減を図るため、子女教育手当について加算される限度額を現在の月額三万六千円から四万五千円に引き上げるもので

ある。

なお、施行期日等に関し衆議院において修正がなされた。

委員長報告

六九ページ参照

○大蔵委員会

内閣提出法律案（七件）

番号	件名	先議院	提出月日	付託委員会	議決	本院議決	衆議院付託委員会	議決	本院議決	備考
1	漁船再保険及漁業共済保険特別会計における漁業共済に係る保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案	衆	六三、二五	六三、二六 (予)	六三、二〇 決	六三、二〇 決	六三、二五	六三、二六 可	六三、二八 可	
3	昭和六十三年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案	"	二五	四七	五二 決	五三 決	三五	修 四三	四二 正	衆本会議趣旨説明 四二七 参本会議趣旨説明
5	租税特別措置法の一部を改正する法律案	"	二九	三三	三三 決	三三 決	二八	可 三六	可 三三	衆本会議趣旨説明 二二八 参本会議趣旨説明
37	関税率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案	"	二九	二九 (予)	三三 決	三三 決	二九	可 三三	可 三三	
72	国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案	"	三五	三五 (予)	五七 決	五八 決	三五	可 四二	可 四二	
79	証券取引法の一部を改正する法律案	"	三六	三六 (予)	五四 決	五四 決	三六	可 五三	可 五三	
80	金融先物取引法案	"	三六	三六 (予)	五四 決	五四 決	三六	可 五三	可 五三	

衆議院議員提出法律案（一件）

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送 付月日	本院へ 提出月日	参議院 委員会 託議決 議決	衆議院 委員会 託議決 議決	本院 委員会 託議決 議決	備考
1	昭和六十二年 度の水田農業確 立助成補助金に ついての所得税 及び法人税の臨 時特例に関する 法律案	大蔵委員長 (六三、二六)	六三、二六	六三、二六	六三、二六 (予) 可決	六三、二六 可決	六三、二六 可決	

漁船再保険及漁業共済保険特別会計における漁業共済に係る
 保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰
 入金に関する法律案（閣法第一号）

要旨

本法律案は、昭和六十二年第二次補正予算に係るもの
 であつて、漁船再保険及漁業共済保険特別会計の漁業共済
 保険勘定において、異常被害により生ずる保険金の支払財
 源の不足に充てるため、次の措置を講じようとするもので
 あり、その内容は次のとおりである。

- 一、昭和六十二年において一般会計から六十七億五千八
 十七万円を限り、漁船再保険及漁業共済保険特別会計の
 漁業共済保険勘定に繰り入れることができることとする。

二、右の一般会計からの繰入金については、後日、漁船再
 保険及漁業共済保険特別会計の漁業共済保険勘定におい
 て決算上の剰余が生じた場合には、当該繰入金に達する
 までの金額を一般会計に繰戻すこととする。

委員長報告

ただいま議題となりました漁船再保険及漁業共済保険特
 別会計における漁業共済に係る保険金の支払財源の不足に
 充てるための一般会計から繰入金に関する法律案につ
 きまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申
 上げます。

本法律案は、昭和六十二年第二次補正予算に係るもの
 でありまして、昭和六十二年における異常な赤潮による

養殖ハマチの大量死亡等により、漁船再保険及漁業共済保険特別会計の漁業共済保険勘定に生ずる保険金の支払財源の不足に充てるための資金を、同年度において一般会計から六十七億五千八十七万円を限り同勘定に繰り入れようとするものであります。

委員会におきましては、異常赤潮発生のメカニズム解明の必要性、中小漁業者保護の観点から漁業共済保険制度の財政的健全化に向けての具体的方策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論なく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

昭和六十三年年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案（閣法第三号）

要旨

本法律案は、我が国財政の現状にかんがみ、昭和六十三年年度の財政運営に必要な財源を確保するため、同年度にお

ける特例公債の発行並びに国債費定率繰り入れ等の停止及び政府管掌健康保険事業に係る一般会計からの厚生保険特別会計健康勘定への繰入額削減の特例を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一、特例公債の発行等

(一) 予算をもつて国会の議決を経た金額（三兆千五百十億円）の範囲内で、特例公債を発行することができることとする。

(二) 租税収入の実績に従つて、限度額の範囲内で特例公債の発行額を調整できるよう、昭和六十四年六月末日まで発行できることとし、同年四月以降の本特例公債の発行収入は、昭和六十三年年度所屬の歳入とする。

(三) (一)の議決の条件として、特例公債の償還計画を国会に提出しなければならない。

(四) 特例公債の借りかえについては、国の財政状況を勘案しつつ、できる限り行わないよう努めるものとし、借りかえを行った場合においては、その速やかな減債に努めるものとする。

二、国債費定率繰り入れ等の停止

昭和六十三年度における国債償還財源を確保するため

の一般会計から国債整理基金特別会計への繰り入れについては、国債総額の百分の一・六に相当する金額の繰り入れ及び割引国債に係る発行価格差減額の年割額に相当する金額の繰り入れを行わないこととする（本措置による繰り入れ停止に係る金額は二兆五千三十六億円である）。

三、厚生保険特別会計健康勘定への繰り入れの特例

(一) 昭和六十三年度における一般会計から厚生保険特別会計健康勘定への繰り入れについては、健康保険法に規定する国庫補助の額から六百五十億円を控除した額とする。

(二) 右の特例措置により控除した金額については、政府管掌健康保険事業の適正な運営確保のため、各年度の厚生保険特別会計健康勘定の収支状況を勘案して、後日、当該金額を、一般会計から同勘定に繰り入れる等の適切な措置を講ずることとする。

なお、本法律案は、衆議院において、施行期日「昭和六十三年四月一日」を「公布の日」とする修正が行われている。

委員長報告

ただいま議題となりました昭和六十三年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、昭和六十三年度における国の財政収支が著しく不均衡な状況にあることにかんがみ、財政運営に必要な財源を確保し、もって国民生活と国民経済の安定に資するため、同年度における特例公債の発行、国債費定率繰り入れの停止及び政府管掌保険事業に係る厚生保険特別会計への繰入額削減の特例措置を定めようとするものであります。

委員会におきましては、特例公債依存体質からの脱却及び財政再建の意義、特例公債の償還ルール期間短縮の必要性、これまでの財源確保策による後年度負担への対応の方途等について、総理、大蔵大臣並びに関係当局に対して質疑が行われたほか、参考人より意見を聴取いたしました。その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同を代表して志苦裕理事、公明党・国民会議を代表して多田省吾理事、日本共産党を代表して近藤忠孝委員、

民社党・国民連合を代表して栗林卓司委員よりそれぞれ反対、自由民主党を代表して大浜方栄理事より賛成する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。以上、御報告申し上げます。

租税特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第五号）

要旨

本法律案は、税制の抜本的改革との関連に留意しつつ、最近の社会経済情勢等に即応して、当面早急に実施すべき措置を講ずることとし、土地・住宅税制について見直しを行うとともに、石油税について増収措置を図る等所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、土地税制

(一) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の軽減税率を引き下げる等の措置を講

ずる。

(二) 現行の居住用財産の買いかえ（交換）の特例を原則廃止し、父母または祖父から相続または遺贈により取得したその者の居住用家屋及びその敷地で、三十年以上の期間にわたってその者の居住の用に供していたものを譲渡した場合の長期譲渡所得に限り、存置する。

(三) 所有期間十年を超える居住用家屋及び敷地を譲渡した場合の長期譲渡所得（二）の特例の適用を受けるものを除く。）については、現行の居住用財産の買いかえ（交換）の特例にかえ、特別控除後の譲渡所得に対して、軽減税率により分離課税することとする。

二、住宅税制

住宅取得促進税制の拡充措置として、公的な借入金の年末残高の全額（現行二分の一）を控除対象とするほか、適用対象者の所得要件の三千万円以下（現行一千万円以下）への緩和、適用対象住宅の床面積要件の上限（現行二百平方メートル）の撤廃（政令措置）を行うとともに、適用対象となる借入金の範囲に一定規模以上の増改築等のための借入金を加える。

三、石油税

昭和六十三年八月一日から昭和六十四年三月三十一日までの間の特例措置として、課税方式を従量税化するとともに、税率改正により増収措置を図る。

四、租税特別措置の整理合理化等

(一) 租税特別措置の廃止

エネルギー基盤高度化設備投資促進税制、省エネルギー・石油代替エネルギー利用設備の特別償却制度、中小企業技術開発用機械等の特別償却制度、特定船舶製造業安定事業協会の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置を廃止する。

(二) 租税特別措置の縮減合理化等

公害防止用設備の特別償却、電線類地中化設備の特別償却等の特別措置について、特別償却率の引き下げ等により整理合理化を図る。

五、たばこ消費税の特例

たばこ消費税について、税率等の特例措置による「一本一円の上乗せ課税」を昭和六十四年三月三十一日まで延長する等の措置を講ずる。

六、自動車関係諸税の特例

揮発油税及び地方道路税並びに自動車重量税について、

税率の特例措置の適用期限を五年延長する。

七、その他

欠損金の繰越控除の一部停止措置及び欠損金の繰り戻しの還付の不適用措置を期限の到来とともに廃止するほか、住宅取得資金の贈与を受けた場合の贈与税額の計算の特例の延長を行う等所要の措置を講ずる。

なお、本法律施行に伴う租税の減収見込み額は、昭和六十三年度二千二百四十億円である。

委員長報告

次ページ参照

関税率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案（関法第三七号）

要旨

本法律案は、最近における内外の経済情勢の推移等にかんがみ、我が国の市場の一層の開放を図る等の見地から、関税率、特恵関税制度等について所要の改正を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一、関税率の改正

- (一) 市場アクセスの改善を図る見地から、チョコレート菓子の関税率を一〇%（現行二〇%）に引き下げる。
- (二) スペイン、ポルトガルのEC加盟に伴う市場アクセス改善措置として、単結晶シリコン等七十二品目について原則五〇%の関税率の引き下げを行う。
- (三) 石油税の税率引き上げにより、石油及び石油代替エネルギー財源の確保が図られることを考慮し、原油に対する関税率を一キロリットル当たり五百三十円（現行六百四十円）に引き下げる。

二、特惠関税制度の改正

昭和六十三年度の特例措置として、限度枠を設けて特惠関税の適用を行っている鉱工業品のうち六十一品目区分の特惠限度枠を、現行枠に比して五〇%増、三〇%増または一〇%増に拡大する。

三、その他

- (一) 加工再輸入減税制度について、機械類（六百二十六品目）を包括的に対象品目に指定する。
- (二) 昭和六十三年三月三十一日に適用期限の到来する暫定関税率及び関税の還付制度について、これらの適用

期限を延長する等所要の改正を行う。

なお、本法律施行に伴う昭和六十三年一般会計の関税減収見込み額は、約百億円、石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計の原重油関税減収見込み額は、約百十億円である。

委員長報告

ただいま議題となりました両法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。まず、関税率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案は、最近における内外経済情勢の変化に対応し、我が国の市場の一層の開放を図る等の見地から、チョコレート菓子、原油等の関税率の引き下げを行うとともに、鉱工業品に対する特惠関税の限度額の拡充等、所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、チョコレート菓子関税率の引き下げに伴う国内メーカーへの影響とその対応策、税関職員への処遇改善と中長期視点に基づく要員増の必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を

代表して吉川英勝委員より反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

次に、租税特別措置法の一部を改正する法律案は、最近の社会経済情勢にかんがみ、居住用財産の買いかえの特例を原則廃止し、軽減税率による分離課税を行うなどの土地税制の改正、住宅取得促進税制の拡充、石油税の課税方式の変更及び税率の引き上げを行うほか、既存の租税特別措置の整理合理化等、所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、所得格差の実態に即した税制のあり方、租税特別措置の利用実態の把握の必要性とその見直しの状況、たばこ消費税特例措置の延長の理由及びたばこ産業の実態等について質疑が行われたほか、参考人より意見を聴取いたしました。その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同を代表して志苦裕理事、公明党・国民会議を代表して多田省吾理事、日本共産党を代表して近藤忠孝委員、

民社党・国民連合を代表して栗林卓司委員よりそれぞれ反対、自由民主党を代表して大浜方栄理事より賛成する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。以上、御報告申し上げます。

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第七二号）

要旨

本法律案は、国際復興開発銀行の出資比率の調整を目的とした特別増資に我が国も参加するため、政府は同銀行に対し、従来の出資の額のほか、十一億七千九百六十万協定ドル（十四億二千三百万現行ドル）の範囲内において出資することができることとするものである。

委員長報告

ただいま議題となりました国際通貨基金及び国際復興開

発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、国際復興開発銀行の出資比率の調整を目的とした特別増資により、同銀行に対する我が国の出資の額が増額されることとなるのに伴い、当該出資の額の増額に応ずるための措置を講じようとするものであり、政府は、同銀行に対し、十一億七千九百六十万協定ドルの範囲内において、追加出資を行うことができることとするものであります。

委員会におきましては、今回の世銀への特別増資の意義、世銀の融資姿勢のあり方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して、吉井英勝委員より、本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

証券取引法の一部を改正する法律案（閣法第七九号）

要旨

本法律案は、我が国証券市場の自由化、国際化の進展等に対応して有価証券指数等先物取引の導入を図るため、証券先物市場の整備を行うとともに、有価証券の発行市場の健全な発展に資するため、企業内容開示制度についてその簡素化と充実の両面から見直しを行うほか、証券市場の公正性と健全性に対する投資者の信頼を一層確保するため、内部者取引に対する規制の整備を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、証券先物市場の整備

(一) 証券業として行う業務に有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引または外国市場証券先物取引の取り次ぎ等の業務を加えることとし、証券取引所においてこれらの先物取引を行うことができることとする。

(二) 金融機関が行うことができる証券業務として、公共債及び外国国債に係る先物取引に関する業務を認める。

(三) 有価証券の売買取引に係る投資者保護に関する規定

を、有価証券指数等先物取引に係る各種行為にも適用するとともに、証券会社に対し、取引の概要等を記載した書面を委託者へ交付することを義務づける。

二、企業内容開示制度の見直し

(一) 有価証券届出書による発行開示手続について、あらかじめ一定期間の発行予定額を登録した場合には、その限度内において発行の都度届け出を要することなく、発行登録追補書類の提出のみで足りることとする。

(二) 有価証券届出書の記載事項のうち、営業内容等企業の情報に係る事項については、毎年定期的に提出される有価証券報告書等を参照すべき旨の記載のみで足りることとする。

(三) 担保付普通社債について、発行開示義務を免除することとしてきた暫定措置を廃止する。

三、内部者取引規制の整備

(一) 有価証券の発行会社の役員等であつて、その職務等により、新製品の企業化等投資者の投資判断に影響を及ぼすような会社の重要事実を知つた者（これらの者からその事情を知つて当該重要事実の伝達を受けた者を含む。）が、その情報が公開される以前に、当該有価

証券の取引を行うことを規制し、これに違反した場合には、刑事罰を科することとする。

(二) 会社の役員及び主要株主に対し、証券取引所に上場されている当該会社の株券等の売買に関する報告書を大蔵大臣に提出することを義務づける。

四、証券会社の営業年度の変更

証券会社の営業年度を四月から翌年三月まで（現行十月から翌年九月まで）に変更する。

委員長報告

ただいま議題となりました両法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。まず、証券取引法の一部を改正する法律案は、我が国証券市場の自由化、国際化の進展に対応して証券先物市場の整備を図るため、有価証券指数等先物取引の導入を行い、これに伴う投資者保護の措置等を講ずることとするとともに、有価証券の発行市場の健全な発展に資するため、企業内容開示制度について簡素化と充実の両面からの見直しを行うほか、証券市場の公正と健全性に対する投資者の信頼を一層確保するため、内部者取引に対する規制の整備等に

ついて、所要の改正を行おうとするものであります。

次に、金融先物取引法案は、我が国の金融自由化、国際化の進展に伴い、金融取引に係るリスク回避の要請が高まっていること等にかんがみ、国民経済の適切な運営及び金融先物取引等の委託者の保護に資するため、金融先物取引所を創設し、その制度を整備するとともに、金融先物取引業を営む者の業務の適正な運営を確保することにより、金融先物取引及び金融先物取引の受託等を公正かつ円滑にしようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、先物取引所を金融と証券に二分化した理由、投資家保護に資する企業内容開示のあり方、内部者取引規制の実効性、等について質疑が行われたほか、参考人より意見を聴取いたしました。その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、両法律案を一括して討論に入りましたところ、日本共産党を代表して吉井英勝委員より、両法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、両法律案を順次採決の結果、いずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

金融先物取引法案（閣法第八〇号）

要旨

本法律案は、我が国の金融自由化、国際化の進展に伴い、金融取引に係るリスク・ヘッジ・ニーズが拡大していること等にかんがみ、国民経済の適切な運営及び金融先物取引等の委託者の保護に資するため、金融先物取引所を創設し、その制度を整備するとともに、金融先物取引業を営む者の業務の適正な運営を確保することにより、金融先物取引及び金融先物取引等の受託等を公正かつ円滑にすることを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、金融先物取引

金融先物取引とは、将来の特定の日に、特定の金融商品を一定の価格で売買する取引をいい、原則として差金決済によつて行われる金融先物取引及びこれらに係る金融オプション取引からなる。

二、金融先物取引所

(一) 金融先物取引所は、会員組織の法人とし、何人も金

融先物市場によらないで、当該市場における相場により、差金の授受を目的とする行為等をしてはならない。

(二) 金融先物取引所を設立しようとする者は、一定の手續に従い、大蔵大臣の免許を受けなければならない。

(三) 金融先物取引所は、その定款をもつて、会員の資格に関する要件を定めなければならないこととし、会員は、定款の定めるところにより、金融先物取引所に対し、会員信託金を預託しなければならない。

(四) 金融先物取引所は、定款の定めるところにより、会員から取引証拠金を預託させることができる。

(五) 会員は、金融先物取引の受託について、金融先物取引の受託の条件等に関する細則を定めた受託契約準則により行わなければならない。

(六) その他、金融先物取引所について、その機関、解散事由、大蔵大臣の監督等について所要の規定を設けることとする。

三、金融先物取引業

(一) 金融先物取引業（取り次ぎ等の業務を含む。）を営もうとする者（以下、金融先物取引業者）は、一定の手續に従い、大蔵大臣の許可を受けなければならない。

(二) 金融先物取引業者は、公衆の見やすい場所に、大蔵省令で定める様式の標識を掲示しなければならない。

(三) 金融先物取引業者は、当該取引業に係る広告を行うときは、利益の見込み等について、著しく事実と相違する表示等をしてはならない。

(四) 金融先物取引業者は、金融先物取引等の受託等を内容とする契約の締結前、締結時、契約成立時等の際に、それぞれ一定の事項を記載した書面を委託者に交付しなければならない。

(五) 金融先物取引業者は、当該取引等の委託等を受けたときは、金融先物市場等を経ずに、自己がその相手方となつて取引を成立させてはならない。

(六) 金融先物取引業者の監督に関し、業務に関する帳簿書類の作成、その保存及び事業報告書の提出、大蔵大臣による報告または資料の提出命令、立入検査及び業務改善命令等について所要の規定を設けることとする。

(七) 金融先物取引業協会

金融先物取引業者が、委託者の保護及び取引業の健全な発展に資することを目的として、金融先物取引業協会を設立することができることとする。

委員長報告

八五ページ参照

昭和六十二年度の水田農業確立助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案（衆第一号）

要旨

本法律案は、昭和六十二年度において、水田農業確立対策による米の計画生産を推進するため、政府等が稲作の転換を行う者等に対し交付する水田農業確立助成補助金について、税制上の軽減措置を講ずるものであり、その内容は次のとおりである。

一、個人が交付を受ける同補助金については、一時所得の収入金額とみなすとともに、転作に伴う特別支出費用等は、一時所得の必要経費とみなす。

二、農業生産法人が交付を受ける同補助金については、交付を受けた後二年以内に事業の用に供する固定資産の取得または改良に充てる場合、圧縮記帳の特例を認める。

なお、本法律施行に伴う昭和六十二年度における租税の減収見込み額は、約六億円である。

委員長報告

ただいま議題となりました昭和六十二年度の水田農業確立助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、衆議院大蔵委員長提出によるものでありまして、昭和六十二年度に政府等から交付される水田農業確立助成補助金について、個人が交付を受けるものはこれを一時所得とみなし、農業生産法人が交付を受けるものは、交付を受けた後二年以内に固定資産の取得または改良に充てた場合には圧縮記帳の特例を認めることにより、それぞれ税負担の軽減を図ろうとするものであります。

なお、本法律施行に伴う昭和六十二年度の租税の減収額は約六億円と見込まれております。

委員会におきましては、本法律案による昭和六十二年度の租税減収見込み額の算定基礎、米需給均衡化対策の具体的内容等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論なく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

た。

以上、御報告申し上げます。

○文教委員会

内閣提出法律案（四件）

番号	件名	院議先	提出月日	参議院	衆議院	備考
74	昭和六十二年度における私立学校教職員共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律の一部を改正する法律案	衆議院	三、五	付託 委員 議決 可決 五、七 可決 五、八	付託 委員 議決 可決 五、八	
38	教育公務員特例法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案	衆議院	二、九	付託 委員 議決 可決 五、四 可決 五、五	付託 委員 議決 可決 四、七 可決 四、六	衆本会議趣旨説明 四、九 参本会議趣旨説明 五、二
12	義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案	衆議院	二、二	付託 委員 議決 可決 四、二 可決 四、七	付託 委員 議決 可決 四、二 可決 四、七	
11	国立学校設置法の一部を改正する法律案	衆議院	六、二二	付託 委員 議決 可決 六、二七 可決 六、二八	付託 委員 議決 可決 六、二〇 可決 六、二六	衆本会議趣旨説明 六、四 参本会議趣旨説明 五、二

本院議員提出法律案（二件）

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送衆へ提	出月日	参議院	衆議院	備考
109 国会 1	学校教育法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案	久保 亘君 外 一名 (六、七、三〇)			付 六、七、三〇 委員会 託議決議 委員会 本会議決	付 委員会 託議決議 委員会 本会議決	
109 国会 2	女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案	山本正和君 外 一名 (七、一〇)			七、一〇 継続 審査		

国立学校設置法の一部を改正する法律案（閣法第一一号）

要旨

本案の主な内容は、次のとおりである。

一、国立大学共同利用機関の連携・協力の下に総合研究大学院大学を新設すること。

二、三重大学に医療技術短期大学部を設置すること。

三、京都工芸繊維大学工業短期大学部を同大学工学部部の拡充等に伴い廃止すること。

四、大学入試センターの所掌事務を改めること。

五、昭和四十八年度以後に設置された国立医科大学等に係る昭和六十三年度の職員の定員を一万九千八百七十二人（三十五人増）に改めること。
なお、衆議院において、施行期日について修正が行われた。

委員長報告

ただいま議題となりました二法律案につきまして、文教委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、国立学校設置法の一部を改正する法律案は、国立

大学共同利用機関の連携・協力に基づく総合研究大学院大学の新設、三重大学の医療技術短期大学の併設、京都工芸繊維大学の工業短期大学の廃止のほか、昭和六十五年度に予定されている「新テスト」の実施に対応するための大学入試センターの所掌事務の改正、さらに、昭和四十八年度以後に設置された国立医科大学等の職員の定員を改めようとするものであります。

なお、衆議院において、施行期日についての修正が行われております。

委員会におきましては、参考人の意見を聴取するとともに、総合研究大学院大学の設置目的、その進め方と運営のあり方、共通一次試験の評価と「新テスト」の意義、「新テスト」への私立大学の参加見込みと実施時期、各大学の二次試験の内容充実、その他入学者選抜制度の将来のあり方、大学入試センターが行う情報提供事業の内容などについて、熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑終局を決定し、次いで討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同を代表して粕谷委員より反対の討論が、自由民主党を代表して林委員より賛成の討論が、日本共産

党を代表して、佐藤委員より反対の討論がそれぞれ行われ、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、既設大学院の充実等四項目からなる附帯決議を行いました。

次に、昭和六十二年度における私立学校教職員共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律の一部を改正する法律案は、私立学校教職員共済組合が支給する退職共済年金等の額について、厚生年金及び国民年金の改定措置にない、昭和六十三年四月分から改定しようとするものであります。

なお、衆議院におきまして施行期日について修正が行われております。

委員会におきましては、長期経理・短期経理の状況と見直し、公的年金一元化のすすめ方、福祉事業の現状とあり方、その他私学をめぐる諸般の問題について、質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案

(閣法第一二二号)

要旨

本法律案は、児童生徒急増市町村が設置する小中学校校舎の増築に要する経費に係る国の負担割合を三分の二(政令で定める市町村の設置するものにあつては七分の四)に引き上げる措置について、引き続き昭和六十七年度まで継続しようとするものである。ただし、昭和六十三年度にあつては、国の補助金等の臨時特例措置の期間であることから、その負担割合を十分の五・五としている。

また、新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律及び水源地域対策特別措置法の規定の整備も行うこととしている。

なお、衆議院において、施行期日を公布の日に改める修正が行われた。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、文教委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、児童生徒が急増している地域にある公立の小中学校の施設の整備を引き続き促進するため、これらの学校の校舎の増築に要する国の負担割合の特例措置を昭和六十七年度まで継続するほか、関連法律の規定の整備を行おうとするものであります。

なお、衆議院において施行期日の修正が行われております。

委員会におきましては、児童生徒急増市町村の今後の推移とその対応策、学校規模の適正化、不足教室の解消等施設整備の方針、アスベストの除去対策、養護学校等の施設整備と高等部設置の促進などの諸問題について熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑終局の後、日本共産党を代表して佐藤委員より昭和六十三年度分及び政令で定める市町村に係る国の負担率の引き下げ措置を撤廃するための修正案が提出されました。

次いで、本修正案に対して内閣の意見を徴し、反対である旨の発言があった後、採決の結果、修正案は賛成少数を

もって否決、原案は全会一致をもって可決、よって本法律案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

右、御報告申し上げます。

教育公務員特例法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第三八号）

要旨

本法律案は、臨時教育審議会の答申を受けて、教員の資質能力の一層の向上を図るため、初任者研修制度を創設しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、初任者研修制度の内容等

1 任命権者は、国・公立の小・中・高・盲・聾・養護学校及び幼稚園の教諭、助教諭及び講師に対し、採用後一年間の初任者研修を実施しなければならないものとする。

2 任命権者が定める初任者研修の計画は、教職経験に応じて実施する体系的な研修の一環として樹立されなければならないものとする。

3 任命権者（県費負担教職員については、服務監督権

者である市町村教育委員会）は、初任者が所属する学校の教頭、教諭または講師のうちから指導教員を命じるものとする。

4 指導教員は、初任者に対する指導及び助言を行うものとする。

二、初任者研修制度の円滑な実施を図るための措置

1 初任者研修の実施に伴い、市町村立の小・中学校等に非常勤講師を勤務させる必要がある場合、市町村教育委員会は、都道府県教育委員会に対し、非常勤講師の派遣を求めることができるものとする。

2 派遣された非常勤講師は、市町村の職員の身分をあわせ有するものとし、市町村教育委員会が、その服務を監督すること。

3 非常勤講師の報酬等は、派遣をした都道府県の負担とする。

三、条件附採用期間の延長

初任者研修の実施等に伴い、国・公立の小・中・高・盲・聾・養護学校及び幼稚園の教諭、助教諭及び講師の条件附採用期間を六カ月から一年に延長すること。

四、初任者研修の制度化についての経過的な措置

1 幼稚園及び盲・聾・養護学校の幼稚部の教諭、助教諭及び講師に対しては、当分の間、初任者研修を実施しないこととし、任命権者（市町村立の幼稚園にあつては都道府県教育委員会）は、初任者研修とは異なる研修を実施しなければならないものとする。

2 市町村教育委員会は、都道府県教育委員会が行う幼稚園等の教諭等に対する前記1の研修に協力しなければならぬものとする。

3 前記1の幼稚園等を除く学校の教諭等に対する初任者研修については、教諭等の採用者数の推移その他の事情を考慮し、政令で定めるところにより、昭和六十四年度から段階的に実施し、六十七年度までにすべての校種で実施するものとする。

4 前記1及び3により、初任者研修の対象とならない学校の教諭等の条件附採用期間は、従前のおり六カ月とする。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、文教委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、臨時教育審議会の答申を受けて、教員の資質能力の一層の向上を図るため、初任者研修制度を創設しようとするものであります。その主な内容は、第一に、国立及び公立の小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園の教員に対し、採用後一年間、指導教員による指導・助言を中心とした初任者研修を実施すること、第二に、初任者研修制度の対象となる教員の条件附採用期間を現行の六月から一年に延長することなどであります。

なお、幼稚園の教員に対しては、当分の間、初任者研修とは異なる研修を実施するとともに、それ以外の学校の教員に対しては、昭和六十四年度から段階的に実施し、六十七年度にはすべての学校で実施することとしております。

委員会におきましては、内閣総理大臣の出席をも求め、熱心な審査が行われましたが、その主な質疑といたしましては、初任者研修制度創設の意義、指導教員の選任等制度運用の方針、条件附採用期間延長の与える影響とその是非、その他、教員の養成、採用、研修等の諸問題が取り上げられました。また、参考人の意見も聴取いたしました。これらの詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

次いで、質疑終局を決した後、高木委員より、教員の条件附採用期間を現行どおり六月とする旨の修正案が提出され、これに対し質疑が行われました。

引き続き討論に入り、日本社会党・護憲共同を代表して安永委員から、修正案に賛成、原案に反対、自由民主党を代表して林委員から、修正案に反対、原案に賛成、日本共産党を代表して佐藤委員から、修正案、原案ともに反対の討論がそれぞれ行われました。

次いで、採決の結果、高木委員提出の修正案は、賛成少数をもって否決され、原案が賛成多数をもって可決されました。

なお、五項目から成る附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

昭和六十二年度における私立学校教職員共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第七四号）

要旨

本法律案は、私立学校教職員共済組合法による年金の額

について、厚生年金及び国民年金の改定措置にならない、昭和六十三年四月分から平均〇・一％の引き上げ措置を講じようとするものである。

なお、衆議院において、施行期日について修正が行われた。

委員長報告

九一ページ参照

○社会労働委員会

内閣提出法律案（一二二件）

番号	件名	院議先	提出月日	参議院		衆議院		備考
				付託	議決	付託	議決	
19	国民健康保険法の一部を改正する法律案	衆	六三、二九	六三、四一八	六三、五一七 可決	六三、五二八 可決	六三、三三三	衆本会議趣旨説明 六三、三三三 参本会議趣旨説明 四六六
20	特定不況業種関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案	〃	二九	(予) 二二五	四三 可決	四七 可決	二〇	
21	駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案	〃	二九	(予) 二一九	四三 可決	四七 可決	二九	
33	労働組合法等の一部を改正する法律案	〃	二二二	五二七	五九 可決	二〇 可決	五三	
36	港湾労働法案	〃	二二五	四三	四六 可決	五二 可決	四四	
54	社会福祉・医療事業団法の一部を改正する法律案	参	三二	三二	四三 可決	四五 可決	(予) 三二	

番号	件名	院議先	提出日	参議院			衆議院			備考
77	厚生年金保険法の一部を改正する法律案	衆	三二五	三二五 (予)	可決 五二七	可決 五二八	三二五	可決 四二六	可決 四二六	
71	戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案	衆	三二三	三二三 (予)	可決 一五七	可決 五二八	三二三	修正 四二三	修正 四二三	
70	原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案	衆	三二三	三二三 (予)	可決 五二七	可決 五二八	三二三	修正 四二三	修正 四二三	
69	児童扶養手当法等の一部を改正する法律案	衆	三二三	三二三 (予)	可決 五二七	可決 五二八	三二三	修正 四二三	修正 四二三	
68	勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案	衆	三二五	三二五	可決 四二四	可決 四二五	三二五 (予)	可決 五二〇	可決 五二二	
67	労働安全衛生法の一部を改正する法律案	参	六三、三二五	六三、三二五	可決 六三、四二四	可決 六三、四二五	六三、三二五 (予)	可決 六三、五二〇	可決 六三、五二二	

衆議院議員提出法律案（四件）

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送 付月日	提出月 本院へ	参議院 委員会 託議決 議決	衆議院 委員会 託議決 議決	備考
7	原子爆弾被爆者等援護法案	田口健二君 外十一名 (六三、四一三)	六三、四一四		六三、四一四 (予)	六三、四一四 付託議決	撤 六三、四一三 回 (委員会許可)
12	柔道整復師法の一部を改正する法律案	社会労働委員長 (五一九)	五一九	六三、五一九	五一九 (予) 可 六三、五二四 決 可 六三、五二五 決	六三、五二四 付託議決	可 六三、五二四 決
13	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律の一部を改正する法律案	社会労働委員長 (五一九)	五一九	五一九	五一九 (予) 可 五一九 決 可 五一九 決	五一九 付託議決	可 五一九 決
14	クリーニング業法の一部を改正する法律案	社会労働委員長 (五一九)	五一九	五一九	五一九 (予) 可 五一九 決 可 五一九 決	五一九 付託議決	可 五一九 決

国民健康保険法の一部を改正する法律案（閣法第一九号）

要旨

本法律案は、国民健康保険事業の運営の安定化を図るため、医療給付費等が著しく多額となると見込まれる市町村について安定化計画を作成させ、当該計画の達成のために

国、都道府県及び当該市町村が必要な措置を講ずることとするとともに、昭和六十三年度及び昭和六十四年度における措置として、国及び地方公共団体の負担による国民健康保険の財政の基盤の安定化措置、高額医療費共同事業を行う国民健康保険団体連合会に対する国及び都道府県の補助、老人保健医療費拠出金の国庫負担の見直しを定めるもので

あり、その主な内容は次のとおりである。

一、指定市町村の安定化計画及び基準超過費用額の負担

1 厚生大臣は、毎年度につき、医療給付費等が著しく多額な市町村を、都道府県の意見を聴き、指定市町村として指定すること。

2 指定市町村は、厚生大臣の定める指針に従い、国及び都道府県の助言及び指導の下に、安定化計画を策定し、給付費等の適正化等運営の安定化のための措置を講じなければならないこと。

3 指定市町村の給付費等が特別の事情を勘案してもなお被保険者の年齢構成等を基に定める基準を超える場合、指定年度の翌々年度において、その基準を超える著しく高い給付費等の一定部分について、国、都道府県、市町村が六分の一ずつ共同で負担すること。

二、保険財政基盤の安定化措置

市町村は、保険料（税）の軽減額を基礎として算定した額を一般会計から国民健康保険特別会計に繰り入れなければならないこととし、国はその二分の一、都道府県はその四分の一をそれぞれ負担すること。

三、高額医療費共同事業に対する補助

国及び都道府県は、高額な医療給付が国民健康保険の財政に与える影響を緩和するため、高額医療費共同事業を行う国民健康保険団体連合会に対し、その費用の一部を補助することができること。

四、老人保健医療費拠出金の国庫負担の見直し

老人保健医療費拠出金に係る国庫負担の算定に当たっては、現行の対象額から老人保健医療費拠出金の納付に要する額を超える部分の十分の六に相当する額を控除した額を基準とすること。

五、その他

被保険者資格証明書を提示して療養取扱機関等について受けた療養について社会保険診療の取り扱いとすることその他所要の改正を行うこと。

六、施行期日

この法律は、公布の日から施行すること（衆議院修正）。

委員長報告

ただいま議題となりました五法律案につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、国民健康保険法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案は、国民健康保険事業の運営の安定化を図るため所要の措置を講ずるものであります。その主な内容は、療養の給付等に要する費用が著しく多額となると見込まれる市町村について安定化計画を作成させ、当該計画の達成のために国、都道府県及び当該市町村が必要な措置を講ずることとする事、昭和六十三年度及び同六十四年度において、国及び地方公共団体の負担による保険財政基盤の安定化のための措置、高額医療費共同事業の強化・充実、老人保健医療費拠出金に係る国庫負担率の調整を行うこと等であります。

委員会におきましては、参考人からの意見聴取、地方行政委員会との連合審査を行うとともに医療保険制度の一元化、高医療費市町村の医療費安定化、低所得者の保険料負担、保険料滞納者の取り扱い、等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同山本理事、公明党・国民会議中西理事及び日本共

産党沓脱委員より、それぞれ本案に反対、自由民主党曾根田理事より本案に賛成する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

次に、児童扶養手当法等の一部を改正する法律案外三法律案について申し上げます。

まず、児童扶養手当法等の一部を改正する法律案の主な内容は、児童扶養手当、特別児童扶養手当、特別障害者手当、老齢福祉年金等の額の引き上げ、拠出制国民年金及び厚生年金の物価スライドの特例措置等であります。

次に、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案は、医療特別手当その他の手当の額を引き上げるものであります。

次に、戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案は、障害年金、遺族年金等の額を引き上げるとともに、戦没者の父母等に改めて特別給付金を支給するものであります。

次に、厚生年金保険法の一部を改正する法律案の主な内容は、厚生年金基金が支給する年金給付について努力目標

水準を設定するとともに、中途脱退者に係る年金給付の額の加算及び解散した基金の加入員に係る年金給付の支給等を厚生年金基金連合会が行うこととする等であります。

委員会におきましては、以上四案を一括して審議を進め、公的年金制度一元化、年金等の額の引き上げ、年金資産の自主運用、被爆者援護法、中国帰国孤児の生活実態等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、順次採決の結果、以上四案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決しました。

なお、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案並びに戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案に対し、附帯決議が全会一致をもって付されております。

以上、御報告申し上げます。

特定不況業種関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第二〇号）

要旨

本法律案は、特定不況業種における多数の離職者の発生及び今後の産業構造の転換等に伴う雇用問題に対処するため、法律の廃止期限を延長するとともに、特定不況業種関係労働者の失業の予防措置の充実等を図るものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、題名の改正

法律の題名を「特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法」に改めること。

二、法律の廃止期限の延長

この法律の廃止期限（昭和六十三年六月三十日）を七年延長すること。

三、法律の適用対象の拡大

- 1 特定不況業種事業主に、特定不況業種事業主に準ずる一定の者の下請事業主を含めること。
- 2 事業規模の縮小等に伴い相当数の労働者が離職等を余儀なくされるおそれがあると労働大臣が認定した一

定の事業所を特例事業所とし、この法律による失業予防措置の対象とすること。

四、雇用の安定に関する計画等

1 特定不況業種事業主の作成する再就職援助等計画を雇用の維持及び再就職の援助のための措置に関する計画とすること。

2 特例事業所の事業主は、失業の予防のための措置に関する計画を作成し、公共職業安定所長の認定を受けることができること。

五、失業の予防等のための措置の充実

1 政府は、事業転換による雇用機会の確保等関係労働者の失業の予防に特に資すると認められる措置を講ずる特定不況業種事業主及び特例事業所の事業主について、雇用保険法の雇用安定事業として特別の措置を講ずること。

2 国及び雇用促進事業団は、事業主が行う在職者の職業転換のための教育訓練の円滑な実施に資するため、必要な職業訓練の実施について特別の措置を講ずること。

六、施行期日

この法律は、昭和六十三年七月一日から施行すること。ただし、二については、公布の日から施行すること。

委員長報告

ただいま議題となりました二法律案につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、特定不況業種関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案の主な内容は、第一に、法の廃止期限を七年延長すること、第二に、特定不況業種に係る事業所以外の事業所のうち、労働大臣が認定した一定の事業所を特例事業所として法の失業予防措置の対象とするとともに、下請事業主の範囲を拡大すること、第三に、事業転換による雇用機会の確保など失業の予防のため一定の措置を講ずる事業主について、雇用保険法の雇用安定事業として特別の措置を講ずるとともに、事業主が行う在職者の職業転換に必要な教育訓練の実施について特別の措置を講ずること等であります。

次に、駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正す

る法律案は、駐留軍関係離職者及び漁業離職者の発生が今後においても引き続き予想される状況にかんがみ、法の有効期限をそれぞれ五年延長するものであります。

委員会におきましては、以上二案を一括議題として審議を進め、産業構造の変化に対応した雇用対策、特例事業所の認定基準、高齢者の雇用対策、駐留軍関係離職者及び漁業離職者の再就職促進等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、順次採決を行いましたところ、両案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、特定不況業種関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対し、附帯決議が全会一致をもって付されております。

以上、御報告申し上げます。

駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第二一号）

要旨

本法律案は、今後においても駐留軍関係離職者及び漁業離職者の発生が引き続き予想される状況にかんがみ、現行の駐留軍関係離職者対策及び漁業離職者対策を引き続き実施するため、法の有効期限を延長するものであり、その内容は次のとおりである。

- 一、駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限（昭和六十三年五月十六日）を五年延長すること。
- 二、国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の有効期限（昭和六十三年六月三十日）を五年延長すること。
- 三、この法律は、公布の日から施行すること。

委員長報告

前ページ参照

労働組合法等の一部を改正する法律案（閣法第三三三号）

要旨

本法律案は、行政機構の簡素化に資するとともに労働委員会制度の効率的運営及び機能強化を図るため、中央労働

委員会と国営企業労働委員会とを統合するとともに所要の改正を行うものである。

なお、衆議院において、公益委員の任命手続等について所要の修正がなされている。

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、労働組合法の一部改正

1 中央労働委員会の組織の改正

(1) 使用者委員、労働者委員及び公益委員の数を各九人から各十三人に改めること。

(2) 委員の任命手続を、使用者委員及び労働者委員は、それぞれ関係労使の推薦（うち各四人については、国営企業関係労使それぞれからの推薦）に基づいて、公益委員は、労使委員の同意を得て（衆議院において「意見を尊重して」を修正）作成した候補者名簿のうちから両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命するものに改めること。

(3) 委員は非常勤とすること。ただし、公益委員のうち二人以内は、常勤とすることができること。

(4) 国営企業の地方における労使紛争等を処理するため、中央労働委員会に、使用者、労働者及び公益を

代表する地方調整委員を置くこと。

(5) 中央労働委員会の事務局に、地方における事務を分掌させるため、地方事務所を置くこと。

2 中央労働委員会の権限

中央労働委員会の権限は、現行の中央労働委員会の権限と国営企業労働委員会の権限を合わせたものとする。

二、労働関係調整法の一部改正

1 中央労働委員会の行う紛争調整手続

(1) 国営企業以外の企業の労働争議の調整に係る決議等の事務処理には、一般企業担当委員（国営企業関係労使の推薦に基づき任命された労使委員以外の労使委員及び会長があらかじめ指名する八人の公益委員並びに会長）のみが参与するものとする。

(2) 調停委員は、一般企業担当委員のうちから会長が指名するものとする。

(3) 地方において処理すべき事件については、会長は、地方調整委員のうちからあつせん員または調停委員を指名するものとする。

2 日本電信電話株式会社等の争議行為に関する特例措置

の廃止

日本電信電話株式会社に係る調停事件についての実情の公表、一定期間の争議行為の禁止等の特例措置を廃止すること（衆議院修正による追加）。

三、国営企業労働関係法の一部改正

1 審査委員会の設置等

(1) 中央労働委員会は、国営企業の職員に関する不当労働行為等の処分をする場合には、重要な事件等を除き、国営企業担当公益委員（公益を代表する委員のうち会長があらかじめ指名する四人の委員及び会長）により構成する審査委員会の処分をもつて中央労働委員会の処分とすることができること。

(2) 国営企業労働委員会を廃止すること。

2 国営企業担当委員の行う紛争調整手続

(1) 国営企業の労使紛争の調整に係る決議等の事務処理には、国営企業担当委員（国営企業労使の推薦に基づき任命された労使委員各四人及び会長があらかじめ指名する四人の公益委員並びに会長）のみが参与すること。

(2) あつせん員は、会長が国営企業担当委員または調

停委員候補者名簿に記載されている者のうちから指名するものとする。

(3) 調停委員は、国営企業担当委員のうちから会長が指名するものとする。

(4) 地方において処理すべき事件については、会長は、地方調整委員のうちからあつせん員または調停委員を指名すること。

(5) 仲裁委員会は、国営企業担当公益委員全員または国営企業担当公益委員のうちから会長が指名する三人の仲裁委員で組織すること。

(6) 地方調停委員会は、廃止すること。

3 在籍専従期間の上限の見直し

国営企業の職員が労働組合の役員として専ら従事する期間の上限は、当分の間、「五年」を「七年以下の範囲内で労働協約で定める期間」とすること（衆議院修正による追加）。

四、施行期日

この法律は、委員に関する経過措置を除いて、昭和六十三年十月一日から施行すること。

委員長報告

ただいま議題となりました労働組合法等の一部を改正する法律案につきまして社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案は、労働委員会制度の効率的運営等を図るため、中央労働委員会と国営企業労働委員会とを統合するとともに所要の措置を講ずるものであります。その主な内容は、統合後の中央労働委員会の委員の任命手続、国営企業の地方における労使紛争の処理、中央労働委員会における紛争調整手続、国営企業の事件に関する不当労働行為の審査等のための審査委員会の設置等について規定するほか、日本電信電話株式会社に係る調停事件についての実情の公表等の特例措置の廃止、国営企業の職員に係る在籍専従期間の上限の改正について定めております。

委員会におきましては、労働委員会の統合の理由、地方調整委員の機能、公益委員の一部常勤制、不当労働行為の救済等の諸問題について、質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して内藤委員より、本法律案に反対する旨の意見が述

べられました。討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

港灣労働法案（閣法第三六号）

要旨

本法律案は、近年の港灣運送における輸送革新の進展等に伴う労働力の需給構造の変化等に即応しつつ、必要な労働力の確保に資するとともに、港灣労働者の雇用の安定その他福祉の増進を図るため所要の措置を講ずるものである。なお、衆議院において、労働者派遣に係る事業主の努力義務等について所要の修正がなされている。

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、港灣雇用安定等計画の策定

労働大臣は、港灣（政令で指定する港灣をいう。以下同じ。）ごとに、港灣雇用安定等計画を策定すること。

二、港灣労働者の雇用改善、能力開発及び向上等

1 関係者の責務

港灣労働者の雇用の安定その他の福祉の増進につい

て、事業主、国、地方公共団体等関係者の責務に関する規定を設けること。

2 雇用管理者の選任

事業主は、港湾労働者の雇用管理に関する事項を担当する雇用管理者を選任しなければならないこと。

3 雇用管理に関する勧告等

公共職業安定所長は、雇用管理の改善を図る必要があると認められる事業主に対し、勧告をすることができるとし、当該勧告を受けた事業主は、必要に依り雇用管理に関する計画を作成するものとする。

4 港湾労働者の雇用の届け出

事業主は、その雇用する労働者を港湾運送業務に従事させようとするときは、その氏名等を公共職業安定所長に届け出なければならないこと。

5 日雇労働者の雇用

事業主が、港湾運送業務に従事させるために日雇労働者（日々または二月以内の期間を定めて雇用する労働者）を雇い入れるときは、原則として、公共職業安定所の紹介によらなければならないこと。

三、港湾労働者雇用安定センター

1 指定

労働大臣は、港湾労働者の雇用の安定その他の福祉の増進を目的として設立され、かつ、一定の要件に適合する公益法人を港湾労働者雇用安定センター（以下「センター」という。）として、各港湾について指定することができること。

2 業務等

(1) センターは、雇用管理に関する相談援助及び港湾労働者に対する訓練、労働者派遣等の業務を行うこと。

(2) センターが行う労働者派遣は、原則として、その常時雇用する労働者を派遣することとし、一定の場合には、センターの常時雇用する労働者以外の労働者で、労働大臣が定める基準に適合するものを派遣することができる。

(3) 労働者派遣に関する料金は、適正な原価を償う限度のものであり、かつ、公正妥当なものでなければならないこと。

3 監督指導等

(1) 労働大臣は、センターの業務の適正な運営を確保

するため、業務状況報告または所属職員による立入検査を行わせることができるとともに、必要な命令をすることができること。

(2) センターの指定の取り消し及び業務の停止について定めること。

四、罰則

公共職業安定所の紹介によらない日雇労働者の雇用の原則禁止の規定に違反した者等に対し、所要の罰則を科すこと（衆議院修正により、港湾労働者の雇用の届け出義務に違反した事業主等に対する罰則を追加）。

五、その他

1 センターの業務に要する費用に対する国の補助等について定めること。

2 事業主は、その常時雇用する労働者以外の者を港湾運送業務に従事させようとするときは、センターに対し、労働者の派遣を求めなければならないこと（衆議院において「努力義務」を「義務」に修正）。

3 政府は、本法律施行後三年を経過した場合において、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、必要な措置を講ずること（衆議院修正に

よる追加）。

六、施行期日等

1 この法律は、昭和六十四年一月一日から施行すること。

2 港湾労働法（昭和四十年法律第二百十号）は、廃止すること。

委員長報告

ただいま議題となりました港湾労働法案につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案は、近年の港湾運送における輸送革新の進展等に伴う変化等に即応しつつ、必要な労働力の確保に資するとともに港湾労働者の雇用の安定その他福祉の増進を図るため、所要の措置を講ずるものであります。

その主な内容は、第一に、労働大臣は港湾ごとに港湾雇用安定等計画を策定すること、第二に、港湾労働者の雇用改善等に係る関係者の責務を定めるとともに、事業主による雇用管理者の選任、公共職業安定所長の雇用管理改善勧告等について定めるほか、日雇労働者の雇い入れについて

は、原則として公共職業安定所の紹介によらなければならないこととすること、第三に、港灣労働者の雇用の安定等を図ることを目的とする公益法人を港灣労働者雇用安定センターとして指定することとし、当該センターが雇用管理に関する相談援助、港灣労働者の訓練、労働者派遣等の業務を行うこと等であります。

委員会におきましては、本法の適用港灣の拡大、港灣労働者雇用安定センターが行う労働者派遣、違法雇用の現状と取り締まり対策の強化等の諸問題について、質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して沓脱委員より、本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、本法律案に対し、附帯決議が全会一致をもって付されております。

以上、御報告申し上げます。

社会福祉・医療事業団法の一部を改正する法律案（閣法第五四号）

要旨

一、社会福祉・医療事業団の貸し付け対象の拡大

本法律案の主な内容は、有料老人ホーム及び在宅介護サービスにつき、民間事業者に対する公的融資の途を開くため、社会福祉・医療事業団の業務に、社会福祉法人以外の者が設置しまたは経営する社会福祉事業施設の設定等に要する資金、身体上または精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につきその者の居宅において介護を行う事業等に要する資金の貸し付けの業務を追加するものである。

二、施行期日

この法律は、昭和六十三年十月一日から施行すること。

委員長報告

ただいま議題となりました三法律案につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、社会福祉・医療事業団法の一部を改正する法律案は、民間サービスに対する社会福祉・医療事業団による低利融資制度を創設するものであり、その主な内容は、社会福祉・医療事業団の業務に、社会福祉法人以外の政令で定める者が設置しまたは経営する社会福祉事業施設の設置等に要する資金の貸し付け、及び身体上または精神上の障害により日常生活を営むのに支障がある者につき居宅において介護を行う事業等に要する資金の貸し付けの業務を加えるものであります。

委員会におきましては、老人福祉における公的サービスと私的サービスのあり方、シルバーサービスの水準の確保、シルバーサービスに対する規制等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して杏脱委員より本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、本法律案に対し附帯決議が全会一致をもって付さ

れております。

次に、労働安全衛生法の一部を改正する法律案の主な内容は、第一に、小規模事業場における安全衛生推進者の選任、安全管理者等に対する新たな知識、技能の付与等により安全衛生管理体制を充実すること、第二に、法令上の要件を具備していない機械等の製造者等に対し回収または改善を命ずる制度を創設することにより機械等に関する安全性の確保を充実すること、第三に、健康教育、健康相談の実施を促進することとし、必要な指針の公表や援助を行うことにより労働者の健康の保持増進のための措置を充実すること等であります。

次に、勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案の主な内容は、第一に、財形年金貯蓄の額が据置期間中の予期しない金利の上昇により非課税限度額を超えることとなる場合に利子等の払い出しを可能とすること、第二に、財形住宅貯蓄契約の用途として一定規模の住宅の増改築等を加えること、第三に、財形給付金制度及び財形基金制度の転職時等における継続措置を創設することでありす。

委員会におきましては、以上二条を一括議題として審議を進め、消防等公的現場における労働安全衛生、労働安全

衛生行政体制の拡充、中高年齢労働者に関する安全衛生対策、中小企業への財形制度の普及促進、財形持ち家融資の実績等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、まず労働安全衛生法の一部を改正する法律案について諮りましたところ、討論はなく、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、附帯決議が全会一致をもって付されております。

次いで、勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案について諮りましたところ、討論はなく、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

労働安全衛生法の一部を改正する法律案（閣法第六七号）

要旨

本法律案は、労働者の安全と健康の一層の確保を図るため、労働者の健康の保持増進のための措置を充実強化するとともに、中小規模事業場に係る安全衛生管理体制を整備する等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のと

おりである。

一、安全衛生管理体制の充実

1 事業者は、一定の規模の事業場ごとに、安全衛生業務を担当する安全衛生推進者等を選任すること。

2 衛生委員会等の調査審議事項に、労働者の健康の保持増進に関することを加えるとともに、事業者の指名する産業医を衛生委員会等の構成員とすること。

3 事業者は、安全管理者等に対する能力向上教育等の実施に努めなければならないこととし、労働大臣は、その実施に関し必要な指針を公表すること。

二、機械等及び化学物質に関する規制の充実

1 労働大臣または都道府県労働基準局長は、規格を具備していない機械等の製造者または輸入者に対し、その回収または改善等を命ずることができること。

2 化学物質の有害性の調査は、一定の技術的な基礎を有する機関において、労働大臣の定める基準に従って行わなければならないこと。

三、健康の保持増進のための措置の充実

1 事業者は、作業環境測定結果につき、労働大臣の定める基準に従って評価を行い、その評価に基づいて施

設の設置・整備、健康診断の実施等適切な措置を講じなければならないこと。

2 事業者は、健康教育等の措置を継続的かつ計画的に講ずるよう努めなければならないこととし、労働者は、その措置を利用して健康の保持増進に努めること。

3 労働大臣は、健康の保持増進のための措置に関し、必要な指針を公表すること。

4 国は、作業環境測定及び健康診断の実施等必要な援助に努めるとともに、援助に当たつて、中小企業者に対し特別の配慮をすること。

四、建設業等における労働災害防止対策の充実

1 建設物設置等の計画であつてその作成に当たり一定の有資格者の参画が義務づけられている計画に、一定の工事の計画を追加すること。

2 労働大臣、都道府県労働基準局長等は、事業者に対する工事の差止命令等を発した場合に、仕事の発注者等に対し、労働災害の防止に関する事項について必要な勧告または要請を行うことができること。

五、その他

技術上の指針を定めるに当たつての中高齢者への配

慮、危険または有害な業務に関する事業主の安全衛生教育の努力義務を定めること。

六、施行期日

この法律は、昭和六十三年十月一日から施行すること。ただし、一の1及び四の1に関する規定は、昭和六十四年四月一日から施行すること。

委員長報告

一一一ページ参照

勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案（閣法第六八号）

要旨

本法律案は、勤労者の財産形成を一層促進するため、勤労者財産形成年金貯蓄契約及び勤労者財産形成住宅貯蓄契約の払い出し理由の拡大等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである（「勤労者財産形成」は、以下「財形」という。）。

一、財形年金貯蓄契約の払い出し制限に関する要件の緩和

財形年金貯蓄契約の据置期間中における金利の変動に伴う一定の理由に基づく利子等の払い出しを、適格な払い出しとすること（これにより、預貯金等の額が非課税限度額を超える場合、当該利子等の払い出しが可能となる。）。

二、財形住宅貯蓄契約に基づく貯蓄の用途の拡大

財形住宅貯蓄契約に基づく貯蓄の用途に、一定要件を満たす住宅の増改築を加えること。

三、財形給付金契約及び財形基金契約に基づく払い込みの特例

財形給付金契約または財形基金契約の受益者であった勤労者に転職等の事由が生じたときには、従前の契約に基づく積立金を異動後の事業場における財形給付金契約または財形基金契約に基づく払い込みに充てることができることとする。

四、施行期日

この法律は、昭和六十三年十月一日から施行すること。ただし、二に係る規定は公布の日から施行すること。

委員長報告

一一一ページ参照

児童扶養手当法等の一部を改正する法律案（閣法第六九号）

要旨

本法律案は、児童扶養手当、特別児童扶養手当、特別障害者手当、老齢福祉年金等の額の引き上げ、拠出制国民年金及び厚生年金保険の昭和六十三年度における特例としての年金額の改定の措置を講ずるとともに年金福祉事業団の住宅資金貸し付けの拡充を行う等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、児童扶養手当に関する事項

児童扶養手当の額を児童一人の場合二万三千九百円から三万四千円に引き上げること。

二、特別児童扶養手当等に関する事項

1 特別児童扶養手当の額を障害児一人につき月額二万七千四百円から二万七千五百円に、重度障害児一人につき月額四万千円から四万二千三百円に、それぞれ引き上げること。

2 障害児福祉手当及び経過的に支給される福祉手当の

額を月額一万千六百五十円から一万千七百円に、特別障害者手当の額を月額二万九百円から二万九百五十円に、それぞれ引き上げること。

三、拠出制国民年金及び厚生年金保険に関する事項

1 拠出制国民年金及び厚生年金保険について、昭和六十三年度において、特例として、昭和六十二年の消費者物価上昇率を基準とした年金額の改定措置を講ずること。

2 旧国民年金法による障害年金等について、現行の年四回支払いを、二月、四月、六月、八月、十月及び十二月の年六回支払いに変更すること。

四、老齢福祉年金に関する事項

老齢福祉年金の額を月額二万七千四百円から二万七千五百円に引き上げること。

五、年金福祉事業団の住宅資金貸し付けに関する事項

直系血族その他政令で定める親族の居住の用に供するための住宅を住宅資金貸し付けの対象とすること。

六、施行期日

この法律は、公布の日から施行し、額の引き上げ及び物価スライドの特例措置に関する規定については、昭和

六十三年四月一日から適用すること（衆議院修正）。ただし、旧国民年金法による障害年金等に係る支払期月の変更については、昭和六十四年一月一日から施行すること。

委員長報告

一〇一ページ参照

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第七〇号）

要旨

本法律案は、原子爆弾の被爆者の福祉の向上を図るため、医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当の額を引き上げるものであり、その内容は次のとおりである。

一、医療特別手当の額の引き上げ

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の規定により、原子爆弾の傷害作用に起因する負傷または疾病の状態にある旨の厚生大臣の認定を受けた被爆者であつて、現に当該負傷または疾病の状態にあるものに支給する医療特

別手当の額を、月額十一万千六百円から十一万二千円に引き上げること。

二、特別手当の額の引き上げ

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の規定により、原子爆弾の傷害作用に起因する負傷または疾病の状態にないものに支給する特別手当の額を、月額四万千円から四万千三百円に引き上げること。

三、原子爆弾小頭症手当の額の引き上げ

原子爆弾の放射能の影響による小頭症の患者に支給する原子爆弾小頭症手当の額を、月額三万八千四百円から三万八千五百円に引き上げること。

四、健康管理手当の額の引き上げ

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の規定による被爆者であつて、造血機能障害、肝臓機能障害その他の厚生省令で定める障害を伴う疾病にかかつているものに支給する健康管理手当の額を、月額二万七千四百円から二万七千五百円に引き上げること。

五、保健手当の額の引き上げ

厚生省令で定める範囲の身体上の障害のある者等に支給する保健手当の額を、月額二万七千四百円から二万七

千五百円に引き上げるとともに、それ以外の者に支給する保健手当の額を月額一万三千七百円から一万三千八百円に引き上げること。

六、施行期日

この法律は、公布の日から施行し、昭和六十三年四月一日から適用すること（衆議院修正）。

委員長報告

一〇一ページ参照

戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案（閣法第七一号）

要旨

本法律案は、戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図るため、障害年金、遺族年金等の額を引き上げるとともに、戦没者の父母等に改めて特別給付金を支給するものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正

1 障害年金の額の引き上げ

障害年金の額を、恩給法に準じて引き上げ、公務傷病、第一項症の場合、現行の四百五十五万四千円を昭和六十三年四月分から四百六十一万千円に増額すること。

2 遺族年金及び遺族給与金の額の引き上げ

遺族年金及び遺族給与金の額を、恩給法に準じて引き上げ、公務死に係る額について、現行の百五十四万三千四百円を昭和六十三年四月分から百五十六万四千円とするとともに、障害年金受給者が死亡（平病死）した場合に係る額についても引き上げること等とすること。

二、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部改正国債（再々継続分）の最終償還を終えた戦没者の父母等に対し、改めて特別給付金（額面七十五万円、五年償還の国債）を支給すること。

三、施行期日

この法律は、公布の日から施行し、昭和六十三年四月一日から適用すること（衆議院修正）。

委員長報告

一〇一ページ参照

厚生年金保険法の一部を改正する法律案（閣法第七七号）

要旨

本法律案は、厚生年金基金制度の充実を図るため、厚生年金基金（以下「基金」という。）の支給する年金給付を充実させるとともに、その普及を図るため所要の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、年金給付の充実に関する事項

1 基金は、その支給する年金給付の水準が、加入員であつた期間に基づき基金が支給する老齢厚生年金相当額の二・七倍に相当する水準に達するよう努めるものとする。

2 厚生年金基金連合会（以下「連合会」という。）は、基金から中途脱退者に支給すべき脱退一時金相当額の交付を受け、これを原資として、中途脱退者に係る年金給付の額を加算し、または一時金たる給付を支給できることとする。

3 連合会は、解散した基金の加入員であつた者に対し、

その加入期間に基づき基金が支給する老齢厚生年金相当額の年金給付を支給するものとともに、解散した基金が加入員に分配すべき残余財産の交付を受け、これを原資として、年金給付の額を加算し、または一時金たる給付を支給できるとすること。

4 連合会は、厚生大臣の認可を受けて、解散した基金の加入員であつた者に支給する年金給付につき一定額が確保されるよう、基金の拠出金等を原資として、年金給付の額を付加する事業を行うことができることとする。

二、基金の普及に関する事項

1 基金は、厚生大臣の認可を受けて、年金数理に関する業務を除く業務の一部を連合会に委託することができることとする。

2 基金及び連合会の業務が適正な年金数理に基づいて行われるよう、年金数理人による関係書類の確認等の措置を講ずること。

三、法人税法の一部改正に関する事項

基金及び連合会に係る退職年金等積立金に対する法人税について所要の改正を行うこと。

四、施行期日

この法律は、昭和六十三年九月一日から施行すること。ただし、一の2から4まで（中途脱退者に係る年金給付、解散基金加入員に係る年金給付、年金給付の確保事業及びこれに関連する附則の規定）は公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

委員長報告

一〇一ページ参照

柔道整復師法の一部を改正する法律案（衆第一二号）

要旨

本法律案は、柔道整復師の資質の向上に資するため、柔道整復師の免許権者及び試験の実施者を厚生大臣とし、柔道整復師養成施設への入所等の資格を大学入学資格とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、柔道整復師の免許を与える者を厚生大臣とし、免許は、柔道整復師名簿に登録することによって行うものとする

こと。

二、柔道整復師試験を行う者を厚生大臣とすること。

三、柔道整復師試験を受けることができる者は、学校教育法の規定により大学に入学することができる者であつて、三年以上、文部大臣の指定した学校または厚生大臣の指定した柔道整復師養成施設において柔道整復師となるのに必要な知識及び技能を修得した者とする。

四、試験の実施に関する事務及び登録の実施に関する事務については、厚生大臣の指定する者に行わせることができること。

五、施行期日等

- 1 この法律は、昭和六十五年四月一日から施行することとし、学校、養成施設等に関し必要な準備は、公布の日から行うことができるものとする。
- 2 厚生大臣の告示する日までの間は、免許権者及び試験の実施者は都道府県知事とすること。

委員長報告

ただいま議題となりました三法律案につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、柔道整復師法の一部を改正する法律案並びにあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師等に関する法律の一部を改正する法律案の主な内容は、柔道整復師並びにあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師の資質の向上に資するため、その免許権者及び試験の実施者を厚生大臣とし、養成施設への入所等の資格を大学入学資格とすること等であります。

次に、クリーニング業法の一部を改正する法律案は、クリーニング師及びクリーニング所の業務に従事する者の資質の向上を図るため、これらの者の研修及び講習の制度を設けるものであります。

委員会におきましては、以上三案を一括して審議を進めました。質疑の詳細は会議録によって御承知願います。質疑を終了し、順次採決の結果、以上三案は、いずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決しました。以上、御報告申し上げます。

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第一三三号）

要旨

本法律案は、あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師の資質の向上に資するため、これらの者の免許権者及び試験の実施者を厚生大臣とし、これらの者となるための養成施設への入所等の資格を大学入学資格とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、あん摩マツサージ指圧師免許、はり師免許またはきゆう師免許を与える者を厚生大臣とし、免許は、それぞれの名簿に登録することによって行うものとする。
- 二、あん摩マツサージ指圧師試験、はり師試験またはきゆう師試験を行う者を厚生大臣とすること。
- 三、試験を受けることができる者は、学校教育法の規定により大学に入学することのできる者であつて、三年以上、文部大臣の認定した学校または厚生大臣の認定した養成施設においてあん摩マツサージ指圧師、はり師またはきゆう師となるのに必要な知識及び技能を修得した者とする。ただし、著しい視覚障害のある者にあつては、

当分の間、学校教育法の規定により高等学校に入学することのできる者であつて、学校、養成施設において、あん摩マツサージ指圧師については三年以上、あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師の三資格については五年以上、これらの者となるのに必要な知識及び技能を修得した者は、試験を受けることができるものとする。

四、試験の実施に関する事務及び登録の実施に関する事務については、厚生大臣の指定する者に行わせることができる。

五、施行期日等

- 1 この法律は、昭和六十五年四月一日から施行することとし、学校、養成施設等に関し必要な準備は、公布の日から行うことができるものとする。
- 2 厚生大臣の告示する日までの間は、免許権者及び試験の実施者は都道府県知事とすること。

委員長報告

前ページ参照

クリーニング業法の一部を改正する法律案（衆第一四号）

要旨

本法律案は、クリーニング師及びクリーニング所の業務に従事する者の資質の向上を図るため、これらの者の研修及び講習の制度を設けるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、クリーニング師の研修

1 クリーニング所の業務に従事するクリーニング師は、厚生省令で定めるところにより、都道府県知事が指定した、クリーニング師の資質の向上を図るための研修を受けなければならないものとする。

2 営業者は、そのクリーニング所の業務に従事するクリーニング師に対し、1の研修を受ける機会を与えなければならないものとする。

二、業務従事者に対する講習

営業者は、厚生省令で定めるところにより、そのクリーニング所の業務に従事する者に対し、都道府県知事が指定した、クリーニング所の業務に関する知識の修得及び技能の向上を図るための講習を受けさせなければなら

ないものとする。

三、施行期日

この法律は、昭和六十四年四月一日から施行すること。

委員長報告

一一〇ページ参照

○農林水産委員会

内閣提出法律案（七件）

番号	件名	院議先	提出日	参議院			衆議院			備考		
				付託	議決	議決	付託	議決	議決			
25	原材料の供給事情の変化に即応して行われる水産加工業の施設の改良等に必要な資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案	参	三、二九	三、二九 (予)	可 三、三五	決 三、三五	可 三、三〇	決 三、三〇	可 三、三三	決 三、三三	可 三、三三	決 三、三三
28	漁港法の一部を改正する法律案	衆	二、二二	二、二二 (予)	可 三、三三	決 三、三三	可 三、三二	決 三、三二	可 二、二二	決 三、三三	可 三、三三	決 三、三五
29	森林開発公団法の一部を改正する法律案	〃	二、二二	二、二二 (予)	可 四、二三	決 四、二三	可 四、二七	決 四、二七	可 二、二二	決 四、二三	可 四、二三	決 四、二四
35	農用地開発公団法の一部を改正する法律案	〃	二、二五	二、二五 (予)	可 五、一〇	決 五、一〇	可 五、一一	決 五、一一	可 二、二五	決 四、一九	可 四、一九	決 四、二三
55	漁業災害補償法の一部を改正する法律案	〃	三、二四	三、二四 (予)	可 五、二三	決 五、二三	可 五、二三	決 五、二三	可 三、二四	決 四、二六	可 四、二六	決 四、二六
56	農村地域工業導入促進法の一部を改正する法律案	〃	三、二四	三、二四 (予)	可 五、一九	決 五、一九	可 五、二〇	決 五、二〇	可 三、二四	決 五、二二	可 五、二二	決 五、二二
75	昭和六十二年における農林漁業団体職員共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律の一部を改正する法律案	〃	三、二五	三、二五 (予)	可 五、二四	決 五、二四	可 五、二五	決 五、二五	可 三、二五	決 五、二八	可 五、二八	決 五、二九

付けの業務を特別に行うことができることとしようとするものである。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、最近における外国政府による漁業水域の管理の強化等に伴う原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化にかんがみ、現行法の有効期限を昭和六十七年度末まで五年間延長する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、本法改正の基本的な考え方、改正後の水産加工施設資金制度の内容、水産加工施設資金制度が果たしてきた役割、本法を限時立法とする理由、水産加工業を振興するための施策、近海資源の生産の見通し、近海資源を利用した新技術・新製品の開発、新製品の消費を定着、拡大するための施策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知を願います。

質疑終局の後、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いた

しました。

なお、本法律案に対し、四項目にわたる附帯決議を行いました。

以上、御報告いたします。

漁港法の一部を改正する法律案（閣法第二八号）

要旨

本法律案は、水産業をめぐる情勢の変化に対応した漁港の整備を図るため、漁港施設の追加等を行うとともに、水産業協同組合が行う漁港施設等の整備に対し、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法に定める資金の貸し付けを行うことができることとしようとするものである。

委員長報告

ただいま議題となりました三案件につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、漁港法改正案は、水産業をめぐる情勢の変化に対応した漁港の整備を図るため、漁港施設の追加等を行おう

とするものであります。

次に、漁港整備計画変更承認案件は、昭和五十七年第九十六回国会において承認を受けた漁港整備計画について、その後における水産業を取り巻く諸情勢の著しい変化等に即応して、その全部を変更することとしたので、国会の承認を求めようとするものであります。

次に、漁協合併助成法改正案は、漁協の合併の促進を図る必要性がなお存続している実情にかんがみ、昭和五十九年度末をもって期限切れとなっている合併及び事業経営計画の認定制度の適用期間を昭和六十七年度末まで復活延長しようとするものであります。

委員会におきましては、三案件を一括して議題とし、審査を行いました。

質疑の主な内容は、三案件の基本的な考え方、漁港をめぐる諸情勢の変化、漁港の整備の立ちおくれ状況、漁港の整備に要する予算の確保、密接に関連する事業の推進、漁協合併の実績等でありますが、その詳細は会議録によって御承知を願います。

質疑を終局しましたところ、漁港法改正案について、日本共産党を代表して諫山委員より修正案が提出されました。

続いて、三案件及び修正案について討論に入りましたところ、日本共産党を代表して内藤委員より、漁港法改正案について修正案に賛成し原案に反対する旨の発言がありました。

討論終局の後、採決の結果、まず、修正案は賛成少数をもって否決され、漁港法改正案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、順次採決の結果、漁港整備計画変更承認案件は全会一致をもって承認すべきものと決定し、漁協合併助成法改正案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、漁港法改正案及び漁港整備計画変更承認案件に対し、五項目にわたる附帯決議を行いました。

以上、御報告いたします。

森林開発公団法の一部を改正する法律案（閣法第二九号）

要旨

本法律案は、林業生産基盤の整備の促進等を図るため、森林開発公団が、日本電信電話株式会社の株式の売却収入

の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法に定める措置を活用して、林道の開設等及びこれに要する資金の貸し付けの業務を行うことができることとするものである。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、林業生産基盤の整備の促進等を図るため、森林開発公団が、日本電信電話株式会社の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法に定める措置を活用して、林道の開設等及びこれに要する資金の貸し付けの業務を行うことができることとするものであります。

委員会におきましては、林業の諸情勢に対する認識、林野関係公共事業の事業量の維持拡大、山村地域の振興と林業労働力の確保、森林におけるリゾート開発のあり方、森林開発公団の現状と将来の見通し、NTT資金Aタイプ事業の性格と公共事業実施のあり方、特定森林総合利用基盤整備プロジェクトの内容、NTT資金供給の見通し等につ

いて質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知を願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して諫山委員より反対である旨の発言がありました。

討論終局の後、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

農用地開発公団法の一部を改正する法律案（閣法第三五号）

要旨

本法律案は、最近における農業及びこれをめぐる諸情勢の推移にかんがみ、農業生産基盤の整備を急速に図ることが必要かつ効果的と認められる農業地域内において、農用地及び土地改良施設の整備等を総合的かつ集中的に実施するとともに、自然条件の特殊性に起因して農業生産を著しく阻害する障害が生じている農業地域内において、その障害を除去するために必要な特定の土地改良施設の整備を急速に実施することにより、農業の生産性の向上と農業構造の改善に資することを目的とし、所要の改正を行おうとす

るものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、法律の題名を「農用地整備公団法」に改めるとともに、公団の名称を「農用地整備公団」に改めることとする。

二、公団の業務としては、農畜産物の濃密生産団地の建設の業務にかえ、農用地の改良または保全のために必要な区画整理等の事業と土地改良施設の新設または改良の事業とを一体として総合的かつ集中的に行う業務及び農業生産を著しく阻害する障害を除去するために必要な特定の農業用排水施設の新設または改良の事業を急速かつ計画的に行う業務に変更することとする。

三、公団の新たな業務の実施については、都道府県から区域を特定して事業実施の申し出があつた場合に農林水産大臣が事業実施方針を定め、これを公団に指示することとし、これに基づいて公団は、事業実施計画を作成し、事業参加資格者の同意、農林水産大臣の許可等の手続を経て、事業を行うこととする。

四、公団の新たな業務のうち農業生産基盤整備関係の業務に要する費用については、公団は、その一部を都道府県に負担させることができることとする。

五、公団は、現行の農畜産物の濃密生産団地の建設に關す

る業務については、継続中のもの及び調査中のものに限る実施することができることとするほか、海外農業開発に關する調査等の業務については、従来どおり実施することとする。

六、公団は、当分の間、日本電信電話株式会社の株式の売払収入を原資とする収益回収型の無利子貸付制度を活用して、土地改良施設の整備等に關する業務を行うことができることとする。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、最近における農業及びこれをめぐる諸情勢にかんがみ、農用地開発公団を農用地整備公団に改組し、現行の農畜産物の濃密生産団地の建設の業務にかえ、農用地の整備及び保全を主体とした新たな事業実施方式を創設する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、公団をめぐる諸情勢の変化、公団の果たしてきた役割、行革審答申の指摘と制度改正の關係、公団の実施する新事業の内容と見通し、現行事業の今

後のあり方、公団職員の身分の安定、入植農家の経営状況、公団が実施するNTTプロジェクトの内容等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知を願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して諫山委員より反対である旨の発言がありました。

討論終局の後、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し四項目にわたる附帯決議を行いました。

以上、御報告いたします。

漁業災害補償法の一部を改正する法律案（閣法第五五号）

要旨

本法律案は、最近における中小漁業者の漁業事情等の推移に即応して、漁業共済事業の健全かつ円滑な運営を確保することを目的とするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、漁獲共済についての改正

漁業協同組合の組合員である中小漁業者の相当部分が漁獲共済に関する規約を定めた場合には、その漁業協同組合が共済契約を締結することができるようにするとともに、継続申し込み特約による長期共済の制度において、一定の要件に該当する場合には、契約割合を引き上げることができるとする。また、経営事情及び共済事故の発生の態様に照らして特例を定める必要があるものとして政令で定める特定の種類の漁業について、共済責任期間中の漁獲数量が基準漁獲数量を上回った場合には共済金を減額することとする。

二、漁業共済組合連合会による漁業再共済事業及び政府による漁業共済保険事業についての改正

最近における共済事故の態様等にかんがみ、漁業共済組合連合会の再共済金額及び政府の保険金額の算定方法を改めることとする。

三、特定養殖共済の本格実施

昭和四十九年以来試験的に実施してきた養殖業についての生産金額の減少等をしてん補する特定養殖共済を本格的に実施するために必要な措置を定めることとする。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、最近における中小漁業者の漁業事情等の推移に即応して漁業共済事業の健全かつ円滑な運営を図るため、漁業協同組合の組合員である中小漁業者が漁獲共済に関する規約を定めた場合には、その漁業協同組合が共済契約を締結することができるようにするために必要な措置等を講じようとするものであります。

委員会におきましては、参考人を招いてその意見を聴取するとともに、漁業共済制度の位置づけと改正案の基本的考え方、加入率低迷の原因と加入促進対策としての漁協契約方式導入の効果、漁業共済事業推進体制のあり方、基準漁獲数量方式導入の理由と運営方針、漁業共済団体等が抱える累積赤字の現状と対策、のり特定養殖共済の本格実施に伴う問題等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知を願います。

質疑終局の後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、九項目にわたる附帯決議を行い

ました。

以上、御報告いたします。

農村地域工業導入促進法の一部を改正する法律案（閣法第五六号）

要旨

本法律案は、最近における農業をめぐる情勢その他の社会経済情勢の推移に対処して、農業地域において農業従事者の他産業分野への就業機会の確保をより強力に促進することを目的とするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、農村地域への導入を促進する業種の拡大

農村地域への導入対象業種として、現行の工業のほか、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業及び卸売業を加えるとともに、法律の題名を「農村地域工業等導入促進法」に改めることとする。

二、広域の見地から都道府県が行う実施計画の制度の創設
都道府県が実施計画を定めることができる場合を拡大し、工業等の導入の進んでいない複数の市町村の区域に

において広域の見地からその導入を促進するための計画を定めることができることとする。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、最近における農業をめぐる情勢その他の社会経済情勢の推移にかんがみ、工業に加え、新たに道路貨物運送業、倉庫業、こん包業及び卸売業についてその農村地域への導入を積極的かつ計画的に促進するための措置を講ずるとともに、広域の見地から農村地域への工業等の導入を促進するための制度を整備する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、参考人を招いてその意見を聴取するとともに、農村地域への工業導入の実績、農村雇用及び農業構造改善に及ぼした影響、社会資本整備対策、新対象業種の今後の見通し、円高の導入企業に及ぼす影響等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知を願います。

質疑終局の後、採決の結果、本法律案は全会一致をもつ

て原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し六項目にわたる附帯決議を行いました。

以上、御報告いたします。

昭和六十二年度における農林漁業団体職員共済組合法の年金額の改定の特例に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第七五号）

要旨

本法律案は、農林漁業団体職員共済組合法の年金について、厚生年金及び国民年金における措置に準じ、昭和六十二年の消費者物価指数に対する昭和六十二年の消費者物価指数の比率を基準として、昭和六十三年四月分以後の年金の額を改定することを主な内容としている。

なお、衆議院において、施行期日を「昭和六十三年四月一日」から「公布の日」に改める修正がなされている。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会

における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、昭和六十三年度における農林漁業団体職員共済組合法の年金の額について、昭和六十二年の消費者物価の対前年上昇率を基準として、引き上げを行おうとするものであります。

委員会におきましては、今回の改正の基本的考え方と今後のあり方、公的年金一元化の方向、年金財政の将来見通し等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知を願います。

質疑終局の後、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

漁業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案（衆第三号）

要旨

本法律案は、漁業協同組合の合併の促進を図る必要性がなお存続している実情にかんがみ、昭和六十年三月三十一日をもつて期限切れとなつていゝる合併及び事業経営計画の認定制度の適用期間を昭和六十八年三月三十一日まで復活

延長し、認定を受けて合併した漁業協同組合には、従前の例にならない、課税の特例措置等を講じようとするものである。

委員長報告

一二五ページ参照

漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めめるの件（閣承認第一号）

要旨

本件は、昭和五十七年第九十六回国会において承認を受けた漁港整備計画について、その後における水産業を取り巻く諸情勢の著しい変化等に即応して、これを変更する必要があるため、漁港法第十七条第三項の規定に基づき、その全部を変更し、昭和六十三年以降六年間に四百九十港の漁港を対象として漁港修築事業を実施することとしたので、同条同項の規定により、国会の承認を求めようとするものである。

委員長報告

一二五ページ参照

○商工委員会

内閣提出法律案（八件）

番号	件名	院議先	提出月日	付託委員会	議決	院議決	衆議院付託委員会	議決	院議決	備考
13	中小企業信用保険法及び中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案	衆	三、二五	三、二五 (予)	可 三、三〇 決	可 三、三二 決	三、二五	可 三、三三 決	可 三、三三 決	
14	異分野中小企業者の知識の融合による新分野の開拓の促進に関する臨時措置法案	〃	二、二五	二、二五 (予)	可 三、三〇 決	可 三、三二 決	二、二八	可 三、三三 決	可 三、三三 決	
30	地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律案	〃	二、二三	四、四	可 四、六 決	可 四、七 決	三、三	可 四、三 決	可 四、四 決	
31	産業技術に関する研究開発体制の整備に関する法律案	〃	二、二二	三、二九	可 四、二 決	可 四、七 決	三、二	可 三、三 決	可 三、五 決	
57	訪問販売等に関する法律の一部を改正する法律案	〃	三、二四	四、三	可 四、六 決	可 五、一 決	四、二	修 四、〇 正	修 四、三 正	
58	特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律案	〃	三、二四	四、八	可 五、三 決	可 五、三 決	三、二八	可 四、七 決	可 四、六 決	
59	特定産業構造改善臨時措置法を廃止する法律案	〃	三、二四	五、二	可 五、四 決	可 五、五 決	四、五	可 五、二 決	可 五、三 決	
60	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案	参	三、二四	三、二九	可 四、四 決	可 四、五 決	四、五 (予)	可 五、二 決	可 五、三 決	

衆議院議員提出法律案（二件）

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送本院へ 付月日	提出月日	参議院 付委員会 託議決 議決 議決	衆議院 付委員会 託議決 議決 議決	備考
6	訪問販売等に関する法律の一部を改正する法律案	上坂 昇君 外 三名 (六三、三三三)	六三、四二三		六三、四二三 (予)		六三、四二〇 撤回 (委員会許可)
10	無限連鎖講の防止に関する法律の一部を改正する法律案	物価問題等に 関する特別委 員長 (四一九)	四一九	六三、四一九	四一九 (予) 可決	六三、四二七 可決	六三、四一九 可決

中小企業信用保険法及び中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案（閣法第一三三号）

要旨

本法律案は、産業構造の転換等に伴う最近の中小企業の資金需要の変化に対応するため、中小企業信用保険について付保限度額の引き上げ、新種保険の創設等信用補完制度の抜本的拡充を行うとともに、これらの信用補完制度の拡充を円滑に実施するため、中小企業信用保険公庫の経営基盤の強化等を図ろうとするものであつて、その主な内容は

次のとおりである。

第一 中小企業信用保険法の一部改正

一、付保限度額の引き上げ

昭和五十五年度以降据え置かれていた普通保険、無担保保険及び特別小口保険について、その保険価額の限度額をそれぞれ次のように引き上げる。

(一) 普通保険

七千万円（組合の場合は一億四千万円）を一億二千万円（組合の場合は二億四千万円）に引き上げる。

(二) 無担保保険

一千万円を千五百万円に引き上げる。

(三) 特別小口保険

三百万円を四百五十万円に引き上げる。

二、海外投資関係保険の創設

中小企業の海外直接投資の事業に要する資金の借り入れによる債務について信用保証協会が保証した保証債務を対象とする海外投資関係保険を創設する。

三、新事業開拓保険の創設

中小企業の新たな事業の開拓に要する資金の借り入れによる債務について信用保証協会が保証した保証債務を対象とする新事業開拓保険を創設する。

四、倒産関連保証についての債務保証の期限の延長

昭和六十三年三月三十一日に期限が到来する附則第二項に規定する倒産関連保証についての無担保保険の付保限度額の引き上げ措置の期限を一年間延長する。

五、倒産関連保証の特例の範囲の拡大

昭和六十四年三月三十一日までの間において政令で定める日までに国際経済事情の変化により影響を受けている旨の都道府県知事の認定を受けた中小企業者を倒産関連中小企業者とみなす。

第二 中小企業信用保険公庫法の一部改正

一、中小企業信用保険公庫の役員の変更

中小企業信用保険公庫の理事及び監事の任期を四年から二年に変更する。

二、中小企業信用保険公庫の利益処理方法の変更

中小企業信用保険公庫の利益処理方法を政令で定めることとする。

三、中小企業信用保険公庫の余裕金運用の範囲の拡大

中小企業信用保険公庫の余裕金運用の範囲を拡大し、国債の保有を認める。

委員長報告

ただいま議題となりました両案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、中小企業信用保険法及び中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案は、厳しい経済環境変化の中で構造転換を迫られている我が国中小企業の資金需要に的確に対応し、その新たな発展を図るため、普通保険、無担保保険及び特別小口保険の付保限度額を引き上げ、また海外投資関係保険及び新事業開拓保険を創設し、さらに倒産関

連保証に係る無担保保険の付保限度額の特例・拡充措置等を講じようとするものであります。

次に、異分野中小企業者の知識の融合による新分野の開拓の促進に関する臨時措置法案は、異分野中小企業者の知識の融合による新分野の開拓を促進することにより、新たな経済環境に即応した中小企業の創意ある向上発展を図るため、異分野中小企業者を組合員とする事業協同組合が行う知識融合開発事業に関する計画の認定、その計画についての中小企業信用保険・課税上・中小企業等協同組合法等の特例措置等を講じようとするものであります。

委員会では、以上両案を一括して議題とし、中小企業の景況、信用補完制度運営上の問題点、異業種交流の問題点等について質疑が行われましたが、詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、両案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会では両案に対し、それぞれ附帯決議が行われました。

以上、御報告申し上げます。

異分野中小企業者の知識の融合による新分野の開拓の促進に関する臨時措置法案（閣法第一四号）

要旨

技術革新の進展、国民ニーズの多様化・高度化、国際化の進展等最近の経済情勢の変化に経営資源の乏しい中小企業が適切に対応し、創意ある向上発展を遂げていくためには、異分野の中小企業者が技術や経営に関する相互の知識を融合し、新分野を開拓していくことが重要である。本法は、異分野中小企業者の知識の融合による新分野の開拓を促進するため、税制、金融・信用補完等から成る総合的な助成措置を講じようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、目的

この法律は、異分野中小企業者の知識の融合による新分野の開拓を促進するための措置を講ずることにより、新たな経済的環境に即応した中小企業の創意ある向上発展を図り、もつて我が国産業構造の転換の円滑化と国民経済の均衡ある発展に資することを目的とする。

二、定義

「異分野中小企業者の知識の融合による新分野の開拓」とは、異分野の中小企業者が協同してそれぞれの技術・経営等に関する知識を組み合わせ、一体的に活用して、新たな製品または役務の開発のための研究開発、その成果の利用または需要の開拓を行うことにより、新たな事業分野を開拓することをいう。

三、知識融合開発事業計画の作成及び認定

異分野中小企業者を組合員とする事業協同組合（特定組合）は、知識融合開発事業の目標、内容、実施時期等を記載した計画を作成し、行政庁の認定を受けることができる。

四、資金の確保

国は、認定を受けた特定組合（認定特定組合）及びその組合員等の知識融合開発事業の実施に必要な資金の確保に努める。

五、中小企業信用保険法の特例

認定特定組合等について、中小企業信用保険法による新事業開拓保険の付保限度額を拡大するとともに、無担保保険の保険料率について特例措置を講ずる。

六、課税の特例

認定特定組合がその組合員に対し知識融合開発事業に係る試験研究に必要な費用に充てるための負担金を賦課したとき及びその負担金により試験研究用固定資産を取得したときは、組合員につきその負担金に関する特別償却、組合につき所得の計算に関し特別の措置を講ずるなど、課税の特例を認める。また、認定特定組合がその組合員に対し経費を賦課し、中小企業知識融合開発準備金として積み立てたとき、認定特定組合またはその組合員に対する法人税または所得税の課税について特別の措置を講ずる。

七、その他

この法律は、施行の日から十年以内に廃止するものとする。

委員長報告

一三六ページ参照

地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する
法律案（閣法第三〇号）

要旨

本法律案は、地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積を促進することにより、地域経済の発展と産業の配置の適正化を図り、もつて地域住民の生活の向上と国民経済及び国土の均衡ある発展に寄与しようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、定義

(一) 「産業の高度化」とは、産業の製品もしくは役務の開発力、生産、販売もしくは役務の提供に関する技術または経営の能率が向上することをいう。

(二) 「特定事業」とは、その集積を促進することにより、地域の産業の高度化に特に寄与すると認められる業種に属する事業をいう。

二、対象地域

産業の集積の程度が著しく高い地域以外の地域であつて、特定事業の集積により、地域産業の高度化が期待できること、必要な人材の確保が可能であること等の要件

を具備している地域を対象とする。

三、集積促進指針の策定等

主務大臣は、集積促進地域の設定、特定事業の集積目標の設定及びその達成に必要な事業等を内容とする集積促進指針を定めるとともに、都道府県は、同指針に基づき、集積促進計画を策定して、主務大臣に承認を申請する。

四、地域振興整備公団の業務

同公団の業務に、集積促進地域における特定事業の用に供する業務用地の造成、産業の高度化に資する研究開発、研修等を行う施設の整備に対する出資等の業務を追加する。

五、産業基盤整備基金の業務

同基金の業務に、集積促進地域において特定事業を行う者に対する債務保証の業務を追加する。

六、税制上の措置

特定事業を営む者に対し、その取得資産についての特別償却、特別土地保有税の非課税、事業所税の減免措置とともに、地方公共団体の行う不均一課税に対する減収補てん措置を講ずる。

七、その他

集積促進計画を達成するために必要な資金の確保、施設の整備、国の援助、農地法等による処分についての配慮等の規定を設ける。

委員長報告

次ページ参照

産業技術に関する研究開発体制の整備に関する法律案（閣法第三一号）

要旨

本法律案は、近年産業技術の向上と国際交流の進展を図ることが、我が国経済の国際経済環境と調和ある中長期的な発展に必要とされる現状にかんがみ、新エネルギー総合開発機構を新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）と名称変更するとともに、産業技術開発に関する業務を行わせるために必要な措置を講じようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、基本方針

通商産業大臣は、民間の能力等の活用により効果的に実施できる産業技術に関する研究開発、研究基盤整備及びその他産業技術の向上に寄与する業務について基本方針を定め、これを機構に指示するとともに公表する。

二、機構の業務追加

機構は、従来の業務に加えて新たに基本方針に従つて次の業務等を行う。

(一) 産業技術に関する研究開発

(二) 産業技術に関する研究開発を行う研究者の共用施設となる研究基盤施設の整備

(三) (二)の施設を整備する者への出資

(四) 外国の研究者が参加する産業技術に関する研究開発の助成

三、機構の予算、事業計画及び資金計画並びに決算の方法
機構の業務追加に係る予算、事業計画及び資金計画並びに決算に関する運営委員会の議事及び議決の方法については、省令でこれを定める。

四、特別の勘定の創設

機構は二の業務に係る経理については、特別の勘定を創設しその他の経理と区分する。また、その利益及び損

失の処理について所要の規定を設ける。

五、産業基盤整備基金の業務追加

産業基盤整備基金の業務に、機構の出資を受けた者が二の(二)の業務を行うに当たつて必要な資金の借りに係る債務保証等の業務を追加するため、「民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法」について所要の改正を行う。

六、石油代替エネルギー法の改正

機構の業務追加に伴い「石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律」について所要の改正を行う。

七、産業基盤整備基金の業務追加

産業基盤整備基金は、新たに研究基盤施設の整備に必要な資金の借りに係る債務の保証等の業務を行う。

委員長報告

ただいま議題となりました三法律案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、産業技術に関する研究開発体制の整備に関する法律案は、我が国産業技術の向上及びこの分野における国際交流の進展を図ることが我が国経済の中長期的な発展のた

めに必要とされる現状にかんがみ、新エネルギー総合開発機構の名称を新エネルギー・産業技術総合開発機構に改めるとともに、同機構の業務に、民間の産業技術に関する研究開発能力等を活用した研究開発、研究基盤整備、国際研究協力等に関する業務を追加し、さらに産業基盤整備基金に研究基盤整備に必要な資金に係る債務の保証の業務を行わせること等の措置を講じようとするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党市川理事より反対の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、無限連鎖講の防止に関する法律の一部を改正する法律案は、衆議院物価問題等に関する特別委員長提出に係るものであります。国債等金銭以外のものを用いた無限連鎖講、いわゆるネズミ講が出現している状況にかんがみ、これによる被害の発生を防ぐため、国債等の物品を用いた無限連鎖講の開設等を禁止しようとするものであります。

委員会におきましては、村山衆議院物価問題等に関する特別委員長より提案理由の説明を聴取し、採決を行いました。

たところ、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律案は、最近における内外の経済的環境の変化のもとで、産業の集積の程度が著しく高いレベルに達していない地域において、地域産業の高度化を通じての地域経済の発展と産業の配置の適正化が要請されている状況にかんがみ、これらの地域の産業の高度化に寄与する特定事業の集積を促進するため、集積促進指針及び集積促進計画の策定等について定めるとともに、地域振興整備公団及び産業基盤整備基金の業務に特定事業の集積を促進するため必要な業務を追加する等の措置を講じようとするものがあります。

委員会における質疑の詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党市川理事より反対の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

訪問販売等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第五七号）

要旨

本法律案は、通常の店舗販売とは異なる訪問販売等のいわゆる特殊販売形態による小売販売の方法が多様化するに伴い、訪問販売関連の消費者トラブルが多発し、複雑化している現状にかんがみ、訪問販売等の取引の公正及び購入者等の利益の保護を更に図るため、必要な措置を講じようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、訪問販売及び通信販売に係る取引並びに連鎖販売取引についての規制範囲の拡大

(一) 訪問販売、通信販売及び連鎖販売取引に係る規制対象に、これまでの商品に加えて、新たに、役務の提供等を追加するとともに、営業所等において行われる取引であつても、営業所等以外の場所において呼び止め等して営業所等に行きさせて行うもの等政令で定めるものについては、訪問販売として規制の対象とする。

(二) 連鎖販売取引については、物品の販売事業で再販売をする者と取引をするものという従来の連鎖販売業の

ほか、新たに、物品の販売事業で受託販売または販売のあつせんをする者と取引をするもの、役務の提供事業で役務の提供のあつせんをする者と取引をするもの等を追加する。

二、クーリング・オフ制度の拡充

訪問販売において、一定の期間内は無条件で契約の解除を行い得る、いわゆるクーリング・オフに関する事項を書面により告知しなければならないとするとともに、これまでクーリング・オフができないこととされていたいわゆる現金一括取引についてもクーリング・オフができることとする。

三、訪問販売等における禁止行為等

(一) 訪問販売業者が契約の締結について勧誘をするに際しまたは契約の解除等を妨げるため、重要な事項につき不実のことを告げてはならないこととする。

(二) 訪問販売業者及び連鎖販売取引に係る統括者等が契約を締結させまたは契約の解除等を妨げるため、人を威迫して困惑させてはならないこととする。

(三) 通信販売業者が広告をするに際し、著しく事実相違する表示をしてはならないこととする。

四、訪問販売業者等に対する指示、業務停止命令等

主務大臣は、訪問販売業者、通信販売業者または連鎖販売取引に係る統括者等が本法の規定に違反した場合に、これらの者に対し、必要な措置をとるべきことの指示、業務停止命令等を行うことができることとする。

五、訪問販売協会及び通信販売協会の法定

訪問販売業者及び通信販売業者の取引の適正化に関する自主的努力を一層促すため、これらの業者により組織する協会についての規定を設け、その苦情処理に当たらせる。

六、ネガティブ・オプションにおける保管期間の短縮

販売業者が売買契約に基づかないで一方的に商品を送付する、いわゆるネガティブ・オプションにより送付された商品について、販売業者がその返還を請求することができないこととなる期間を、原則として三月から十四日（送付を受けた者がその商品の引き取りを請求した場合には一月から七日）に短縮する。

七、その他

権限委任、罰則等所要の規定を整備する。

なお、本法律案については、衆議院において、訪問販売

のクーリング・オフ期間を「七日」から「八日」にし、これに伴う割賦販売法第四条の三のクーリング・オフ期間も同様に措置する修正が行われた。

委員長報告

ただいま議題となりました訪問販売等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、訪問販売及び通信販売に係る取引並びに連鎖販売取引の現状にかんがみ、これらの取引の公正及び購入者等の利益の保護を更に図るため、役務の提供等を規制の対象に追加するとともに、訪問販売に係るクーリング・オフ等の制度を拡充するほか、これら特殊取引契約の締結等に関する行為規制及びこれに違反した場合の業務改善命令等の措置を講じようとするものであります。

なお、本法律案は、衆議院においてクーリング・オフ期間を「七日」から「八日」に延長するとともに、割賦販売法のクーリング・オフ期間も同様に措置する旨の修正が行われております。

委員会におきましては、訪問販売等をめぐるトラブルの

実情、開業規制導入の問題指定商品制の是非等について質疑が行われるとともに、参考人から意見を聴取するなど慎重に審査を進めました。その詳細は会議録に譲ります。

質疑終了の後、日本共産党市川理事より、商品等の指定制の廃止、消費者の契約解除権及び中途解約権の導入等内容を修正案が提出されました。

次いで、採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は全会一致をもって衆議院送付案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、商品等の指定に当たっては、実態に即応して迅速かつ機動的に対応すること等九項目にわたる附帯決議が行われました。

以上、御報告申し上げます。

特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律案（閣法第五八号）

要旨

本法律案は、国際的に協力して成層圏オゾン層の保護を図るための「オゾン層の保護のためのウィーン条約」及び

「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」の確かかつ円滑な実施を確保するため、議定書に定める特定フロン等について製造の規制並びに排出の抑制及び使用の合理化等の措置を講じ、もつて人の健康の保護及び生活環境の保全に資することを目的とするものであつて、その主な内容は次の通りである。

一、基本的事項の公表

環境庁長官及び通商産業大臣は、以下の事項を定めて公表する。

- (一) 我が国が遵守しなければならない、特定フロン等の生産量及び消費量の基準限度
- (二) オゾン層の保護に関する国民の理解及び協力を求めるための施策の実施に関する重要な事項
- (三) オゾン層の保護についての施策の実施に関する重要な事項

二、製造数量の許可

特定フロン等を製造しようとする者は、その数量について、通商産業大臣の許可を受けなければならないものとする。

三、輸入の承認

特定フロン等を輸入しようとする者は、輸入の承認を受ける義務を課せられる。

四、許可等の基準

通商産業大臣は、我が国の特定フロン等の生産量と消費量が、モントリオール議定書に基づき我が国が遵守しなければならない限度を超えるものとならないように、製造の許可または輸入の承認に関する処分を行う。

五、排出の抑制、使用合理化指針の公表

環境庁長官及び通商産業大臣は、特定フロン等の排出の抑制または使用の合理化を図るための指針を定め、これを公表する。また、主務大臣は、当該指針に即して排出の抑制または使用の合理化を図ることについて、指導及び助言を行うことができるものとする。

六、国の援助

国は、特定フロン等の代替物質の開発及び排出の抑制、使用の合理化に資する設備の開発及び利用を促進するために必要な資金の確保等の援助に努めるものとする。

七、その他

オゾン層の状況等の観測及び監視、研究の推進と成果の普及、報告の徴収、立入検査、罰則等について所要の

規定を設ける。

委員長報告

ただいま議題となりました特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、フロン等の特定物質が人体に有害な紫外線を吸収するオゾン層を破壊していると考えられることからオゾン層の保護を国際的に進めていこうとするオゾン層の保護のためのウィーン条約及びオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の規定を我が国において的確かつ円滑に実施するため、フロンの製造の規制等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、フロン等によるオゾン層破壊のメカニズムと人体に対する影響、フロン等の消費量についての法的規制が行われなかった理由、二酸化炭素による気候の温暖化、酸性雨等の地球的規模の環境破壊問題等についての質疑が行われるとともに、環境特別委員会との連合審査会を開催するなど慎重に審査を進めて参りましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会では、本法律案に対し、四項目にわたる附帯決議が行われました。

以上、御報告申し上げます。

特定産業構造改善臨時措置法を廃止する法律案（閣法第五九号）

要旨

本法律案は、二度にわたる石油危機を契機とする基礎素材産業の構造不況に対処するため、昭和五十八年五月に特定不況産業安定臨時措置法の一部改正により成立した特定産業構造改善臨時措置法を、その目的である過剰設備の処理等の構造改善がおおむね達成されたことにかんがみ、規定どおり昭和六十三年六月三十日をもつて廃止することとし、あわせて所要の経過措置を講じ関係法律の改正を行うものとするものである。

委員長報告

ただいま議題となりました特定産業構造改善臨時措置法を廃止する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、昭和五十八年五月に成立した特定産業構造改善臨時措置法を、その目的である過剰設備の処理等の構造改善がおおむね達成されたことにかんがみ、同法の規定どおり昭和六十三年六月三十日をもって廃止することとし、あわせて所要の経過措置を講じ、関係法律の改正を行おうとするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録に譲ります。

質疑を終局し、採決いたしましたところ、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第六〇号）

要旨

本法律案は、最近における内外の経済的環境の変化に対応するため、民間事業者の能力の活用により経済社会の健全な発展の基盤の充実に資する特定施設として、各種の無線通信の業務を行うための施設、我が国及び外国の相当数の企業の従業員等が相互の交流を図りつつ経済社会の国際化に即応した研修を行うことができる施設等を新たに追加する等所要の改正を行おうとするものである。

委員長報告

ただいま議題となりました民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近における内外の経済的環境の変化にかんがみ、各種の無線通信業務施設及び国際交流研修施設等十一の施設を新たに民活法の対象施設に追加しようとするものであります。

委員会におきましては、民活プロジェクトの進まない理由、地方民活事業を促進するための条件等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党市川理事より反対の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

無限連鎖講の防止に関する法律の一部を改正する法律案（衆第一〇号）

要旨

本法律案は、国債等を用いた無限連鎖講が出現している状況にかんがみ、無限連鎖講による被害の発生を防ぐため、国債等の物品を用いた無限連鎖講の開設等を禁止しようとするものである。

委員長報告

一四一ページ参照

○運輸委員会

内閣提出法律案（四件）

番号	件名	先議院	提出月日	付託委員会	議決委員会	本院議決	衆議院付託委員会	衆議院議決	本院議決	備考
32	港湾法の一部を改正する法律案	衆	六三、二二三	六三、二二三 (予)	六三、四三三 可決	六三、四三七 可決	六三、二二三 可	六三、三二五 可決	六三、三三〇 可決	
41	船舶整備公団法の一部を改正する法律案	参	二二六	二二六 可	四一九 可決	四二〇 可決	二二六 (予)可	四二七 可決	四二六 可決	
62	船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案	衆	三二五	三二五 (予)可	四二六 可決	五二二 可決	三二五 可	四二一 可決	四二二 可決	
63	船員法の一部を改正する法律案	〃	三二五	四二二 可	四二六 可決	五二二 可決	三七七 修	四二一 修正	四二三 修正	

衆議院議員提出法律案（一件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送本院へ 付月日	提出月日	付託委員会	議決委員会	本院議決	衆議院付託委員会	衆議院議決	本院議決	備考
9	都市における公共交通の環境整備に関する特別措置法案	戸田菊雄君 外五名 (六三、四二三)	六三、四二六		六三、四二六 (予)			六三、四二六 付託	六三、四二六 議決	六三、四二六 議決	

国会の承認を求めるの件（一件）

3	番号	件名	院議先	提出日	参議院	衆議院	備考
		地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、中部運輸局愛知陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に関し承認を求めるの件	衆	六三、三、五	付託 委員 託会 議決 議決 承認	付託 委員 託会 議決 議決 承認	

港湾法の一部を改正する法律案（閣法第三二二号）

要旨

本案は、港湾の整備の促進を図るため、日本電信電話株式会社株式の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（以下「社会資本整備法」という。）の収益回収型の国の無利子貸し付けを行うことができるようにするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、国は、当分の間、地方公共団体の出資に係る法人が港湾施設の整備のうち、これと密接に関連して行われる事業により生ずる収益をもつてその費用を支弁すると認められるものについて、社会資本整備法に基づく収益回収型の無利子貸し付けを行うことができるようにすること。

委員長報告

二、無利子貸し付けに係る所要の措置を講じるほか、港湾整備緊急措置法、港湾整備特別会計法について所要の規定の整備を行うこと。

ただいま議題となりました港湾法の一部を改正する法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案は、港湾の整備の促進を図るため、地方公共団体の出資に係る法人に対し、日本電信電話株式会社株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法に基づく収益回収型の無利子貸し付けを行うおうとするものであります。

委員会におきましては、港湾整備事業における収益回収

型無利子貸し付けの有効性、港湾再開発をめぐる諸課題への対応等各般にわたり質疑が行われましたが、その詳細は会議録をもって御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党小笠原委員より反対の意見が述べられ、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

船舶整備公団法の一部を改正する法律案（閣法第四一号）

要旨

本法律案は、最近における海運業をめぐる状況にかんがみ、船舶整備公団の業務範囲を拡大し、改造、係留による既存船の多目的な利用を図ることができるようにするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、船舶整備公団の建造業務等の対象となる国内旅客船の範囲に遊覧専用船を追加すること。

二、船舶整備公団の業務に余剰船舶等の係留船への改造を追加すること。

委員長報告

ただいま議題となりました船舶整備公団法の一部を改正する法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近における海運業をめぐる厳しい状況等にかんがみ、船舶整備公団の業務範囲を拡大し、余剰船舶等の改造、係留による既存船の多目的な利用を図ることができるよう所要の改正を行おうとするものであります。

委員会におきましては、船舶整備公団の財政状況、内航海運をめぐる課題への対応等各般の問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党小笠原委員より反対の意見が述べられ、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第六二号）

要旨

本法律案は、一般外航海運業等に係る事業規模の縮小等に伴う離職船員の発生が今後においても引き続き予想される状況にかんがみ、就職促進給付金の支給に関する特別の措置の対象となる船員の離職の日に関する期限（現行昭和六十三年六月三十日まで）を、特定不況業種関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法の期限の延長に合わせて、昭和七十年六月三十日まで七年間延長するものである。

委員長報告

ただいま議題となりました二法律案及び承認案件について運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案は、一般外航海運業等に係る事業規模の縮小等に伴う離職船員の発生が今後においても引き続き予想される状況にかんがみ、就職促進給付金の支給に関する特別

の措置の対象となる船員の離職の日に関する期限を、昭和七十年六月三十日まで七年間延長しようとするものであります。

次に、船員法の一部を改正する法律案は、船員の労働条件をめぐる社会経済情勢の著しい変化及び船員の福祉の増進等の必要性にかんがみ、船員の労働時間について一日当たり八時間以内とするとともに、一週間当たり平均四十時間以内を目標とする段階的な短縮を図ることとしたほか、超過時間に対応した補償休日制度の創設及び内航船員に係る有給休暇の付与日数の増加等船員の労働条件の改善について所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、以上二法律案を一括議題として審査を行い、我が国外航海運の現状と再構築の進め方、日本人船員に係る海上職域の確保と陸上職域への転換、船員の労働実態と時間短縮の目標時期及び小型内航船乗組員に対する法律の適用範囲の拡大等船員の雇用対策並びに労働条件をめぐる各般の問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、船員法の一部を改正する法律案について日本共産党小笠原委員より反対

の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案については、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、安恒理事より四会派共同提案に係る便宜置籍船への日本人船員の配乗促進等二項目にわたる附帯決議案が提出され、多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

次いで、船員法の一部を改正する法律案については、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。なお、本法律案に対し、中野理事より五会派共同提案に係る週平均四十時間労働制に可及的速やかに移行する等の八項目にわたる附帯決議案が提出され、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

最後に、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、中部運輸局愛知陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に關し承認を求めるの件は、愛知県の東三河地域における自動車の検査及び登録に関する業務の現状等にかんがみ、愛知県豊橋市に中部運輸局愛知陸運支局の自動車検査登録事務所を設置するため、国会の承認を求めようとするもので

あります。

委員会におきましては、採決の結果、本件は全会一致をもって原案どおり承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

船員法の一部を改正する法律案（閣法第六三号）

要旨

本法律案は、船員の労働時間の段階的な短縮を図るとともに、補償休日制度の創設、有給休暇の付与日数の増加等船員の労働時間の改善について、船員中央労働委員会の答申に基づき、所要の措置を講じようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、労働時間の短縮及び休日関係

1 海員（船内で使用される船長以外の乗組員）の一日の労働時間を八時間以内とすること。

2 海員の一週間の労働時間を基準労働期間について平均四十時間以内とすることを目標とすること。ただし、当分の間は、四十八時間以下の範囲内で政令で定め、段階的に短縮を図ること。

なお、この政令は、週平均四十時間制に可及的速やかに移行するため、制定され、改正されるものであること（衆議院修正による追加）。

3 船舶所有者が海員に与えるべき休日は、基準労働期間について一週間当たり平均一日以上とすること。

4 基準労働期間とは、船舶の航行区域、航路等を勘案して船舶の区分に応じ一年以下の範囲内で定める期間とすること。

二、補償休日制度の創設

船舶所有者は、海員の労働時間が一週間において四十時間を超える場合または海員に一週間において休日を与えることができない場合には、補償休日を基準労働期間以内に与えなければならないこと。

三、有給休暇制度の改善

1 沿海区域または平水区域を航行区域とする内航船舶に乗り組む船員の有給休暇の日数を、連続した船舶における勤務一年について十二日から十五日に、一定の猶予期間をおいて段階的に引き上げること。

2 有給休暇の付与の基礎となる勤務について、船舶における勤務に加え、これに準ずる一定の勤務について

もその対象とすること。

四、その他

1 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、新法の施行状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、必要な措置を講ずること（衆議院修正による追加）。

2 この法律は昭和六十四年四月一日から施行すること。

委員長報告

一五二ページ参照

地方自治法第一百五十六条第六項の規定に基づき、中部運輸局愛知陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に関し承認を求めめるの件（閣承認第三号）

要旨

本承認案件は、愛知県の東三河地域における自動車の検査及び登録に関する事務の円滑化を図り、あわせて当該地域の住民の利便を増進するため、愛知県豊橋市に、中部運輸局愛知陸運支局の自動車検査登録事務所を設置するもの

である。

委員長報告

一五二ページ参照

○逓信委員会

内閣提出法律案（五件）

番号	件名	院議先	提出月日	付託委員会	議決	本院議決	衆議院	衆議院	本院議決	備考
44	郵便為替法及び郵便振替法の一部を改正する法律案	参	三、一	三、一	可決	四、三	可決	四、五	可決	
43	郵便年金法の一部を改正する法律案	〃	三、一	(予)三、一	可決	五、七	可決	五、八	可決	
42	郵便法の一部を改正する法律案	〃	三、一	(予)四、三	可決	五、三	可決	五、三	可決	
40	放送法及び電波法の一部を改正する法律案	〃	二、九	(予)四、三	可決	四、六	可決	四、七	可決	
15	通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案	衆	六、二、五	六、二、五 (予)	可決	六、九	可決	六、二〇	可決	
				付託委員会	議決	本院議決	衆議院	衆議院	本院議決	
				(予)三、一	可決	四、六	可決	五、〇		
				三、一	可決	四、七	可決	四、八		
				三、五	可決	四、七	可決	四、八		
				二、四	可決	四、四	可決	四、五		
				六、二、五	可決	六、三	可決	六、四		

国会の承認を求めるの件（一件）

2	番号	件名	先議院	提出日	参議院	衆議院	備考
		放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件	衆	六三、三一	付託委員会 議決 承認	付託委員会 議決 承認	

NHK決算（二件）

備考欄記載事項は本院についてのもの

件名	提出月日	参議院			衆議院			備考
		付託委員会 議決	議決	本院議決	付託委員会 議決	議決	本院議決	
日本放送協会昭和六十年財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書	六三、二三 (第百八回国会)	六三、二六	六三、五四 議決	六三、五五 議決	六三、二六			百八回国会 百九回国会 百十回国会 百十一回国会 未了
日本放送協会昭和六十一年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書	六三、二三	六三、二三			六三、二三			

通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案（閣法第一五号）

要旨

放送衛星を用いて次世代テレビであるハイビジョンの普

及・促進を図るため、通信・放送衛星機構（以下「機構」という。）が、放送衛星三号の予備機（昭和六十六年打ち上げ予定）のトランスポンダの保有、ハイビジョン衛星放送事業者への貸し付けという産業投資特別会計の出資を受け行う業務等に関し所要の規定の整備を行うとともに、あ

わせて、機構の役員任期を改める等所要の改正を行おうとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、通信衛星の定義の改正

通信衛星の定義を、無線通信を受信してその再送信を行うための無線設備及びこれに附属する設備のみを搭載する人工衛星（固定地点からの無線通信を受信して固定地点へその再送信を行うための無線設備を主として搭載するものに限る。）で放送衛星以外のものとするに改めることとする。

二、役員任期

機構の理事及び監事の任期を三年から二年に改めるととする。

三、財務・会計関係規定

(一) 機構は郵政大臣の承認を受けた財務諸表及び事業報告書を主たる事務所に備え置かなければならないこととする。

(二) 機構は、その所有に係る放送衛星について機構の行う業務のうち政府から衛星所有資金に充てるべきものとしてされた出資に係るものに係る経理（当該所有に係る部分に限る。）については、その他の経理と区分し、

特別の勘定を設けて整理するとともに、この勘定において利益を生じたときは、政令で定めるところにより、これを国庫に納付することとする。

委員長報告

ただいま議題となりました通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、最近における無線通信技術の進歩に対処して、宇宙における無線通信の普及発達等を図るため、通信・放送衛星機構が産業投資特別会計の出資を受けて行う業務等に関し所要の規定の整備を行うとともに、あわせて同機構の役員任期の改正等を行うものであります。

委員会におきましては、産投特会の出資による機構の業務内容、放送衛星三号によるハイビジョン放送の普及方策、機構の民間法人化等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録等によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、ハイビジョン実用化に対する助成措置等三項目から成る附帯決議案が提出され、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決しました。

以上、御報告申し上げます。

放送法及び電波法の一部を改正する法律案（閣法第四〇号）

要旨

本法律案は、放送の健全な発達を図るため、放送の計画的普及を目的とする制度を設け、放送番組の編集等に関する所要の措置を講じ、日本放送協会が行う業務等に関する規定を整備し、有料放送に関する規定を設けるとともに、放送局の免許に関する規定を整備する等の措置を講じようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、放送法の一部改正

- (一) 郵政大臣は、放送普及基本計画を定めることとし、放送普及基本計画には、放送の計画的な普及及び健全な発達を図るための基本的事項、放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数の目標を定めることとする。

- (二) テレビジョン放送並びに日本放送協会の中波放送及び超短波放送について、放送番組の相互の調和を保つようにしなければならないこととする。また、放送事業者は、放送番組審議機関が答申し、または意見を述べた事項があるときは、その概要を公表しなければならぬこととする。

- (三) 日本放送協会は、郵政大臣の認可を受けて、その保有する施設または設備を一般の利用に供し、または賃貸すること等の業務を行うことができることとする。また、理事及び監事の任期を二年とし、日本放送協会が郵政大臣に提出する業務報告書、財務諸表には、監事の意見書を添えなければならないこととする。
- (四) 有料放送を行う一般放送事業者は、有料放送の役務の料金その他の提供条件について契約約款を定め、郵政大臣の認可を受けなければならないこととする。

二、電波法の一部改正

- (一) 郵政大臣は、放送局の免許の申請の審査について、郵政大臣が定める放送用周波数使用計画に基づいて、周波数の割り当ての可能性を審査するものとする。
- (二) 放送局の免許の有効期間について、五年を超えない

範囲内において郵政省令で定めることとする。

委員長報告

ただいま議題となりました放送法及び電波法の一部を改正する法律案につきまして、通信委員会における審査の経過と結果をご報告いたします。

本法律案は、放送の健全な発達を図るため、放送の計画的普及を目的とする制度を設け、放送番組審議機関に関する規定を整備するなどの措置を講じ、日本放送協会が行う業務等に関する規定を整備し、有料放送に関する規定を設けるとともに、放送局の免許に関する規定を整備するなど放送に関する法制の整備を行おうとするものであります。

委員会におきましては、放送普及基本計画の策定のあり方、放送番組の質の向上対策、NHKの業務範囲の拡大、有料放送の導入の理由、ニューメディア時代に対応した放送制度の検討等の諸問題について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して山中委員より反対、自由民主党を代表して添田理事より賛成する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原

案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対し、放送行政への国民意向の反映、放送制度のあり方の検討等六項目からなる附帯決議案が提案され、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、ご報告いたします。

郵便法の一部を改正する法律案（閣法第四二号）

要旨

本法律案は、郵便事業の現状等にかんがみ、昭和五十五年の法改正において、当時の郵便事業累積赤字が解消されるまでの間等の条件の下に実施した第一種郵便物及び第二種郵便物の料金の決定の特例制度を、累積赤字解消後も適用できるように整備するとともに、利用者に対するサービスの向上を図るため、切手類等の給付を受けることができるカードを販売できることとする等の措置を講じようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、料金の決定方法の特例制度の整備

(一) 第一種郵便物及び第二種郵便物（以下「第一種郵便

物等」という。)の料金は、郵政事業特別会計の一の会計年度の郵便事業の損益計算において、欠損が生じたとき等で、かつ、当該会計年度において、政令で定める額を超える郵便事業に係る累積欠損金が生じたとき等に限り、郵政大臣が郵政審議会に諮問した上、省令で引き上げることができることとする。

(二) 第一種郵便物等の料金は、郵便の事業から生ずる収入を減少させないことが確実と見込まれる範囲内において、郵政大臣が郵政審議会に諮問した上、省令で引き下げることができることとする。

(三) 市内特別郵便物の料金は、郵政大臣が郵政審議会に諮問した上、省令で定めることとし、その額は、市内特別郵便物としない定形郵便物または定形外郵便物の料金の額より低いものでなければならぬこととする。

二、切手類等の給付を受けることができるカードの発行及び販売

郵政大臣は、一定の金額が電磁的方式によつて記録されるカードで、切手類等の給付を受けることができるものを発行し、販売することができることとする。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、郵便事業の現状等にかんがみ、第一種郵便物及び第二種郵便物の料金の決定の特例制度を整備するとともに、利用者に対するサービスの向上を図るため、切手類等の給付を受けることができるカードを販売できることとする等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、郵便財政の現状と見通し、郵便料金の法定制緩和の運用方針、郵政審議会のあり方、郵便事業のサービス改善などの諸問題について質疑が行われました。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して山中委員より反対である旨の、自由民主党を代表して守住理事より賛成である旨のそれぞれ意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

郵便年金法の一部を改正する法律案（閣法第四三号）

要旨

本法律案は、最近における年金需要の動向にかんがみ、郵便年金の加入者の利便の向上を図ろうとするものであり、その主な内容は、郵便年金契約の加入申し込み時に掛金を一時に払い込むことができるとともに、掛金を一時に払い込み郵便年金契約に加入した場合、その効力が発生した日から年金の支払いをすることができることとするにより、従来の掛金分割払い型に加え、いわゆる即時年金の制度を導入しようとするものである。

委員長報告

ただいま議題となりました郵便年金法の一部を改正する法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近における年金需要の動向にかんがみ、郵便年金の加入者の利便の向上を図ろうとするものでありまして、その主な内容は、郵便年金契約の加入申し込み時に掛金を一時に払い込むことができるようにするとともに、

掛金を一時に払い込み郵便年金契約に加入した場合に、その効力が発生した日から年金の支払いをすることができることとし、現在の掛金分割払い型年金に加え、いわゆる即時年金の制度を設けるものであります。

委員会におきましては、高齢化社会における公的年金と個人任意年金との関係、簡保・年金資金の運用のあり方、国民の自助努力に対する税制上の優遇措置等について質疑が行われました。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

郵便為替法及び郵便振替法の一部を改正する法律案（閣法第四四号）

要旨

本法律案は、為替貯金業務の総合機械化の進展等に伴い、代金引きかえの取り扱いにおける電信為替による引きかえ金の送金及び郵便振替の払い出しにおける受取人に対する現金の送達による払出金の払い渡しの制度の新設等郵便為

替及び郵便振替の利用者に対するサービスを改善する等の必要があるので、郵便為替法及び郵便振替法について所要の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、郵便為替法の一部改正

- (一) 代金引きかえの取り扱いにおいて引きかえ金を電信為替によつて送金できることとする。
- (二) 送金人により現金を交付してする払い渡しの指定があつた電信為替において、受取人の請求により電信為替証書を発行してする払い渡しまたは現金を送達してする払い渡しの取り扱いができることとする。

二、郵便振替法の一部改正

- (一) 払出金は、払出金額に相当する現金を受取人に送達することにより払い渡すことができることとする。
- (二) 払出金を受取人に払い渡した際にその旨を加入者に通知する取り扱いができることとする。
- (三) 払出金の払い渡しの済否の状況を調査して加入者に回答する取り扱いができることとする。

委員長報告

ただいま議題となりました郵便為替法及び郵便振替法の一部を改正する法律案につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本案は、為替貯金業務の総合機械化の進展等に伴い、サービスを改善するために、郵便為替法の一部改正により、代金引きかえ郵便における電信為替による引きかえ金の送金の制度の創設など、また郵便振替法の一部改正により、郵便振替の払い出しにおいて現金を受取人に送達することにより払い渡すことができる制度の創設など、所要の改正を行うものであります。

委員会におきましては、時代に適合した法体系整備の必要性、郵貯オンラインシステムの活用方策、郵便局国債販売の営業方針などについての質疑が行われました。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件
(閣承認第二号)

委員長報告

ただいま議題となりました承認案件につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本件は、日本放送協会の昭和六十三年度収支予算、事業計画及び資金計画について国会の承認を求めようとするものであります。

その概要を申し上げますと、まず、収支予算につきましては、事業収入三千五百一十億円、事業支出三千六百三十五億四千万円であって、事業収支の不足額は百二十四億四千万円となっておりますが、この不足額は昭和六十二年以前からの繰越金百二十四億四千万円をもって補てんし、債務償還に必要な資金のうち百三億二千万円は長期借入金により措置することといたしております。

また、事業計画におきましては、その重点をニュース・報道番組の刷新、大型企画番組の開発・編成、衛星放送の普及促進、海外放送機関との相互交換中継の開始、営業活動の刷新と事業運営の効率化等に置いております。

なお、本件には、おおむね適当である旨の郵政大臣の意見が付されております。

委員会におきましては、長期的経営計画の確立、営業体制の刷新、衛星放送の普及促進対策のあり方などの諸問題について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して山中委員から反対、自由民主党を代表して添田理事から賛成する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本件は賛成多数をもって承認すべきものと決定いたしました。

なお、本件に対し、大森理事より、放送の不偏不党の堅持、長期的展望に立った経営計画の確立等五項目から成る附帯決議案が提出され、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決しました。

以上、御報告申し上げます。

日本放送協会昭和六十年年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

委員長報告

ただいま議題となりました日本放送協会昭和六十年年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書につきまして、通信委員会における審査の経過と結果をご報告いたします。

本件は、日本放送協会の昭和六十年年度決算に係るものでありまして、放送法の定めるところにより、会計検査院の検査を経て、内閣から提出されたものであります。

その概要を申し上げますと、同協会の六十年度末における財産状況は、資産総額三千三百二十九億七千七百万円、負債総額千五百一十一億二千四百万円、資本総額千八百十八億五千三百万円となっております。

また、当年度中の損益は、事業収入三千三百八十六億九千七百万円、事業支出三千二百二十六億三百万円であり、差し引き事業収支差金は、百六十億九千四百万円となっております。

このうち、資本支出充当は、八十三億五千四百万円であ

り、この結果、事業収支剰余金は、七十七億四千万円となっております。

なお、この事業収支剰余金は、翌年度以降の財政安定のための財源に充てるものとしております。

本件には、会計検査院の「記述すべき意見はない」旨の検査結果が付されております。

委員会におきましては、収支予算等が適正かつ効率的に執行されたかどうかをはじめ、協会の世論調査の公表のあり方、経営委員の人事、経営財源の確保方策等の諸問題について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して山中委員から反対する旨の意見が述べられました。討論を終わり、採決の結果、本件は賛成多数をもってこれを是認すべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○建設委員会

内閣提出法律案（九件）

番号	件名	院議先	提出日	参議院	衆議院	備考
64	大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法案	衆	三、二五	(予) 三、二五 可決 四、二六	可決 五、二一	
47	宅地建物取引業法及び積立式宅地建物販売業法の一部を改正する法律案	参	三、四	三、四 可決 四、四	可決 四、二五	
23	住宅・都市整備公団法等の一部を改正する法律案	〃	二、九	(予) 二、九 可決 四、九	可決 四、二〇	
22	住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案	〃	二、九	(予) 二、九 可決 四、四	可決 四、二五	
18	特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案	〃	二、五	(予) 二、五 可決 三、三	可決 三、三	
17	農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案	〃	二、五	(予) 二、五 可決 三、三	可決 三、三	
16	道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律案	衆	三、二五	三、二五 (予) 三、二五 可決 三、三〇	可決 三、三三	
				付委員会 託議決 議決 議決 議決	衆議院 議決 議決 議決 議決	
				付委員会 託議決 議決 議決 議決	衆議院 議決 議決 議決 議決	

65	都市再開発法及び建築基準法の一部を改正する法律案	〃	〃	三、五	三、五 (予)	可 五、二 決	可 五、三 決	四、五	可 四、七 決	四、六 決
66	土地区画整理法の一部を改正する法律案	〃	〃	三、五	三、五 (予)	可 五、七 決	可 五、八 決	三、五	可 五、二 決	可 五、三 決

衆議院議員提出法律案（二件）

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送本院へ 付月日	提出月日	参議院 付委員会 託議決 議決 議決 議決	衆議院 付委員会 託議決 議決 議決 議決	備考
8	半島振興法の一部を改正する法律案	建設委員長 (六三、四二三)	六三、四、四	六三、四、四	六三、四、四 (予) 可 六三、四、九 決 可 六三、四、二〇 決	六三、四、四 (予) 可 六三、四、九 決 可 六三、四、二〇 決	
15	土地基本法案	伊藤 茂君 外 二名 (五二、〇)	五、四		五、四 (予)	五、四 (予)	三、五、四 継 続 審 査

道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第一六号）

要旨

本法律案は、道路を緊急かつ計画的に整備して道路交通の安全の確保とその円滑化を図るとともに、生活環境の改

善に資するため、新たに昭和六十三年度を初年度とする道路整備五箇年計画を定める等の措置を講じようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

- 一、昭和六十三年度を初年度とする第十次道路整備五箇年計画を策定する。

- 二、小規模な地方道を整備する地方道路整備臨時交付金制

度を拡充する。

三、道路整備五箇年計画に合わせて、昭和六十三年度を初年度とする奥地等産業開発道路整備計画を策定するため、奥地等産業開発道路整備臨時措置法の有効期限を昭和六十八年三月三十一日まで延長する。

委員長報告

ただいま議題となりました三法律案につきまして、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

まず、道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律案は、道路を緊急かつ計画的に整備するため、新たに昭和六十三年度を初年度とする道路整備五カ年計画を策定するとともに、地方道路整備臨時交付金制度を拡充し、また、昭和六十三年度を初年度とする奥地等産業開発道路整備計画を策定するため、奥地等産業開発道路整備臨時措置法の有効期限を昭和六十八年三月三十一日まで延長するものであります。

委員会における質疑の詳細は、会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を

代表して上田委員より反対の意見が述べられ、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、小川理事より七項目にわたる附帯決議案が提出され、全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

次に、特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案は、特定市街化区域農地の宅地化を促進するために行われる土地区画整理事業の施行の要請及び住宅金融公庫の貸し付けの特例についての適用期限を昭和六十六年三月三十一日まで三年間延長するものであります。

次に、農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案は、賃貸住宅の供給を促進するとともに、水田の宅地化に資するため、農地の所有者が農地を転用して行う賃貸住宅の建設等に要する資金の融通について、政府が利子補給金を支給する旨の契約を結ぶことができる期限を昭和六十六年三月三十一日まで三年間延長するものであります。

委員会におきましては、両案を一括して議題とし、質疑

が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して上田委員より特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案に対し反対の意見が述べられ、順次採決の結果、特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案は多数をもつて、農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案は全会一致をもつて、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案（関法第一七号）

要旨

本法律案は、賃貸住宅の供給を促進するとともに、水田の宅地化に資するため、農地の所有者がその農地を転用して行ふ賃貸住宅の建設等に要する資金の融通について政府

が利子補給金を支給する旨の契約を結ぶことができる期限を、昭和六十六年三月三十一日まで三年間延長するものである。

委員長報告

前ページ参照

特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案（関法第一八号）

要旨

本法律案は、特定市街化区域農地の宅地化を促進するため、次の措置を講じようとするものである。

一、特定市街化区域農地の所有者が市に対して土地区画整理事業の施行の要請をすることができる期限及び特定市街化区域農地の所有者等が当該農地を転用して賃貸住宅または分譲住宅を建設する場合等における住宅金融公庫の貸し付けの特例を適用する期限を、昭和六十六年三月三十一日まで三年間延長する。

二、特定市街化区域農地の所有者等が当該農地を転用して

賃貸住宅または分譲住宅を建設する場合等における住宅金融公庫の貸し付けの特例に係る貸付金利を、現行の法定金利を上限として政令に委任する。

委員長報告

一六八ページ参照

住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案（閣法第二二二号）

要旨

一、近時における多様な居住形態に対応するとともに、特に高齢者の居住の安定を図ることを目的として、いわゆる「親孝行ローン」等を創設することとし、新たに、親族の居住の用に供するため、自ら居住する住宅以外に住宅を必要とする者に対する貸し付けを行う。

二、既存ストックの有効利用を図りつつ、居住水準のより一層の向上を促進するため、住宅改良貸し付けの拡充を行うこととし、住宅改良貸し付けの貸付金額の限度を住宅の改良に要する費用の額の八割とするとともに、特別の割増貸付制度等を導入する。

なお、衆議院において、施行期日を公布の日に変更する修正が行われた。

委員長報告

一七三ページ参照

住宅・都市整備公団法等の一部を改正する法律案（閣法第二二三号）

要旨

本法律案は、公共施設の整備を促進するため、住宅・都市整備公団等が行う公共施設の整備に関する事業のうち、当該事業等により生ずる収益をもつて当該事業に要する費用を支弁することができるものと認められるものについて、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による国の無利子貸付制度の創設を次のとおり行おうとするものである。

一、住宅・都市整備公団が宅地の造成とあわせて行う一定の公共の用に供する施設の整備に関する事業（住宅・都市整備公団法の一部改正）

二、地域振興整備公団が宅地の造成とあわせて行う一定の

公共の用に供する施設の整備に関する事業（地域振興整備公団法の一部改正）

三、地方住宅供給公社が宅地の造成とあわせて行う一定の公共の用に供する施設の整備に関する事業（地方住宅供給公社法の一部改正）

四、第三セクターが行う一定の河川、砂防設備等の整備に関する事業及び土地区画整理組合が土地区画整理事業として行う一定の道路、河川等の整備に関する事業について民間都市開発推進機構が行う無利子貸し付けの業務（民間都市開発の推進に関する特別措置法の一部改正）

五、土地区画整理組合が土地区画整理事業として行う一定の公園、下水道等の整備に関する事業について民間都市開発推進機構が行う無利子貸し付けの業務及び住宅・都市整備公団等が土地区画整理事業として行う一定の公園、下水道等の整備に関する事業（都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改正）

六、住宅・都市整備公団等が土地区画整理事業として行う一定の道路、河川等の整備に関する事業（土地区画整理法の一部改正）

委員長報告

ただいま議題となりました二法律案につきまして、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。まず、住宅・都市整備公団法等の一部を改正する法律案は、内需の拡大と公共施設の整備の促進を図るため、住宅・都市整備公団等が宅地の造成とあわせて行う公共施設の整備、土地区画整理組合等が土地区画整理事業として行う公共施設の整備、第三セクターが行う河川、砂防設備の整備等の各事業に、日本電信電話株式会社の株式の売り払い収入を活用した国の無利子貸し付けを行うことができるよう所要の法律の改正を行うものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して橋本委員より反対の意見が述べられ、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、半島振興法の一部を改正する法律案は、衆議院提出に係るものでありまして、半島振興法の実施状況にかんがみ、半島循環道路の整備の促進に関する特別の配慮、基

幹的市町村道等の工事の都道府県代行、財政負担軽減のための特例措置、小型航空機用飛行場等の整備の促進に関する適切な配慮等を規定し、半島振興の一層の推進を図ろうとするものであります。

委員会におきましては、衆議院建設委員長より趣旨説明を聴取し、質疑、討論なく、直ちに採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

宅地建物取引業法及び積立式宅地建物販売業法の一部を改正する法律案（閣法第四七号）

要旨

本法律案は、最近における宅地及び建物の取引の実際にかんがみ、取引の公正を確保し、購入者等の利益の保護と宅地及び建物の流通の円滑化を図るため、宅地建物取引業について、免許基準の強化、宅地建物取引主任者制度の改善、専任媒介契約制度の充実、事務所等以外の場所においてした買い受けの申し込みの撤回等を行うことができる期

間の延長、手付金等の保全制度の拡充等の措置を講ずるとともに、積立式宅地建物販売業について、許可基準の強化等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

一、宅地建物取引業法の一部改正

(一) 免許の基準の強化

傷害罪、暴行罪、兇器準備集合罪等の罪を犯し、罰金の刑に処せられた者について、五年間免許してはならないこととする。

(二) 宅地建物取引主任者制度の改正

1 案内所等建設省令で定める場所についても建設省令で定める数の専任の取引主任者を設置しなければならないものとする。

2 建設省令で定める期間以上の実務経験を有しない者については、取引主任者の登録をしてはならないこととする。

(三) 専属専任媒介契約制度の創設

宅地建物取引業者は、依頼者が当該宅地建物取引業者が探索した相手方以外の者と売買または交換の契約を締結することができない旨の特約を含む専任媒介契

約（専属専任媒介契約）を締結したときは、建設省令で定める方法により契約の相手方を探索しなければならないものとするとともに、依頼者に業務の処理状況を一週間に一回以上報告しなければならないものとする。

（四） クーリング・オフ制度の改正

事務所等以外の場所においてした買い受けの申し込みの撤回等を行うことができる期間を五日から八日に延長する。

（五） 手付金等の保全措置の改正

宅地建物取引業者は、売買代金の額の一割または政令で定める額を超える手付金等の授受について所要の保全措置を講じなければならないこととするとともに、手付金の保全措置を実施する指定保管機関制度を創設する。

（六） 従業者証明書制度の改正

無免許事業者を排除し、業者の行う業務の適正化を図るため、従業者名簿の閲覧、従業者証明書の携帯、提示等を義務付け、違反業者には罰則を科するものとする。

二、積立式宅地建物販売業法の一部改正

積立式宅地建物販売業法について、宅地建物業法の改正と同様、許可基準の改正、従業者証明書制度の改正等を行う。

委員長報告

ただいま議題となりました二法律案につきまして、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

まず、宅地建物取引業法及び積立式宅地建物販売業法の一部を改正する法律案は、最近における宅地及び建物の取引の実情にかんがみ、その公正を確保し、購入者の利益の保護と宅地及び建物の流通の円滑化を図るため、宅地建物取引業について、免許基準の強化、宅地建物取引主任者制度の改善、専任媒介契約制度の充実、事務所以外の場所において行った買い受けの申し込みの撤回等を行うことができる期間の延長、手付金の保全制度の拡充等の措置を講ずるとともに、積立式宅地建物販売業について許可基準の強化等の措置を講ずるものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、五項目の附帯決議を付することに決定いたしました。

次に、住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案は、近時における多様な居住形態に対応するとともに、高齢者の居住の安定を図ることを目的として、新たに親族の居住の用に供するため、みずから居住する住宅以外に住宅を必要とする者に対する貸し付けを行うとともに、住宅改良貸し付けの金額の限度を住宅の改良に要する費用の額の八割とし、特別割り増し貸付制度等を導入するものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、五項目の附帯決議を付することに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法案（閣法第六四号）

要旨

本法律案は、著しい住宅地需要が存する大都市地域において、良質な住宅地の円滑な供給を図るため、建設大臣による宅地開発事業の優良認定制度を創設する等の措置を講ずることにより、優良な宅地開発を緊急に促進しようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、首都圏、近畿圏及び中部圏の既成市街地及び近郊整備地帯とその周辺の地域を対象とする。

二、一定規模以上の宅地開発事業を行う者又は、事業計画を作成し、これを建設大臣に提出する。建設大臣は、計画が良好な居住環境を有する良質な住宅地を供給するものであると認めるときは、それが優良である旨の認定を行う。建設大臣が認定を行う際には、関係都府県等の意見を聴く。

三、認定を受けた計画に基づき行われる宅地開発事業の適正な実施を図るため、事業者に対し、造成開始の届け出、実施状況の報告義務等の責務を課す。

四、事業を促進するため、国等により、国税及び地方税についての軽減、関連公共施設の整備の促進、必要な資金の確保、助言、指導等の援助、都市計画法による開発許可等についての適切な配慮等の措置を講ずる。

五、認定の申請を行うことができる期限を、この法律の施行の日から十年間とする。

委員長報告

ただいま議題となりました大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法案につきまして、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、著しい住宅地需要が存する大都市地域において、良質な住宅地の円滑な供給を図るため、建設大臣による宅地開発事業の優良認定制度を創設し、税制上の優遇措置、関連公共施設の整備促進、資金の確保等の特別措置を講ずることにより、優良な宅地開発の促進を図ろうとするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を

代表して上田委員より反対の意見が述べられ、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、四項目の附帯決議を付すことに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

都市再開発法及び建築基準法の一部を改正する法律案（閣法第六五号）

要旨

本法律案は、市街地の計画的再開発を推進するため、市街地再開発事業について施行区域要件の緩和及び権利交換手続の特則の拡充等を行うとともに、再開発地区計画に関する都市計画を新設し、その区域内における建築物に関する制限の特例を設ける等の措置を講ずるもので、主な内容は次のとおりである。

第一 都市再開発法の改正

一、市街地再開発事業施行区域の要件等の緩和

市街地再開発事業の施行区域内の耐火建築物の割合

の算定に当たり、次の建築物を耐火建築物に含めないこととする。

- 1 建築面積が一五〇平方メートル未満の建築物
- 2 都市計画において定められた容積率の最高限度の三分の一未満の建築物

二、再開発地区計画

- 1 土地の利用状況の変化が顕著であること、十分な公共施設がないこと等の条件に該当する土地の区域で、一体的かつ総合的な市街地の再開発を実施することが適当であると認められるものについては、都市計画に再開発地区計画を定めることができることとする。

- 2 再開発地区計画に関する都市計画には、区域の整備及び開発に関する方針、道路・公園等の公共施設の配置及び規模並びに再開発地区整備計画を定めることとする。

- 3 再開発地区整備計画には、地区施設の配置及び規模、建築物の用途、容積率、建ぺい率、土地利用に関する事項等を定めることとする。

- 4 再開発地区整備計画区域の全部または一部について

て、当面公共施設の整備が行われる見込みがない等特別の事情があるときは、当該区域の全部または一部について再開発地区整備計画を定めることを要しないこととする。

三、再開発地区計画区域内における行為の届け出等

- 1 再開発地区計画が定められた区域内において建築行為等を行おうとする者は、市町村長に届け出なければならぬこととする。

- 2 市町村長は届け出に係る行為が再開発地区計画に適合しないと認めるときは、必要な措置をとることを勧告できることとする。

四、再開発地区整備計画についての要請

再開発地区計画区域内で再開発地区整備計画が定められていない区域内の権利者は、建築物、公共施設等の整備に関する事項を内容とする協定を締結した場合には、再開発地区整備計画を定めるべきことを要請できることとする。

五、権利変換手続の特則の拡充等

地方公共団体等の施行する市街地再開発事業について、全員同意による権利変換手続または管理処分手続

の特則を設けることとする。

第二 建築基準法の改正

再開発地区計画区域内の制限の緩和等

1 再開発地区計画区域内において、計画の内容に適合する建築物で特定行政庁が支障がないと認めるものについては、容積率を緩和することができることとする。

2 再開発地区計画区域内において、敷地内に空地が確保されている等により、特定行政庁が支障がないと認めて許可した建築物については、斜線制限を緩和できることとする。

3 再開発地区計画区域内の建築物に対する用途制限の例外許可について、特例を設けることとする。

委員長報告

ただいま議題となりました都市再開発法及び建築基準法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、市街地における都市環境の改善、住宅、事務所等の供給促進の必要性が高まっている現状にかんがみ、

市街地の計画的な再開発を推進するため、市街地再開発事業について施行区域要件の緩和、権利変換手続の特則の拡充等を行うとともに、一体的かつ総合的な市街地の再開発を誘導するための再開発地区計画に関する都市計画を創設し、再開発地区計画の区域内の建築物等に対する制限の特例措置を講じようとするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同を代表して小川理事より反対、自由民主党を代表して福田理事より賛成、日本共産党を代表して上田委員より反対の意見が述べられ、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

土地区画整理法の一部を改正する法律案（閣法第六六号）

要旨

本法律案は、土地区画整理事業を推進して健全な住宅市街地の造成を図るため、個人施行者制度の拡充、参加組合

員制度の創設、宅地地積の適正化のための措置の拡充等を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一、個人施行者制度の拡充

住宅・都市整備公団その他土地区画整理事業を施行するために必要な資力、信用及び技術的能力を有する者であつて一定の要件を満たすものは、地権者の同意を得て、個人施行者として土地区画整理事業を施行することができる。

二、参加組合員制度の創設

土地区画整理組合が施行する事業において、住宅・都市整備公団等の公的主体で定款で定められたものは、事業費の一部を負担して参加組合員となり、換地処分時に保留地に充てるべき土地の一部を取得することができる。

三、宅地地積の適正化のための措置の拡充等

地方公共団体等が施行する土地区画整理事業において、小規模な宅地の所有者及びその宅地に隣接する宅地の所有者の申し出があつた場合には、施行地区内の土地の共有持分を与える共有換地を認める。

委員長報告

ただいま議題となりました土地区画整理法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、土地区画整理事業を推進して健全な住宅市街地の造成を図るため、個人施行者制度を拡充するとともに、土地区画整理組合が施行する土地区画整理事業に参加組合員制度を創設するほか、小規模宅地に対する宅地地積の適正化の措置を拡充しようとするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して上田委員より、反対の意見が述べられ、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し四項目の附帯決議を付すことに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

半島振興法の一部を改正する法律案（衆第八号）

要旨

本法律案は、半島振興法の実施状況にかんがみ、半島循環道路、基幹的市町村道、小型航空機用飛行場等の整備の促進を図ろうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一、半島循環道路等の整備

国は、半島振興計画に基づく事業のうち、半島振興対策実施地域を循環する主要な道路または半島振興対策実施地域と政令で定める交通施設とを連絡する主要な道路で、特に重要と認められるものの整備事業については、その円滑な実施が促進されるよう特に配慮する。

二、基幹的市町村道等の整備

半島振興対策実施地域における基幹的な市町村道、農道、林道及び漁港関連道の新設及び改築については、都道府県がかかわって行うことができるものとし、その経費について後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律を適用する。

三、小型航空機用飛行場等の整備

国は、地方公共団体が半島振興計画に基づいて実施する小型の航空機の用に供する公共用飛行場等の整備事業について、その円滑な実施が促進されるよう適切な配慮をする。

委員長報告

一七一ページ参照

○予算委員会

予算（九件）

番号	件名	提出月日	参議院			衆議院			備考
1	昭和六十二年一般会計補正予算（第2号）	六三、二五	付託 （予） 可	委員 議決 可	本院 議決 可	付託 六三、二五	委員 議決 可	本院 議決 可	
2	昭和六十二年特別会計補正予算（特第2号）	二五	（予） 可	二〇〇 決 可	二〇〇 決 可	二五	二二八 決 可	二二八 決 可	
3	昭和六十二年政府関係機関補正予算（機第2号）	二五	（予） 可	二〇〇 決 可	二〇〇 決 可	二五	二二八 決 可	二二八 決 可	
4	昭和六十三年一般会計予算	二五	（予） 可	四七 決 可	四七 決 可	二五	三〇〇 決 可	三〇〇 決 可	
5	昭和六十三年特別会計予算	二五	（予） 可	四七 決 可	四七 決 可	二五	三〇〇 決 可	三〇〇 決 可	
6	昭和六十三年政府関係機関予算	二五	（予） 可	四七 決 可	四七 決 可	二五	三〇〇 決 可	三〇〇 決 可	
7	昭和六十三年一般会計暫定予算	四二	（予） 可	四五 決 可	四五 決 可	四二	四四 決 可	四四 決 可	
8	昭和六十三年特別会計暫定予算	四二	（予） 可	四五 決 可	四五 決 可	四二	四四 決 可	四四 決 可	

昭和六十二年一般会計補正予算(第2号) (閣予第一号)
 昭和六十二年特別会計補正予算(特第2号) (閣予第二号)
 昭和六十二年政府関係機関補正予算(機第2号) (閣予第三号)

委員長報告

ただいま議題となりました昭和六十二年補正予算三案の委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

今回の補正は、歳出において給与改善費、義務的経費の追加、国民健康保険特別交付金等、特に緊要となった事項等について措置を講ずることとしており、歳出の追加総額は二兆六千百十四億円となっております。

他方、既定経費の節減、予備費の減額により、五千七百七十五億円の修正減少を行っております。

歳入につきましては、最近までの収入実績にかんがみ、

租税及び印紙収入一兆八千九百三十億円の増収を見込むとともに、前年度剰余金の受け入れを計上し、他方特別公債一兆三千二百二十億円の減額を行うこととしております。本補正の結果、昭和六十二年補正予算の総額は、歳入歳出とも成立予算に対し二兆三百三十九億円増加し、五十八兆二千百四十二億円となります。

また、一般会計予算の補正等に関連して、国立学校特別会計等二十七の特別会計予算と国民金融公庫等三公庫の政府関係機関予算について所要の補正が行われております。

補正予算三案は、一月二十五日、国会に提出され、二十九日、宮澤大蔵大臣より趣旨説明を聴取し、衆議院からの送付を待って二月十九日、二十日の二日間にわたり、竹下内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、国政全般にわたり熱心な質疑が行われました。

補正予算に直接関連する質疑として、「本来補正予算は、義務的経費の不足や当初予算編成後特に緊要となった事項

について作成すると制限的に規定されているが、今回の補正予算には自動車損害賠償責任再保険特別会計への追加繰り入れや国民健康保険特別交付金のように当初予算に計上しなかった事項が含まれるなど緊要性に欠けており、財政法に違反しているのではないか。また、当初予算に対し巨額な税の自然増収が発生したのは、政府が意図的に税の過小見積もりを行ったからではないか」との質疑がありました。

これに対し竹下内閣総理大臣及び宮澤大蔵大臣より、「六十二年度当初予算では大量の赤字公債を発行する苦しい歳入事情と歳出における緊要性の優先度を判断し編成したが、その後、歳入に余裕が生じたので元来繰り入れを要請されていた自動車損害賠償責任再保険特別会計への追加あるいは退職者医療制度創設に伴う国民健康保険特別交付金を今回の補正予算に計上したもので、財政法に違背するものではない。税収見積もりを見誤ったのは事実であり、おわび申し上げる。円高不況に対応し、税収を減額した六十一年度補正予算を前提に六十二年度の税収見通しを行い、その後経済の拡大や財テクの影響等を把握できなかったことが原因であり、決して政府が意図的に過小見積もりをしたわ

けではない。財政当局は総力を挙げて税収の見積もりを行っているが、日本経済の力強い潜在力や世界経済の影響などもあり、これを的確に予測することは容易でないことをぜひ御理解願いたい」との答弁がありました。

質疑は、このほか装備事前集積と日米安保条約の関係、INF協定後の日本の防衛政策の方向、税制改革、農産物の輸入自由化、土地・住宅対策、沖縄問題等広範多岐にわたって行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

本日をもって質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同を代表して小川委員が反対、自由民主党を代表して吉川委員が賛成、公明党・国民会議を代表して矢原委員が反対、日本共産党を代表して吉川委員が反対、民社党・国民連合を代表して勝木委員が反対の旨、それぞれ意見を述べられました。

討論を終局し、採決の結果、昭和六十二年度補正予算三案は賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

昭和六十三年年度一般会計予算（閣予第四号）

昭和六十三年年度特別会計予算（閣予第五号）

昭和六十三年年度政府関係機関予算（閣予第六号）

委員長報告

ただいま議題となりました昭和六十三年年度予算三案の予算委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

昭和六十三年年度予算は、景気回復二年目の経済の足取りを確実なものとするため、内需拡大に配慮するとともに、他方、昭和六十五年度特例公債依存体質から脱却するとの目標を達成するため、歳出の徹底した見直し、合理化を行う方針に従って編成されておりますが、その内容は既に宮澤大蔵大臣より財政演説において説明されておりますので、これを省略させていただきます。

昭和六十三年年度予算三案は、一月二十五日国会に提出され、二十九日に宮澤大蔵大臣より趣旨説明を聴取し、衆議院からの送付を待って三月十一日より審議に入りました。自来、本日まで審査を行ってまいりましたが、その間、三月二十二日に公聴会を開き、また集中審議及び委嘱審査を

それぞれ三日間にわたって行う等、終始慎重かつ濃密な審査を行ってまいりました。

以下、質疑のうち主なもの若干につき、その要旨を御報告申し上げます。

まず、竹下内閣の政治姿勢に関し、「中曽根政治の継承を唱える竹下総理大臣の政治に対する考え方と姿勢を明らかにされたい。今、竹下内閣が進めようとしている大型間接税導入のような重大な公約や政策を変更する際は選挙による国民の審判が必要ではないか」等の質疑がありました。これに対し、竹下内閣総理大臣より、「中曽根内閣のもので取り上げられた行財政、税制、教育の諸改革を推進する意味で前政権の継承である。私は政治の対立と抗争の中に進歩はなく、対話と協調の中にこそ発展があると考え、国民の合意形成には忍耐強く対応しながら、最終的にはみずからの責任で決断し、調和と活力の政治に努めてまいりたい。政策に対する国民の合意尺度の一番の素材は国会の論議であり、政策変更が必要なたびに国民に信を問うとの論理は必ずしも妥当ではない。衆参両院議員はそれぞれの任期を大切に、政策に対する国民の合意のありかを冷静に見きわめるのがあるべき姿と思う」旨の答弁がありました。

経済、景気動向につきまして、「政府は昭和六十三年
度実質経済成長率を三・八%と見込んでいるが、最近の景気
拡大の傾向から見て低過ぎないか。内需主導型の経済を定
着させる上から六十二年と同様、国内需要の伸び率を五
%台に引き上げる努力をすべきではないか」等の質疑があ
りました。

これに対し、竹下内閣総理大臣及び中尾経済企画庁長官
から、「昭和六十三年の実質経済成長率について強気の
見方もあるが、政府は外需が対外不均衡是正の過程を通じ
マイナス%と見込む一方、内需が個人消費や民間設備投
資を中心に着実な伸びを期待し、四・七%増加とし、成長
率を三・八%と慎重な見通しを立てている。六十三年度の
経済運営に当たり、政府は景気回復二年目を確実なもの
とするため、六十三年度予算では一般公共事業費を前年度比
二〇%増しとする等内需拡大を最重点に推進することにし
ている」旨の答弁がありました。

なお、「金融政策の指標とも言うべきマネーサプライの
長期二けた増は今後の景気や物価に悪影響を与えないか」
との質疑があり、これに対し、澄田日本銀行総裁から、「昨
年夏から秋にかけて建築資材等の商品市況や卸売物価が上昇

したが、その後、資材の供給増や原油価格の軟化等もあり、
物価情勢は落ちついている。しかし、マネーサプライは現
在、実体経済に比べ、かなり高い伸びを続けており、経済
活動の活発化に伴い需給関係がタイトになることも予想さ
れるので先行きに目配りを怠ってはならない」旨の答弁が
ありました。

財政問題につきまして、「財テク等による税の自然増収
に頼って六十五年度に財政再建を達成するとの政府の見通
しは甘くないか。仮に目標を達成したとしても、財政再建
までを条件に十二兆円を超える一般会計の負担繰り延べ分
はどのように処理するのか。地方自治体への補助率削減の
負担転嫁は暫定期限切れの六十三年度で終了すると理解し
ていいか」等の質疑がありました。

これに対し、竹下内閣総理大臣、宮澤大蔵大臣及び梶
山自治大臣から、「六十一年度の税の増収は企業の財テク
等による一過性の要因が大きく、租税弾性値も二を超える
異常な状況であったが、六十二年度は昨秋以降の経済好
転により本来の税収増加となっている。昨今の日本経済は
順調に推移しており、現在の経済状況が二、三年続いて税
収が予定どおり確保されれば六十五年度特例公債依存体質

からの脱却は可能だし、初めて射程圏内にとらえた財政再建達成に努力をしなければならぬ。特例公債からの脱却を図るため、一方で経常経費の削減に努力し、他方で経費の性格、各会計の運用状況等に応じて相当多額の負担繰り延べをお願いしたが、既に一兆一千五百億円の繰り戻しを行ったものの、財政再建達成後、これらの借金を、急ぐものから順次返済していく考えで財政運営は依然厳しい状況が続く。地方自治体への国庫補助率の引き下げは国の苦しい財政事情を背景に六十三年度までの暫定措置として実施された。六十四年度以降は原則としてもとの補助負担率に戻ると考えているが、具体的には六十四年度予算編成時までに関係省庁の協議で決められると理解している」旨の答弁がありました。

税制改革につきまして、「国民生活に深刻な影響を及ぼす大型間接税の導入を急ぐ理由は何か。竹下総理大臣が衆議院予算委員会で示した大型間接税六つの懸念は、間接税の本質的性格で、総理の言う中和、克服は不可能ではないか。税制改革で所得、消費、資産に均衡のとれた税体系を構築すると言うなら、具体的な税体系と定量的な税構造を示すべきである。さらに、新型間接税を導入する前に、株

式譲渡益に対する原則課税や企業の保有する土地への資産再評価税の実施、海外進出大企業の税逃れの改革等現行税制のひずみや不公平をまず最優先に是正すべきではないか」等の質疑がありました。

これに対して、竹下内閣総理大臣及び宮澤大蔵大臣から、「現在、所得税、法人税の負担が重いため、勤労意欲がそがれ、特に中堅勤労所得者の重税感と不公平感を放置しておくことはできない。その一方、現行の間接税は個別消費税であるため、課税に不均衡が生じ、公平性等の問題を内在している。さらに、今後の高齢化社会における勤労所得者の税負担は現在の三倍にも達し、事実上不可能な高負担が予想される。したがって、今から広く薄く、社会全体で負担する税制に抜本的に改めていくことが必要である。大型間接税に関する見解は、大型との呼び方で間接税に対する国民の懸念が増幅されている点を六つに整理したものである。まず、懸念される中堅所得者の負担感の増大、所得に対する逆進性、あるいは低所得者層の間接税負担については、所得税の累進税率の緩和、課税最低限の引き上げ等税構造全体の中で対処し、さらに生活保護基準の改定等歳出を含む政策的配慮を行うことで全体として中和できる。

次に、新税導入による事業者の事務負担増やインフレ懸念については、日本の商慣習に応じ、簡素な仕組みを工夫するとともに、税金の転嫁による値上がりについては、実施時一回限りであり、適切な経済政策で対応することにする。これら各般の施策を講ずることで大型間接税の懸念は克服できるのではないかと考えている。現在、単一の税で負担の公平等税制に要請される各種の理念を満たすことは困難であり、所得、消費、資産の各租税を適切に組み合わせた税体系を構築することが必要である。しかし、課税対象別の望ましい負担比率を具体的数値で示すことは困難である。御提案の税制改革のうち、有価証券譲渡益課税は値上がり益等の正確な把握が前提であり、課税徹底には納税番号の採用等が必要で、それによるプライバシーの保護や経済取引上の難点等問題も多く、現在、税制調査会で検討している段階である。企業に対する資産再評価税は、含み益という実現されていないものへの課税であること等税法上の妥当性及び執行上も問題がある。海外で所得を得ている企業で法人税を納めない場合が起こるのは、二重課税回避のため国際的に認められた課税方式によるもので不公平税制ではない。しかし、控除額については批判もあるので削減す

る方向で検討している」旨の答弁がありました。

農業問題について、「今の日本農業は国際化の厳しい環境下に置かれているが、今後どう発展させていくか。佐藤農林水産大臣の訪米にもかかわらず、日米牛肉、オレンジ協定交渉は中断のやむなきに至ったが、交渉の経過と今後の対応策を聞きたい」等の質疑がありました。

これに対して、竹下内閣総理大臣及び佐藤農林水産大臣から、「農業は食糧の安定供給を初め、活力ある地域社会の維持、国土の自然環境の保全等の重要な役割を担っている。政府は一昨年の農政審議会報告を踏まえ、構造政策を進め、適正価格による食糧の安定供給はもちろん、農村社会全体の活性化を図っていく考えである。牛肉、オレンジの市場開放については、自由化が困難である日本の実情を説明し、アメリカに対して現実的対応を迫ったが、物別れに終わった。しかし、今後とも引き続いて日米二国間の話し合いを継続することに合意しているので、一日も早い円満な話し合いにより決着をつけたい」旨の答弁がありました。

防衛問題につきまして、まず、「INF協定の締結に伴い国際軍事情勢がデタントの方向に変わる中で、我が国が

何ゆえ防衛力増強を進めるのか。総額明示方式の中期防衛力整備計画も、思いやり予算の急増等から防衛費の歯どめ機能が既に破綻しているのではないか。ポスト中期防衛力整備計画をどのように考えているか」等の質疑がありました。

これに対して、竹下内閣総理大臣及び瓦防衛庁長官から、「INF条約の署名は核軍縮の第一歩で高く評価するが、なお戦略核や通常兵力の問題、アフガン等を含む地域問題等東西関係は依然として対立している。そうした中で、我が国は防衛計画の大綱に定められた水準まで着実に防衛力の整備をする必要がある。十八兆四千億円程度の中期防衛力整備計画を決定した当時、在日米軍駐留経費の日本側負担の増額は予想していなかったが、毎年度予算で事業内容を精査、経費を絞り込む一方、当初計画におくれるものも出るのでこれらの余裕の範囲で処置し、中期防の範囲内で対応していく。ポスト中期防については、六十六年以降も新たな防衛力整備計画が必要であり、平和憲法、非核三原則、専守防衛、他国に脅威を与えないとの基本に立ち、国際軍事情勢、経済財政事情等を勘案し、効率的な防衛力のあり方を追求することとし、安全保障会議に諮り、年内に

も検討に着手したい」旨の答弁がありました。

次に、瓦防衛庁長官の本年一月の訪米で合意した有事来援研究について、「日米有事来援研究の範囲と内容を明らかにせよ。米軍装備の事前集積、いわゆるボンカスは極東有事にも利用される危険性があり、また有事法制の制定も必要となるのではないか」等の質疑があり、これに対して、竹下内閣総理大臣、宇野外務大臣及び瓦防衛庁長官から、「今回の日米有事来援研究の範囲は日米安全保障条約第五条の日本有事に限定しており、第六条の極東有事を想定していない。研究内容も防衛協力に関する指針に沿って行われる作戦研究等の一環であり、研究結果については日米両国いずれも新たな義務や責任を負うものではなく、それぞれの立場で判断することとなっている。日本への米軍装備の事前集積及びその使用は、安保条約の目的にたがわない限り問題はない。有事来援研究には有事法制は含まれておらず、内閣としては研究の各段階において防衛庁より経過を聞き、冷静に対応していく」旨の答弁がありました。

質疑は、このほか日米科学技術協定の取り扱い、アパルトヘイトに対する日本の対応、外国為替市場への介入と円の安定、産業空洞化及び雇用問題、中国残留孤児対策、留

学生の受け入れ、災害遺児育英奨学制度の創設、外国人不法就労問題及び土地利用問題等広範多岐にわたりましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

かくて、本日をもって質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同を代表して千葉委員が反対、自由民主党を代表して小島委員が賛成、公明党・国民会議を代表して及川委員が反対、日本共産党を代表して吉川委員が反対、民社党・国民連合を代表して勝木委員が反対の旨、それぞれ意見を述べられました。

討論を終局し、採決の結果、昭和六十三年度予算三案はいずれも賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

昭和六十三年度一般会計暫定予算（閣予第七号）

昭和六十三年度特別会計暫定予算（閣予第八号）

昭和六十三年度政府関係機関暫定予算（閣予第九号）

委員長報告

ただいま議題となりました昭和六十三年度暫定予算三案

の予算委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

今回の暫定予算は、昭和六十三年度予算が年度内に成立していないため、国政運営に支障を来すおそれがありますので、四月一日から八日までの期間について編成されたものであります。

暫定予算の編成は、本予算成立までの応急措置であることにかんがみ、歳出につきましては、暫定予算期間中における人件費、事務費等の経常的経費のほか、行政運営上必要最小限度の額にとどめ、新規施策の経費は、教育及び社会政策上の配慮から特に措置することが適当と認められるものを除き、原則として計上しないことしております。

一方、歳入につきましては、暫定予算期間中の税収及び税外収入を見込むほか、前年度剰余金を計上いたしております。

以上の結果、一般会計暫定予算の規模は、歳入総額二百一十億円、歳出総額三兆九百十五億円となって、三兆七百四億円の歳出超過となりますが、国庫の資金繰りにつきましては、必要に応じ大蔵省証券を発行することができるとにしております。

なお、特別会計及び政府関係機関の暫定予算につきましても、一般会計に準じて編成されております。

これら暫定予算三案は、四月二日、国会に提出され、四日、衆議院からの送付を待って、本日、大蔵大臣から趣旨説明を聴取した後、質疑を行いました。

質疑のうち、暫定予算にかかわる点につきまして、「三月下旬の時点で、予算委員長から暫定予算提出準備の要請があったにもかかわらず、暫定予算の提出を怠ったため、予算の空白を生じた上に、暫定予算提出が新年度に入ってから行われるといった異例の事態を招いた責任をどう考えるか。予算空白中の支出は憲法、財政法の規定に反するのではないか。予算の空白が予想される場合、暫定予算を速やかに提出すべきではないか」との質疑がありました。

これに対して、竹下内閣総理大臣、宮澤大蔵大臣及び味村内閣法制局長官より、「暫定予算を準備すべきとの原予算委員長よりの要請を重く受けとめ、政府としては暫定予算を準備しつつも、一日も早い予算成立のため審議に対し最大限の努力を払ってきたが、年度内に予算が成立せず、しかも四月六日に多額の恩給支払いが必要となるため、新年度に入ったが暫定予算を提出することになった。予算の

空白期間は憲法及び財政法の子想していない事態であり、その間、国政運営上支障が生じないよう、長年の慣行で、違法とのそしりを受けない限度でやりくりしてきており、法律違反ではないが、好ましくないと考えている。暫定予算の提出は政府の責任であるが、その提出時期について、本予算の年度内成立の時期判断が政治的に非常に難しい上に、参議院審議権確保を考慮する等の問題がある。さらに、予算審議と憲法及び国会法との関連もあり、なお多くの検討を要する課題があるが、政府としては財政法の規定するあるべき財政運営の状況に近づけるよう努力する」旨の答弁がありました。

質疑は、このほか広範多岐にわたりましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、直ちに採決を行い、昭和六十三年度暫定予算三案は、いずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○決算委員会

予算費等承諾を求めるの件（七件）

（衆）は提出時の先議院

件名	先議院	提出月日	参議院		衆議院		備考
			付託委員会	議決委員会	付託委員会	議決委員会	
昭和六十一年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）	（衆）	六三、二二七 国（第百八回会）	六三、五〇〇	承六三、五〇六 議決	承六三、五〇六 議決	承六三、五〇六 議決	百八回国会 百九回国会 百十回国会 百十一回国会 衆 継 統
昭和六十一年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）	〃	二二七 国（第百八回会）	五〇〇	承五〇六 議決	承五〇六 議決	承五〇六 議決	
昭和六十一年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）	衆	二二六	六三、二二六 （予）	承五〇六 議決	承五〇六 議決	承五〇六 議決	
昭和六十一年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）	〃	二二六	一三二六 （予）	承五〇六 議決	承五〇六 議決	承五〇六 議決	
昭和六十二年一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）	〃	六三、二二六	六三、二二六 （予）	承五〇六 議決	承五〇六 議決	承五〇六 議決	
昭和六十二年特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）	〃	二二六	二二六 （予）	承五〇六 議決	承五〇六 議決	承五〇六 議決	
			二二六	承五〇九 議決	承五〇九 議決	承五〇九 議決	

決算その他（七件）

備考欄記載事項は本院についてのもの

件名	提出月日	参議院		衆議院		備考
		付託	委員会議決	付託	委員会議決	
昭和六十年年度一般会計歳入歳出決算、昭和六十年年度特別会計歳入歳出決算、昭和六十年年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和六十年年度政府関係機関決算書	六三、一三〇 (第百八回国会)	七六	七六 継続審査	二二六	二二六 継続審査	百八回国会 未了 百九回国会 百十回国会 百十一回国会 継続
昭和六十年年度国有財産無償貸付状況総計算書	一三〇 (第百八回国会)	七六	七六 継続審査	二二六	二二六 継続審査	百八回国会 百九回国会 百十回国会 百十一回国会 継続
昭和六十一年度一般会計国庫債務負担行為総調書（その1）	二二七 (第百八回国会)	二二七	六三、五二六 議決 六三、五二八 議決	二二六	六三、五二九 議決 六三、五三〇 議決	百八回国会 百九回国会 百十回国会 百十一回国会 継続
昭和六十一年度一般会計歳入歳出決算、昭和六十一年度特別会計歳入歳出決算、昭和六十一年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和六十一年度政府関係機関決算書	二二六	六三、五二八	六三、五二八 継続審査	六三、五二三	六三、五二三 継続審査	大蔵大臣報告 六三、五二八
昭和六十一年度国有財産増減及び現在額総計算書	六三、二二九	二二九	二二九 継続審査	二二九	二二九 継続審査	

件名	提出月日	参議院		衆議院		備考
		付託	委員会議決	付託	委員会議決	
昭和六十一年度国有財産無償貸付状況総計算書	六三、一二五	六三、一二五	継続審査	六三、一二五	継続審査	

<p>昭和六十一年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（第百八回国会提出）</p> <p>昭和六十一年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（第百八回国会提出）</p> <p>昭和六十一年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）（第百八回国会提出）</p> <p>昭和六十一年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）</p> <p>昭和六十一年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）</p> <p>昭和六十二年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）</p>	<p>昭和六十二年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）</p> <p>委員長報告</p> <p>ただいま議題となりました昭和六十一年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）外六件並びに昭和六十一年度一般会計国庫債務負担行為総調書（その1）以上八件につきまして、決算委員会における審査の経過及び結果について御報告申し上げます。</p> <p>まず、予備費関係七件は、憲法及び財政法の規定に基づき国会の事後承諾を求めるため提出されたものでありまして、その内容は、昭和六十一年四月から同六十二年十二月までの間において使用または増加の決定がなされた一般会</p>
--	--

計、特別会計の予備費関係経費であり、その主な費目は、国民健康保険事業に対する国庫負担金、衆議院議員総選挙等経費、児童保護措置費等の不足を補うために必要な経費、並びに災害復旧、総理の外国訪問、主要国首脳会議の開催、老人医療費等補助等に必要な経費などであります。

次に、昭和六十一年度一般会計国庫債務負担行為総調書（その1）は、昭和六十一年度に発生した災害の復旧事業の実施が同六十二年度に及ぶものについて、同六十一年度においてその事業費につき債務負担行為を行ったことについて、財政法の規定に基づき国会に報告されたものであります。

委員会におきましては、これら八件を一括して熱心な審査をいたしました。が、質疑の内容につきましては会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終了し、直ちに討論に入りましたところ、日本共産党を代表して橋本委員より、昭和六十一年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）、同（その2）以上二件については賛成、他の予備費関係五件には反対するとの意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、予備費関係七件につきまし

て、多数をもって承諾を与えるべきものと議決され、また、国庫債務負担行為一件につきましては全会一致をもって異議がないと議決された次第であります。

以上、御報告申し上げます。

昭和六十一年度一般会計国庫債務負担行為総調書（その1）
（第百八回国会提出）

委員長報告

前ページ参照

○議院運営委員会

衆議院議員提出法律案（二件）

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送 付月 日	本院へ提 出月 日	参議院 委員会 議決	衆議院 委員会 議決	備考
5	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案	議院運営委員長 (三、三五)	六三、三二五	六三、三二五	付託 (予)可 五二八 可決	付託 (予)可 五二八 可決	
11	国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案	議院運営委員長 (五、二七)	五二七	五二七	付託 (予)可 五二八 可決	付託 (予)可 五二八 可決	

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第五号）

要旨

本法律案は、国会議員の職務の遂行に資するため、議長、副議長及び議員に対し、その選択により、特殊乗車券または各議院が発行する航空券引換証のいずれかを交付するとともに、文書通信交通費の月額を七十五万円（現行六十五万円）に改定しようとするものである。

委員長報告

ただいま議題となりました国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして御報告いたします。

本法律案は、本年四月から文書通信交通費の月額を七十五万円に改定するとともに、国会議員の職務の遂行に資するため、議長、副議長及び議員に対し、その選択により、特殊乗車券または各議院が発行する航空券引換証のいずれかを交付しようとするものであります。

委員会におきましては、審査の結果、可決すべきものと全会一致をもって決定いたしました。
以上、御報告いたします。

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第一一〇号）

要旨

本法律案は、国会議員の秘書の特殊性にかんがみ、議員の任期満了又は衆議院の解散により身分を喪失した国会議員の秘書にかかる健康保険及び厚生年金保険の適用について、特例措置を講じようとするものである。

委員長報告

ただいま議題となりました国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、御報告いたします。

本法律案は、議員の任期満限または衆議院の解散による選挙後、再び国会議員の秘書となった者については、これらの期間中、給料が支給される場合に限り、特例として、

健康保険については、任意継続被保険者としての保険料の二分の一を議院が負担することとし、厚生年金保険については、その保険料相当額を納付することを要件として、被保険者の資格を喪失しなかったものとしようとするものであります。

委員会におきましては、審査の結果、可決すべきものと全会一致をもって決定いたしました。
以上、御報告申し上げます。

であり、その主な内容は次のとおりである。

一、目的の改正

本法の目的の一つとして「核燃料物質の防護」を明確に位置付けた。

二、特定核燃料物質の定義

プルトニウム、ウラン二三三等を特定核燃料物質として定義し、特に慎重な取り扱いが必要なものとした。

三、特定核燃料物質の防護に関する規定の新設

(1) 特定核燃料物質の防護措置

製錬事業者等に対して、特定核燃料物質を取り扱う場合に防護のための区域の設定、施設等並びに、特定核燃料物質の防護上必要な設備及び装置の整備等を義務づけた。

(2) 製錬事業者等の核物質防護規定

製錬事業者等は府省令で定めるところにより、核物質防護規定を設け主務大臣の認可を受けなければならない。

(3) 核物質防護管理者の選任

製錬事業者等は、特定核物質の防護に関する業務を統一的に管理させるため、特定核物質の取り扱いの知

識等が府省令の要件を満たす者の中から核防護管理者を選任しなければならない。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、科学技術特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、核物質の防護に関する条約への加入に当たって必要な体制整備を行うため、特定核物質を取り扱う事業者等に対し、防護のための区域の設定をはじめとする、特定核物質の防護に必要な措置の基準を明確にしようとするものであります。また、特定核物質に関する業務を統一的に管理するため、核物質防護管理者の選任の義務づけを行うとともに、特定核物質の輸送に際し、所定の防護措置を義務づけるなど、所要の規定の整備を行うほか、特定核物質を用いた犯罪に関して処罰の規定を設けようとするものであります。

委員会におきましては、原子力施設における特定核物質の防護措置の方法、特定核物質防護管理者の選任基準、輸送時における防護措置、低レベル及び高レベル放射性廃棄

物の処理・処分技術開発、海外からの返還廃棄物対策、ブルトニウム空輸に伴う危険性、核ジャック対策等広範にわたり質疑が行われ、さらに参考人から、意見を聴取するなど長時間にわたる熱心な審議が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同を代表して稲村委員より本法律案に対し反対の旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、四項目からなる附帯決議案が提出され、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

昭和六十三年度から昭和六十七年度までの間においても、政府は、補償給付の支給等に要する費用の一部に充てるため、自動車重量税の収入見込み額の一部に相当する金額を公害健康被害補償予防協会に対して交付するものとする。

四、施行期日

この法律は、昭和六十三年四月一日から施行すること。

委員長報告

ただいま議題となりました公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、環境特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、昨年の公害健康被害補償制度の改正を踏まえ、健康被害予防事業を安定的かつ確実に、また既被認定者に係る補償費用の財源を確保するために所要の改正を行うものであり、その主な内容は次のとおりであります。

第一は、政府から公害健康被害補償予防協会に対し出資を行い、これを健康被害予防事業のための基金に充てることとあります。政府の出資額は、昭和六十三年度において一億八千百万円とされており。

第二は、自動車重量税からの財源措置を引き続き延長することとあります。補償給付の支給等に要する費用のうち二割分については、自動車に係る分として制度発足以来本年度まで自動車重量税の収入見込み額の一部に相当する金額を充ててきたところでありますが、この措置を昭和六十三年度から昭和六十七年度までの五年間延長するものであります。

委員会におきましては、指定解除直前の申請者急増が及ぼす事業計画への影響、自治体独自の救済制度に対する政府の行政指導のあり方、基金の積み上げ方式が既被認定者の認定更新に与える影響の有無、自動車メーカーの拠出額と国の出資額の根拠、制度離脱者に対するフォローアップ事業のあり方等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

次いで、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して沓脱委員より本法律案に反対の旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し、補償給付に要する費用の徴収方法は

今後とも汚染原因者負担の原則にのっとりべきこと、基金への拠出が確実かつ十分に行われるとともに、健康被害予防事業が効果的に実施されるべきこと、交通公害対策を総合的に推進するとともに、これに必要な費用負担のあり方を長期的見地から検討すること等、七項目にわたる附帯決議が全会一致で付されました。

以上、御報告申し上げます。

○沖繩及び北方問題に関する特別委員会

内閣提出法案（二件）

81	番号	件名	院議先	提出月日	参議院	衆議院	備考
律案	沖繩振興開発特別措置法の一部を改正する法律案	衆	衆	三、四二	付託 三、四二 (予)	議決 三、五三 可決	
					議決 三、五八 可決	付託 三、四二	
					議決 三、五九 可決	議決 三、五〇 可決	

沖繩振興開発特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第八一号）

要旨

本法律案は、沖繩復帰時に特殊法人として設立された沖繩電力株式会社の民営化を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、同社の事業計画や定款変更等に関する通産大臣の認可等、政府の監督規定を削除すること。
- 二、民営化後の同社の資金調達円滑化を図るため、沖繩振興開発金融公庫の一般電気事業会社に対する貸付金に

ついて、一般担保制度を設けること。
三、同社に対する事業税、固定資産税及び登録免許税の現行軽減措置を継続すること。

委員長報告

ただいま議題となりました沖繩振興開発特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、沖繩及び北方問題に関する特別委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、沖繩における電気の供給を民間会社が行うことができる環境が整備された現状にかんがみ、復帰時に

特殊法人として設立された沖繩電力株式会社の民営化を図ろうとするものであって、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、現在、沖繩振興開発特別措置法の中に規定されております、事業計画、定款変更等に関する通産大臣の認可等、沖繩電力株式会社に関する政府の監督規定を削除すること、第二に、民営化後の沖繩電力株式会社の資金調達の円滑化を図るため、沖繩振興開発金融公庫の一般電気事業会社に対する貸付金について、一般担保制度を設けることなどであります。

委員会におきましては、沖繩振興開発による電力需要の拡大、民営化後の電気料金水準、現行助成措置の継続、政府保有株式の売却方法と売却益の活用、等の質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して市川正一委員より、原案に反対する旨の意見が述べられました。討論を終わり、採決の結果、本法律案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、自由民主党、日本社会党・護憲

共同、公明党・国民会議、民社党・国民連合、二院クラブ・革新共闘、サラリーマン新党・参議院の会の各派共同提案に係る、民営化後の適正な電気料金水準の確保等についての附帯決議を賛成多数をもって行いました。

以上、御報告申し上げます。

○土地問題等に関する特別委員会

内閣提出法律案（一件）

78	番号	件名	院議先	提出日	付託	委員	議決	院議	衆議	院議	備考
		多極分散型国土形成促進法案	衆	三、三五	三、四七	議決	可決	議決	衆議	議決	三、四二三 衆本会議趣旨説明 四二七 参本会議趣旨説明

多極分散型国土形成促進法案（閣法第七八号）

要旨

本法律案は、人口及び行政、経済、文化等に関する機能の特定の地域における過度の集中を是正し、国土の均衡ある発展を図るため、国の行政機関等の東京都区部からの移転、地方における振興拠点地域の開発整備及び大都市地域における業務核都市の整備を推進するための措置を講ずるとともに、住宅等の供給と地域間の交流を促進すること等により、多極分散型国土の形成を促進しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一、国の行政機関等の移転等

(一) 国は、行政機関及び特殊法人の新設等に当たっては、多極分散型国土の形成に配慮するものとし、東京都区部に立地する行政機関等について、移転基本方針に基づき、東京都区部からの移転に努めるとともに、内閣総理大臣は、行政機関等の東京都区部への立地等に際し、関係大臣に意見を述べることができる。

(二) 国及び地方公共団体は、民間の工場、事務所等が適正に配置されるよう、必要な措置を講ずるよう努める。

二、地方の振興開発

(一) 国及び地方公共団体は、地方の振興開発を推進する

ため、大都市における都市機能の増進、農山漁村における生活環境、産業基盤等の整備、人口の著しい減少等によりその基礎条件が著しく変化した集落の再編整備等の推進に努める。

(二) 都道府県は、地域の特性に即した産業、文化、学術研究、交流等に関する特色ある機能を集積させるため、地域における創意工夫を生かしつつ、振興の拠点となる地域の開発整備に関する基本構想を作成し、主務大臣の承認を申請することができる。

(三) 基本構想の実施に当たっては、税制上の特別措置、固定資産税等の不均一課税に伴う地方交付税補てん措置、地方債の特例、資金の確保、公共施設の整備の促進、農地法等による処分についての配慮、国土利用計画法に基づく監視区域の活用等の措置を講ずるほか、必要に応じ、関係する省庁と都道府県が集まり、本地域の開発整備に必要な事業や法令による処分が円滑かつ整合的に行われるよう協議するための促進協議会を組織することができる。

三、大都市地域の秩序ある整備

→ 国及び地方公共団体は、大都市地域の秩序ある整備

を推進するため、防災上必要な措置を講じつつ、大都市の機能の改善に資する施策の推進に努める。

(二) 内閣総理大臣は、東京圏について東京都区部への一極依存構造を是正し、その周辺地域に職住の近接した自立都市圏を形成するため、業務核都市の整備に関する基本方針を定めるものとし、都県は、これに基づき、業務核都市基本構想を作成し、主務大臣の承認を申請することができる。

(三) 基本構想の実施に当たっては、税制上の特別措置、地方債の特例、資金の確保、公共施設の整備の促進、国土利用計画法に基づく監視区域の活用等の措置を講ずる。

四、住宅等の供給の促進

国及び地方公共団体は、地域の特性に応じつつ、住宅及び宅地の供給の促進に関する施策を総合的に実施するものとし、著しい住宅地需要が存する大都市地域において、優良な宅地開発の促進及び宅地開発と鉄道新線建設の一体的な推進のために必要な措置を講ずるとともに、市街地における住宅等の供給を促進するため、土地の合理的かつ健全な高度利用が図られるよう努める。

五、地域間の交流の促進

国は、地域間の交通の利便性と情報の流通に関する地域格差の是正等に配慮しつつ、高速交通施設の総合的な体系の整備と情報・通信基盤の整備の促進に努めるとともに、地域間の経済、文化等に係る多様な交流の機会の増大等に努める。

六、権限の委任等

(一) 国は、多極分散型国土の形成に資するため、国の権限を地方公共団体またはその長に委任すること等に努める。

(二) 内閣総理大臣は、総合的かつ計画的に実施すべき多極分散型国土の形成の促進に関する事業について、関係行政機関、関係地方公共団体及び関係事業者相互間の連絡調整を行うこと等により、その円滑な実施に努める。

委員長報告

ただいま議題となりました多極分散型国土形成促進法案につきまして、土地問題等に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、東京圏への諸機能の一極集中が促進され、地価の高騰等の問題が発生している現状にかんがみ、人口及び諸機能の過度の集中を是正し、国土の均衡ある発展を図るため、国の行政機関等の東京都区部からの移転、地方における振興拠点地域の開発整備、大都市地域における業務核都市の整備を推進するための措置を講ずるとともに、住宅・宅地の供給の促進、地域間の交流の促進等について規定し、第四次全国総合開発計画の基本目標である多極分散型国土の形成を促進しようとするものであります。

委員会におきましては、参考人の意見を聴取する等熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して近藤委員より反対の意見が述べられ、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し四項目の附帯決議を付することに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○委員会付託^託に至らなかつたもの

内閣提出法律案（八件）

番号	件名	提出	提出 月日	参 議 院	衆 議 院	備 考
7	防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案	衆	六三、二九	付 議 決	衆 議 決	衆 本 會 議 趣 旨 説 明 六三、四二天
39	学校教育法の一部を改正する法律案	衆	三二、九		衆 議 決	
45	教育職員免許法等の一部を改正する法律案	衆	三、四		衆 議 決	
46	著作権法の一部を改正する法律案	衆	三、四		衆 議 決	
53	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案	衆	三、二		衆 議 決	
61	臨時教育改革推進会議設置法案	衆	三、五		衆 議 決	
82	行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報保護に関する法律案	衆	四、六		衆 議 決	
83	統計法及び統計報告調整法の一部を改正する法律案	衆	四、六		衆 議 決	

(4) 本会議決議

番号	件名	提出者	提出 月日	委員会 託議	委員会 決議	本会議 決議	備考
1	米国の軍事費大幅削減要求に関する決議案	外 上田耕一郎君 二 名	三、三六	未		了	
2	農畜産物十二品目の市場開放問題に関する決議案	外 神谷信之助君 一 名	三、二六	未		了	
3	第三回国際連合軍縮特別総会に関する決議案	外 森山眞弓君 六 名	三、五四			可 三、五五 決	

第三回国際連合軍縮特別総会に関する決議

米ソ両国により、中距離核戦力全廃条約が署名され、更に両国間で戦略核兵器の大幅削減を目指す交渉が進められていることは、核軍縮の促進のために明るい展望を開くものであり、今や全面完全軍縮ななく核兵器の廃絶という人類共通の究極の目標に対する期待には大なるものがある。

このような時に、本年、第三回国際連合軍縮特別総会が開催され、世界的規模で軍縮問題が討議されることは誠に意義深い。世界の恒久平和、特に、広島、長崎の惨禍が再び繰り返されないことを願い、非核三原則を国是として堅持する我が国民の軍縮特別総会に寄せる期待にも誠に強いものがある。

ついてはこの際、本院は、この総会において軍縮を一層促進させるため、政府が左の事項につき誠実に努力するよ

う要請する。

一 世界の平和と安全に特別の責任を有する米ソ両国に対し、戦略核兵器大幅削減の実現のために一層の努力を傾けるよう強く訴えること。

二 全面完全軍縮を目指す一環として、国家間の相互不信を除去または低減する努力を行うとともに、すべての核兵器保有国に対し、検証制度を伴った核軍縮の実効ある措置をとるよう強く訴えること。

三 世界で唯一の被爆国日本の立場から、地下核実験を含む核実験全面禁止条約の早期締結を要請するとともに、核兵器不拡散条約未加盟国に対しては、同条約への早期加盟を勧奨すること。また、すべての国に対して、化学兵器全廃のための国際条約が早期に締結されるよう呼びかけること。

四 非核武装地帯構想は、核拡散の防止ひいては世界の平和の維持に重要な意義を有していることにかんがみ、適切な条件の整っている地域に非核武装地帯の設置が実現するよう国際的努力をすること。

五 際限のない軍備の増強は当事国にとつても看過し得ない問題である。よつて通常兵器の分野も含め軍備を必要

最小限度にとどめるよう各国に強く訴えるとともに、広く世界の経済的社会的発展が推進されるよう呼びかけること。

右決議する。

(2) 本会議において採択された請願件名一覧

○内閣委員会

七四件

- 恩給法等の国家補償堅持に関する請願（第一号外二〇件）
- 旧軍人軍属恩給欠格者救済に関する請願（第一〇三七号外八件）
- 傷病恩給等の改善に関する請願（第一三七二号外一三件）
- 元日赤救護看護婦に対する慰勞給付金に関する請願（第一七五二号外一九件）

○地方行政委員会

三四件

- 地方交付税の総額確保と財政調整機能の強化に関する請願（第一四四号）（意見書付）
- 交差点等の交通事故防止対策に関する請願（第三四八号外一五件）
- 交差点事故防止対策に関する請願（第一六〇八号外一六件）

○法務委員会

二三件

- 法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願（第一二三五号外二三件）

○外務委員会

一四件

- ジュネーヴ四条約追加議定書への加入に関する請願（第一九号外一三件）

○文教委員会

四九件

- 学校事務職員等の職制の整備確立に関する請願（第三三三号外四五件）
- 私学助成の充実に関する請願（第五二号）
- へき地教育振興に関する請願（第八六九号）
- 在日留学生対策の充実に関する請願（第一〇四二号）

○社会労働委員会

一〇四件

保育所制度の充実に関する請願（第四号外二〇件）

保育制度の維持、充実に関する請願（第二七号外七件）

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願（第四六号外三五件）

覚せい剤・麻薬等薬物乱用防止対策の強化に関する請願

（第一六六号外二件）

国立腎センター設立に関する請願（第四三二号外七件）

保育所制度充実に関する請願（第一〇八四号）

手話通訳の制度化に関する請願（第一五〇九号）

石綿（アスベスト）対策に関する請願（第一七一〇号）

小規模障害者作業所等の助成に関する請願（第一九四〇号外二四件）

○農林水産委員会

一件

農産物輸入自由化に伴う諸対策の確立に関する請願（第八六八号）

○運輸委員会

一八件

鉄道・航空運賃の身体障害者割引制度の内部障害者への適用拡大に関する請願（第一三九九号外一六件）

旅客鉄道・航空運賃の身体障害者割引制度の内部障害者への適用拡大に関する請願（第一五一一号）

奄美群島の振興開発に関する請願（第一九〇〇号外四件）

○建設委員会

五件

沖縄及び北方問題に関する特別委員会 一件

北方領土返還促進に関する請願（第三二九号）

四、委員会別国政調査概要

○内閣委員会

昭和六十三年

三月二十二日

火曜日

今期国会における本委員会関係の内閣提出予定法律案に関する件、総理府関係の施策に関する件及び昭和三十三年度内閣、総理府関係予算に関する件について小渕内閣官房長官から、総務庁の基本方針に関する件及び昭和三十三年度総務庁関係予算に関する件について高鳥総務庁長官から、

防衛庁の基本方針に関する件について瓦防衛庁長官から、

昭和三十三年度防衛庁関係予算に関する件及び昭和三十三年度皇室費に関する件について政府委員からそれぞれ説明を聴いた。

派遣委員から報告を聴いた。

○地方行政委員会

昭和六十三年

二月二十日

土曜日

派遣委員から報告を聴いた。

三月九日

水曜日

地方行財政、消防行政、警察行政等の基本施策に関する件について梶山國務大臣から所信を聴いた。昭和三十三年度自治省関係予算及び警察庁関係予算に関する件について政府委員から説明を聴いた。

四月二十一日 木曜日

地方行財政、消防行政、警察行政等の基本施策に関する件（消防法の一部を改正する法律案（閣法第五〇号）と一括議題）について梶山自治大臣、政府委員、建設省及び運輸省当局に対し質疑を行った。

四月二十八日 木曜日

地方行財政、消防行政、警察行政等の基本施策に関する件（公有地の拡大の推進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第四九号）（衆議院送付）と一括議題）について梶山國務大臣、政府委員、国土庁及び厚生省当局に対し質疑を行った。

五月 十二日 木曜日

昭和六十三年度の地方財政計画に関する件について梶山自治大臣から概要説明を聴いた後、政府委員から補足説明を聴いた。

○法務委員会

昭和六十三年

三月二十八日 月曜日

法務行政の基本方針に関する件について林田法務大臣から所信を聴いた。

○外務委員会

昭和六十三年

五月二十四日 火曜日

第三回国際連合軍縮特別総会に関する決議を行った。

○大蔵委員会

昭和六十三年

二月 十六日 火曜日

財政及び金融等の基本施策に関する件について宮澤大蔵大臣から所信を聴いた。

三月二十二日 火曜日

財政及び金融等の基本施策に関する件について宮澤大蔵大臣、政府委員及び総理府当局に対し質疑を行った。

○文教委員会

昭和六十三年

三月 十日 木曜日

文教行政の基本施策に関する件について中島文部大臣から所信を聴いた。

昭和六十三年度文部省関係予算に関する件について政府委員から説明を聴いた。

三月二十二日 火曜日

文教行政の基本施策に関する件について中島文部大臣、政府委員及び内閣法制局当局に対し質疑を行った。

○社会労働委員会

昭和六十三年

三月 一日 火曜日

厚生行政の基本施策に関する件及び昭和六十三年度厚生省関係予算に関する件について藤本厚生

大臣から所信及び説明を聴いた。
労働行政の基本施策に関する件及び昭和六十三年労働省関係予算に関する件について中村労働大臣から所信及び説明を聴いた。

三月二十二日 火曜日

厚生行政の基本施策に関する件について藤本厚生大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

三月二十四日 木曜日

労働行政の基本施策に関する件について中村労働大臣、政府委員、労働省及び外務省当局に対し質疑を行った。

四月 十二日 火曜日

社会保障制度等に関する件（社会福祉・医療事業団法の一部を改正する法律案（閣法第五四号）（先議）と一括議題）について藤本厚生大臣、政府委員、法務省及び文部省当局に対し質疑を行った。

四月 十四日 木曜日

労働問題に関する件（労働安全衛生法の一部を改正する法律案（閣法第六七号）（先議）、勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案（閣法第六八号）（先議）と一括議題）について中村労働大臣、政府委員、労働省、消防庁、厚生省及び法務省当局に対し質疑を行った。

五月二十四日 火曜日

育児休業に関する件について中村労働大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○農林水産委員会

昭和六十三年

三月 一日 火曜日

昭和六十三年年度の農林水産行政の基本施策に関する件について佐藤農林水産大臣から所信を聴いた。

三月二十二日 火曜日

昭和六十三年年度の農林水産行政の基本施策に関する件について佐藤農林水産大臣、政府委員、経済企画庁、文部省、国土庁当局及び参考人日本中央競馬会副理事長犬伏孝治君に対し質疑を行った。

三月二十四日 木曜日

畜産物等の価格安定等に関する件について佐藤農林水産大臣、政府委員、農林水産省及び厚生省当局に対し質疑を行った。

畜産物価格等に関する決議を行った。

三月三十一日 木曜日

牛肉・オレンジ等の輸入自由化問題に関する決議を行った。

○商工委員会

昭和六十三年

三月二十二日 火曜日

通商産業行政の基本施策に関する件について田村通商産業大臣から所信を聴いた。
経済計画等の基本施策に関する件について中尾経済企画庁長官から所信を聴いた。

昭和六十二年における公正取引委員会の業務の概略に関する件について梅澤公正取引委員長から説明を聴いた。

三月二十四日 木曜日

通商産業行政の基本施策に関する件及び経済計画等の基本施策に関する件について中尾経済企画庁長官、田村通商産業大臣、梅澤公正取引委員会委員長、政府委員、国土庁、運輸省、外務省及び労働省当局に対し質疑を行った。

五月二十四日 火曜日

OECD閣僚理事会に関する件、米国の経済状況及び見通しに関する件、米国の包括通商法案に関する件、日ソ貿易問題に関する件、アラスカ原油の輸入に関する件、テクノポリスに関する件、日米秘密特許問題に関する件、映画産業の振興に関する件、クレジット産業の問題に関する件、技術者育成に関する件等に対し田村通商産業大臣、中尾経済企画庁長官、政府委員、外務省及び文化庁当局に対し質疑を行った。

○運輸委員会

昭和六十三年
三月 一日 火曜日

運輸行政の基本施策に関する件について石原運輸大臣から所信を聴いた。
昭和六十三年度運輸省関係予算に関する件について政府委員から説明を聴いた。

四月 十四日 木曜日

運輸行政の基本施策に関する件について石原運輸大臣、政府委員、警察庁、建設省、水産庁、外

務省、内閣官房、農林水産省、労働省当局、参考人国際観光振興会会長住田俊一君及び日本国有鉄道清算事業団理事前田喜代治君に対し質疑を行った。

五月二十四日 火曜日

日本国有鉄道清算事業団及びJR旅客会社の運営状況に関する件、全国農協観光協会の運営状況に関する件、米国におけるTBT O規制の動向等に関する件、北海道における特定地方交通線（長大路線）に関する件等について石原運輸大臣、政府委員、環境庁、水産庁、厚生省当局、参考人日本国有鉄道清算事業団理事長杉浦喬也君及び本州四国連絡橋公団理事萩原浩君に対し質疑を行った。

○通信委員会

昭和六十三年
三月二十二日 火曜日

派遣委員から報告を聴いた。

郵政行政の基本施策に関する件について中山郵政大臣から所信を聴いた。

郵政行政の基本施策に関する件、郵便局の土曜閉庁の在り方に関する件、国際電気通信事業料金の値下げ問題に関する件、N T T職員の争議行為規制規定の見直しに関する件、小口預貯金金利の自由化への対応に関する件、電気通信事業法の見直しに関する件、郵政事業における内部監察に関する件、郵政事業の活性化計画に関する件、電気通信事業におけるプライバシー保護対策に関する件等について中山郵政大臣、政府委員、会計検査院、公正取引委員会事務局、通商産業省、大蔵省、郵政省当局、参考人国際電気通信株式会社常務取締役大山昇君、日本電気電話株式会社

○建設委員会

代表取締役副社長児島仁君、同社常務取締役経営企画本部長草加英資君、同社常務取締役高度通信サービス事業本部長嶋光一郎君、同社取締役ネットワーク事業本部長宮津純一郎君、同社電話事業サポート本部設備推進部長村田忠明君及び同社電話事業サポート本部営業推進部長西脇達也君に対し質疑を行った。

昭和六十三年
三月 一日 火曜日

派遣委員から報告を聴いた。

建設行政、国土行政及び北海道総合開発の基本施策に関する件について越智建設大臣、奥野国土庁長官及び粕谷北海道開発庁長官から所信を聴いた。

三月二十二日 火曜日

政府関係機関の地方移転に関する件、リゾート地域の整備に関する件、住宅対策に関する件、日本道路公団役員及び住宅・都市整備公団関係職員の汚職事件に関する件、公団住宅の家賃改定及び建て替え問題に関する件、公共事業の執行及び資材高騰対策に関する件、外国企業の我が国公共事業への参入に関する件、建設業における外国人の不法就労に関する件、日本道路公団のサービス業務に関する件、地価高騰対策に関する件、大規模震災対策に関する件、違法建築問題に関する件等について奥野国土庁長官、越智建設大臣、政府委員、大蔵省、警察庁当局、参考人日本道路公団総裁宮繁護君、同公団理事大久保一男君、同杉岡浩君、住宅・都市整備公団総裁丸山良仁君及び同公団理事渡辺尚君に対し質疑を行った。

四月二十一日 木曜日

四月二十六日 火曜日

住宅・都市整備公団家賃値上げに関する件について越智建設大臣から説明を聴き、参考人東京理科大学教授石原舜介君、元読売新聞論説委員本吉庸浩君及び全国公団住宅自治会協議会代表幹事佐長勉君から意見を聴いた後、各参考人、越智建設大臣、政府委員、参考人住宅・都市整備公団総裁丸山良仁君及び同公団理事渡辺尚君に対し質疑を行った。

住宅・都市整備公団家賃値上げに関する件について政府に対し要望を行った。

○決算委員会

昭和六十三年
四月 十五日 金曜日

派遣委員から報告を聴いた。

○科学技術特別委員会

昭和六十三年
三月 二日 水曜日

科学技術振興のための基本施策に関する件について伊藤科学技術庁長官から所信を聴いた。
派遣委員から報告を聴いた。

四月 二十日 水曜日

科学技術振興のための基本施策に関する件について伊藤科学技術庁長官、政府委員、資源エネルギー庁、特許庁、外務省当局、参考人動力炉・核燃料開発事業団理事長林政義君、同事業団理事

植松邦彦君及び同事業団環境資源部長渡辺昌介君に対し質疑を行った。

○環境特別委員会

昭和六十三年

三月

二日

水曜日

派遣委員から報告を聴いた。

公害対策及び環境保全の基本施策について堀内環境庁長官から所信を聴いた。

昭和六十三年環境庁関係予算及び各省庁の環境保全関係予算について政府委員から説明を聴いた。

公害等調整委員会の事務概要等について政府委員から説明を聴いた。

公害対策及び環境保全の基本施策に関する件について堀内環境庁長官、政府委員、通商産業省、水産庁、沖縄開発庁及び運輸省当局に対し質疑を行った。

三月二十三日 水曜日

○災害対策特別委員会

昭和六十二年

十二月二十八日

月曜日

昭和六十三年

三月二十五日

金曜日

昭和六十二年十二月十七日の千葉県東方沖の地震による災害について政府委員から報告を聴いた。

災害対策の基本施策に関する件について奥野国土庁長官から所信を聴いた。

昭和六十三年度防災関係予算に関する件について政府委員から説明を聴いた。
派遣委員から報告を聴いた。

四月 二十日 水曜日

東海地域及び南関東地域の地震対策に関する件、火山災害対策に関する件、河川改修に関する件、土砂災害対策に関する件、沖ノ鳥島の保全工事に関する件、東京臨海部の防災対策に関する件、富士山気象レーダーのエコーに関する件、国際緊急援助隊に関する件、高度情報化社会の災害対策に関する件等について奥野国土庁長官、政府委員、気象庁、科学技術庁、大蔵省、建設省、農林水産省、運輸省、水産庁、林野庁、内閣官房、防衛庁及び外務省当局に対し質疑を行った。

五月 二十日 金曜日

昭和六十三年五月三日から四日の九州中部を中心とする大雨による災害について政府委員から報告を聴いた後、同件、千葉県東方沖地震に関する件、大阪港におけるソ連船火災に関する件、地下街の防災対策に関する件等について政府委員、科学技術庁、消防庁、建設省、自治省、厚生省、中小企業庁及び文化庁当局に対し質疑を行った。

○沖繩及び北方問題に関する特別委員会

昭和六十三年
三月二十三日 水曜日

昭和六十三年度沖繩及び北方問題に関しての施策について宇野外務大臣、高鳥総務庁長官及び粕谷沖繩開発庁長官から所信を聴いた。

○土地問題等に関する特別委員会

昭和六十三年

四月二十七日 水曜日

土地対策の基本方針及び当面の諸施策に関する件について奥野国務大臣から所信を聴いた。

五月 十六日 月曜日

土地問題及び国土利用に關しての対策樹立に關する件について内海国務大臣及び政府委員に対し質疑を行つた。

○外交・総合安全保障に關する調査会

昭和六十三年

二月 十九日 金曜日

(国際経済・社会小委員会)

昭和六十三年度ODA関係予算及びODA執行上の問題点について政府委員、外務省、通商産業省及び経済企画庁当局から説明を聴いた後、政府委員、外務省、通商産業省及び経済企画庁当局に対し質疑を行つた。

二月二十六日 金曜日

(国際経済・社会小委員会)

経済協力の在り方について意見の交換を行つた。

四月 十三日 水曜日

(外交・軍縮小委員会)

太平洋時代における二国間外交について参考人上智大学教授蠟山道雄君、青山学院大学教授袴田茂樹君及び東京都立大学教授岡部達味君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行つた。

四月 二十日 水曜日

国際情勢の認識に関する件について政府委員及び外務省当局から説明を聴き、参考人東京銀行取締役副頭取宮崎知雄君及び学習院大学教授渡部福太郎君から意見を聴いた後、両参考人、政府委員及び外務省当局に対し質疑を行った。
派遣委員から報告を聴いた。

四月二十二日 金曜日

(外交・軍縮小委員会)

外交・軍縮問題に関する件について意見の交換を行った。

四月二十二日 金曜日

(安全保障小委員会)

最近の防衛問題について政府委員会から説明を聴いた後、政府委員に対し質疑を行った。

五月 十六日 月曜日

外交・総合安全保障に関する件について宇野外務大臣、瓦防衛庁長官、政府委員及び特許庁当局に対し質疑を行った。

五月二十四日 火曜日

外交・軍縮問題に関する件について外交・軍縮小委員長堀江正夫君から、安全保障問題に関する件について安全保障小委員長代理永野茂門君から、国際経済・社会問題に関する件について国際経済・社会小委員長矢田部理君からそれぞれ報告を聴いた。

外交・総合安全保障に関する調査報告書(中間報告)を提出することを決定した。

五月二十四日 火曜日
(外交・軍縮小委員会)

五月二十四日 火曜日
(安全保障小委員会)

五月二十四日 火曜日
(国際経済・社会小委員会)

外交・軍縮問題に関する件について調査報告書（中間報告）を提出することを決定した。

安全保障問題に関する件について調査報告書（中間報告）を提出することを決定した。

国際経済・社会問題に関する件について調査報告書（中間報告）を提出することを決定した。

○国民生活に関する調査会

昭和六十三年
二月 十九日 金曜日

三月 二日 水曜日

四月 十三日 水曜日

出生率の動向と対応に関する件について参考人日本大学人口研究所名譽所長黒田俊夫君、歌手アグネス・チャン君、成城大学教授森岡清美君、中央大学教授中村方子君及び明治大学教授吉田忠雄君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

出生率の動向と対応に関する件について政府委員、総理府及び文部省当局から説明を聴いた後、政府委員、総理府及び文部省当局に対し質疑を行った。

出生率の動向と対応に関する件について政府委員から説明を聴いた後、政府委員、厚生省及び警

察庁当局に対し質疑を行った。
派遣委員から報告を聴いた。

四月 二十日 水曜日

出生率の動向と対応に関する件について参考人国際連合児童基金駐日代表ポール・イグナチエフ君及び日本生命保険相互会社企画部基礎研究所設立準備室調査役小林隆三君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

四月二十五日 月曜日

出生率の動向と対応に関する件について意見の交換を行った。

五月 二十日 金曜日

国民生活に関する調査報告書（中間報告）を提出することを決定した。

○産業・資源エネルギーに関する調査会

昭和六十三年

三月 九日 水曜日

経済構造調整とその抱える問題に関し「国民生活の充実に結び付くような内需主導型経済構造への転換をどのように実現するか」及び「産業は今後どのように推移していくと展望するか」の二点について意見の交換を行った。

四月 十三日 水曜日

派遣委員から報告を聴いた。

経済構造調整とその抱える問題について意見の交換を行った。

五月 二十日 金曜日

構造調整下の我が国経済の現状と問題点について参考人経済企画庁経済研究所所長吉富勝君から意見を聴いた後、同参考人に対し質疑を行った。

構造調整下の我が国製造業の抱える問題点について参考人日本輸出入銀行海外投資研究所主任研究員櫻井眞君から意見を聴いた後、同参考人に対し質疑を行った。

石炭問題に関する件について政府委員、労働省及び経済企画庁当局に対し質疑を行った。

(付) 1 参議院役員一覧

役 員		召 集 日	会 期 中 選 任
議 長		藤 田 正 明君	
副 議 長		瀬 谷 英 行君	
常 任 委 員 長	内 閣	名 尾 良 孝君	
	地 方 行 政	谷 川 寛 三君	
	法 務	三 木 忠 雄君	
	外 務	森 山 眞 弓君	
	大 蔵	村 上 正 邦君	
	文 教	田 沢 智 治君	
	社 会 労 働	関 口 恵 造君	
	農 林 水 産	岡 部 三 郎君	
	商 工	大 木 浩 君	
	運 輸	中 野 鉄 造君	
	通 信	上 野 雄 文君	
	建 設	村 沢 牧 君	
	予 算	原 文 兵 衛君	
	決 算	穂 山 篤 君	
	議 院 運 営	嶋 崎 均 君	
懲 罰	小 笠 原 貞 子君		
特 別 委 員 長	科 学 技 術	飯 田 忠 雄君	
	環 境	松 尾 官 平君	
	災 害 对 策	梶 原 敬 義君	
	選 挙 制 度	降 矢 敬 義君	
	冲 縄 ・ 北 方	川 原 新 次 郎君	
	土 地 問 題	河 本 嘉 久 蔵君	
調 査 会 長	外 交 ・ 安 保	加 藤 武 徳君	
	国 民 生 活	長 田 裕 二君	
	産 業 ・ 資 源	大 木 正 吾君	
事 務 総 長	加 藤 木 理 勝君		

(付) II 参議院会派別所属議員数表

(会期終了日 63. 5. 25 現在)

会 派	議員数	①昭64.7. 9 任期満了			②昭67.7. 7 任期満了		
		比 例	選 挙	計	比 例	選 挙	計
自 由 民 主 党	144(9)	20(5)	50	70(5)	22(2)	52(2)	74(4)
日本社会党・護憲共同	42(4)	9(1)	13(1)	22(2)	9(1)	11(1)	20(2)
公明党・国民会議	23(3)	8(2)	4	12(2)	7(1)	4	11(1)
日 本 共 産 党	17(5)	5(2)	3	8(2)	5(1)	4(2)	9(3)
民社党・国民連合	12(1)	4	3(1)	7(1)	3	2	5
新政クラブ・税金党	4	1	1	2	2	0	2
二院クラブ・革新共闘	3	1	1	2	1	0	1
サラリーマン新党・ 参議院の会	3	2	0	2	1	0	1
各派に属しない議員	4	0	1	1	0	3	3
欠 員	0	0	0	0	0	0	0
合 計	252(22)	50(10)	76(2)	126(12)	50(5)	76(5)	126(10)

※ ()内は婦人議員数